

官報

號外 昭和七年八月二十七日

○第六十三回 衆議院議事速記録第四號

昭和七年八月二十六日(金曜日)

午後一時二十三分開議

議事日程 第三號

昭和七年八月二十六日

午後一時開議

第一 不動産融資及損失補償法案(政府提出)

第一讀會

米專賣特別會計法案
提出者 胎中楠右衛門君

胎中楠右衛門君

土井 権大君

土井 権大君

河上 哲太君

村田虎之助君

森 格君

森 格君

木下成太郎君

志賀和多利君

丹下茂十郎君

丹下茂十郎君

西岡竹次郎君

松山常次郎君

島田 俊雄君

島田 俊雄君

青木 精一君

砂田 重政君

松野 鶴平君

久原房之助君

田邊 七六君

田邊 七六君

土井 権大君

米穀法中改正法律案
提出者 胎中楠右衛門君

胎中楠右衛門君

土井 権大君

土井 権大君

河上 哲太君

村田虎之助君

森 格君

森 格君

木下成太郎君

志賀和多利君

丹下茂十郎君

島田 俊雄君

松野 鶴平君

久原房之助君

田邊 七六君

田邊 七六君

土井 権大君

内野辰次郎君
山口 義一君

内野辰次郎君

山口 義一君

森 格君

森 格君

志賀和多利君

志賀和多利君

丹下茂十郎君

丹下茂十郎君

島田 俊雄君

島田 俊雄君

松野 鶴平君

松野 鶴平君

久原房之助君

久原房之助君

田邊 七六君

田邊 七六君

土井 権大君

第明治二十五年三月三十一日
内閣總理大臣官報

自力振興計畫ニ關スル建議案

提出者

荒川

五郎君

戸井

嘉作君

一松

定吉君

佐藤

正君

松田竹

千代君

内ヶ崎

三郎君

武知

勇記君

斯波

貞吉君

上海事變直接被害者救濟ニ關スル建議案

提出者

武富

濟君

西岡竹次郎君

(以上八月二十六日提出)

一昨日二十五日齊藤内閣總理大臣ヨリ左ノ

通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

外務省亞細亞局長谷

正之

第六十三回帝國議會外務省所管事務政府

委員被仰付

一昨二十五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル

常任委員左ノ如シ

第三部選出請願委員

松尾

四郎君

西脇

晋君

一昨二十五日衆議院規則第十五條但書ニ依

リ議長ニ於テ議席ヲ左ノ通變更セリ

六

三五

藤田若水君

永田善三郎君

佐藤與一君

中島彌國次君

勝正憲君

土屋清三郎君

内ヶ崎作三郎君

福井甚三君

菅野善右衛門君

山本市英君

中田正輔君

○議長(秋田清君) 是ヨリ會議ヲ開キマ

ス、日程第一及第二ハ便宜上一括議題ト
爲スニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ日程第一、不動産融資及損失補償

法案、日程第二、昭和七年法律第六號中改

正法律案 右二案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開
キマス——大藏大臣高橋是清君
第一不動産融資及損失補償法案(政
府提出) 第一讀會第二昭和七年法律第六號中改正法律
案 昭和七年度一般會計歳出ノ財源
ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件(政
府提出) 第一讀會

不動産融資及損失補償法案

不動産融資及損失補償法

第一條 日本勸業銀行、農工銀行又ハ北
海道拓殖銀行(以下融資銀行ト稱ス)ハ
銀行ヨリ左ノ方法ニ依ル不動産資金融
通ノ請求アリタル場合ニ於テ金融ノ疏
通ヲ圖ル爲必要アリ認ムルトキハ大
藏大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ
其ノ債務者ニ對シ資金ノ融通ヲ爲スコ
トヲ得第一條 日本勸業銀行、農工銀行又ハ北
海道拓殖銀行(以下融資銀行ト稱ス)ハ
銀行ヨリ左ノ方法ニ依ル不動産資金融
通ノ請求アリタル場合ニ於テ金融ノ疏
通ヲ圖ル爲必要アリ認ムルトキハ大
藏大臣ノ定ムル所ニ依リ當該銀行又ハ
其ノ債務者ニ對シ資金ノ融通ヲ爲スコ
トヲ得第二項及第三十一條ノ第一項ノ規定
中貸付年限及償還方法ニ關スルモノノ
農工銀行法第六條ノ二及第七條ノ三第
一項ノ規定中貸付金額貸付年限及償還
方法ニ關スルモノ並ニ北海道拓殖銀行
法第七條第一項第二號及第七條ノ二ノ
規定中貸付年限及償還方法ニ關スルモ
ノハ第一條ノ規定ニ依ル融通ニハ之ヲ
適用セズ融資銀行ガ第一條ノ規定ニ依ル融通以
外ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テ第一條ノ規
定ニ依ル融通ノ額ハ日本勸業銀行法又
ハ農工銀行法ニ規定スル貸付金額ノ制
限ノ計算上之ヲ算入セズ第五條 融資銀行ハ第一條ノ規定ニ依ル
融通ヲ爲ス爲必要アルトキハ日本勸業
銀行法第三十四條第一項、農工銀行法
第二十六條第一項又ハ北海道拓殖銀行
法第十二條第一項ノ制限ニ拘ラズ債券
ヲ發行スルコトヲ得第六條 融資銀行ガ第一條ノ規定ニ依ル融通
ヲ爲ス爲債券ヲ發行スル場合ニ於テ第一
條ノ規定ニ依ル融通ヲ爲ス爲債券ヲ發
行スルコトヲ得第七條 第一條ノ規定ニ依ル融通ヲ爲シ
國務大臣(高橋是清君) 第一ノ法案ニ付
キマシテ御説明ヲ申上ゲマス、時局ノ匡救
ニ關シマシテハ、特ニ前議會ニ於テ御決議
ニナフテ居ル次第モアリマシテ、政府ニ於キ
マシテモ種々對策ヲ攻究立案致シタノデア
リマスルガ、要スルニ現下ノ如キ時局ニ際
シマシテハ、諸般ノ對策ノ併用實施ニ依
テ初メテ效果ヲ期待シ得ルノアリマスル
ガ、就中是等對策中ノ根本手段タル金融ノ
圓滿ヲ期スルガ爲ニハ、通貨ノ供給ヲ容易ナ
ラシムル事ト相趁シテ、金融機關ノ内部ニ
シテ、其活動ヲ圓滑ナランムルコトガ極メ
テ必要ナコト、信ジ、政府ハ茲ニ本案ヲ提
出シタ次第アリマス、即チ日本勸業銀行、勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第八條 第六條第一項ノ契約ニ基キ政府
ガ融資銀行ニ對シテ支拂フベキ損失補
償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコ
トヲ得第十條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ
交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之
ヲ定ム
附 則本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行前大藏省預金部ノ引受ニ係ル債
券資金ヲ以テ融資銀行ノ爲シタル資金ノ
融通ニシテ第一條ノ規定ニ依ル融通ニ相
當スルモノハ之ヲ第一條ノ規定ニ依ル融
通ト看做ス昭和七年法律第六號中改正法律案
第一條中「一億六千六十萬圓」ヲ「三億二
千一百六十萬圓」ニ改ム

附 則

本法ヘ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(國務大臣高橋是清君登壇)○國務大臣(高橋是清君) 第一ノ法案ニ付
キマシテ御説明ヲ申上ゲマス、時局ノ匡救
ニ關シマシテハ、特ニ前議會ニ於テ御決議
ニナフテ居ル次第モアリマシテ、政府ニ於キ
マシテモ種々對策ヲ攻究立案致シタノデア
リマスルガ、要スルニ現下ノ如キ時局ニ際
シマシテハ、諸般ノ對策ノ併用實施ニ依
テ初メテ效果ヲ期待シ得ルノアリマスル
ガ、就中是等對策中ノ根本手段タル金融ノ
圓滿ヲ期スルガ爲ニハ、通貨ノ供給ヲ容易ナ
ラシムル事ト相趁シテ、金融機關ノ内部ニ
シテ、其活動ヲ圓滑ナランムルコトガ極メ
テ必要ナコト、信ジ、政府ハ茲ニ本案ヲ提
出シタ次第アリマス、即チ日本勸業銀行、

不動産又ハ不動産抵當附債權ヲ擔保トスル
貸付ヲ爲スコト、又ハ其銀行ヨリ不動産ヲ
抵當トシテ借入ヲ爲シテ居ル債務者ニ對
シ、肩替ノ爲ノ貸付ヲ爲スコトノ請求ヲ受ケ
シタ場合ニ於テ、金融ノ疏通ヲ圖ル爲メ
必要デアルト認メタルトキハ、是等ノ不動
産銀行ヲシテ上記ニ依ラザル貸出ヲ爲サン
メテ、以テ其目的ヲ達セシムルト共ニ、他
方之ニ依リ日本勸業銀行、農工銀行又ハ北
海道拓殖銀行ガ損失ヲ被リ、爲ニ其地位ヲ
危クスルコトナカラシメンガ爲メ是等ノ不
動産銀行ニ對シ、國家ガ一億圓ヲ限り其損
失ヲ補償スペキコトヲ約スルノハ、此際潤
ニ必要已ムヲ得ザル處置ト考へル次第デア
リス、又其損失決定ヲシテ公正ナラシメル
爲メ、勅令ヲ以テ不動産融資損失審査會ヲ
置クコト、シ而シテ日本勸業銀行、農工銀
行又ハ北海道拓殖銀行ニ對スル補償ハ、公
債交付ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノト致
シマシタ、尙ホ本法ニ依ル融資ノ財源ニ付
キマシテハ、今後三年間ニ政府ヨリ低利資
金五億圓ヲ、是等ノ不動産銀行ニ供給スル
ノ豫定デアリマスノデ、融資銀行ガ本法ニ
依リ融資ヲ爲シ得ル期間モ、之ニ應ジテ本
法施行ノ日ヨリ三年ト致シタイト考ヘマ
ス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコト
ヲ希望致シマス

又第二案ニ付テ御説明ヲ申上ゲマス、昭
和七年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲
公債發行ニ關スル改正法律案提出ノ理由
ヲ説明致シマス、前回ノ帝國議會ニ於キ
マシテ、昭和七年度一般會計歳出ノ財源ニ
充ツル爲メ、一億六千六十萬圓ヲ限り公債
ヲ發行スルコトヲ得ル法律ノ成立ヲ見タノ
デアリマスガ、今回ノ時局匡救等ニ關スル
経費總額一億六千三百四十萬圓ノ内、歳出
ニ伴フ普通歲入ヲ以テ支辨スル金額六十一
万餘圓ヲ差引キタル一億六千二百七十八万
餘圓ハ、今日ノ場合其財源ヲ公債ニ依ルノ

不動産又ハ不動産抵當附債權ヲ擔保トスル
貸付ヲ爲スコト、又ハ其銀行ヨリ不動産ヲ
抵當トシテ借入ヲ爲シテ居ル債務者ニ對
シ、肩替ノ爲ノ貸付ヲ爲スコトノ請求ヲ受ケ
シタ場合ニ於テ、金融ノ疏通ヲ圖ル爲メ
必要デアルト認メタルトキハ、是等ノ不動
産銀行ヲシテ上記ニ依ラザル貸出ヲ爲サン
メテ、以テ其目的ヲ達セシムルト共ニ、他
方之ニ依リ日本勸業銀行、農工銀行又ハ北
海道拓殖銀行ガ損失ヲ被リ、爲ニ其地位ヲ
危クスルコトナカラシメンガ爲メ是等ノ不
動産銀行ニ對シ、國家ガ一億圓ヲ限り其損
失ヲ補償スペキコトヲ約スルノハ、此際潤
ニ必要已ムヲ得ザル處置ト考へル次第デア
リス、又其損失決定ヲシテ公正ナラシメル
爲メ、勅令ヲ以テ不動産融資損失審査會ヲ
置クコト、シ而シテ日本勸業銀行、農工銀
行又ハ北海道拓殖銀行ニ對スル補償ハ、公
債交付ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノト致
シマシタ、尙ホ本法ニ依ル融資ノ財源ニ付
キマシテハ、今後三年間ニ政府ヨリ低利資
金五億圓ヲ、是等ノ不動産銀行ニ供給スル
ノ豫定デアリマスノデ、融資銀行ガ本法ニ
依リ融資ヲ爲シ得ル期間モ、之ニ應ジテ本
法施行ノ日ヨリ三年ト致シタイト考ヘマ
ス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコト
ヲ希望致シマス

○武田徳三郎君（武田徳三郎君登壇）
（武田徳三郎君登壇）私ハ只今日程ニ上ヲテ居
リマスル二法案ノ中、第一ノ不動産融資及
損失補償法案ニ付キ、二三ノ疑ヲ質シタイ
ト存ズル者デアリマス

○議長（秋田清君）通告順ニ依リ質疑ヲ許
シマス——武田徳三郎君

○武田徳三郎君（武田徳三郎君登壇）
（武田徳三郎君登壇）私ハ只今日程ニ上ヲテ居
リマスル二法案ノ中、第一ノ不動産融資及
損失補償法案ニ付キ、二三ノ疑ヲ質シタイ
ト存ズル者デアリマス

不動産ノ資金化ノ必要ナルコトハ、今更
申上グル必要ハアリマセヌ、是ハ年來國民
ノ要望スルモノデアリマシテ、政府モ亦既
ニ是ニ鑑ミル所ガアツタト見エマシテ、今
春來二億圓ノ程度ニ於テ地方銀行ノ不動產
ニ金融ヲ與ヘルト云フ計畫ヲ御立テニナ
リ、既ニ取敢ヘズ五千万圓ノ程度ニ於テ融
資實行ニ著手セラレテアルコトハ周知ノ事
實デアリマス、併ナガラ不幸ニシテ此不動
產資金化ノ政府ノ計畫ハ、全ク失敗ニ歸シ
タノデアリマス、政府モ亦此既往ノ實績ニ
鑑ミラレマシタ思フノデアリマスガ、此
度本案ヲ提出セラレマシテ、國家補償ノ下ニ
資金化ヲ實現セントスルコトニ相成、タコ
トハ、洵ニ私ト致シマシテハ國民ノ爲ニ喜
ブベキコトデアルト考ヘルノデアリマス、
就キマシテ一二疑ヲ大藏大臣ニ伺テ御説
明ヲ煩シタイト思フノデアリマス、
ノデアルカ、或ハ銀行ヲ目的トシテ居ラル、
シテ、債務者個人ヲ目的トシテ居ラル、ノ

外アリマセヌ、而シテ其内八十一萬餘圓ハ、既定ノ法律ニ依リ道路公債ヲ發行シ、其他ノ一億六千百九十七萬餘圓ハ、所謂歲入補填公債ノ發行ヲ必要トスルコトハ、曩ニ昭和七年度追加豫算ノ大要ヲ説明致シマシタ際ニ申述ベテ置キマシタ通リデアリマス、其發行ノ爲ニハ昭和七年度法律第六號中ノ公債發行限度ヲ改正増額スルノ必要ガアリマス、右ノ理由ニ依リ本法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス

○議長(秋田清君) 通告順ニ依リ質疑ヲ許
シマス——武田徳三郎君

○武田徳三郎君私ハ只今日程ニ上テ居
〔武田徳三郎君登壇〕

リマスル二法案ノ中、第一ノ不動産融資及
損失補償法案ニ付キ、二三ノ疑ヲ質シタイ
ト存ズル者デアリマス

行又ハ北海道拓殖銀行ニ對スル補償ハ、公債交付ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノト致シマシタ、尙ホ本法ニ依ル融資ノ財源ニ付キマシテハ、今後三年間ニ政府ヨリ低利資金五億圓ヲ、是等ノ不動産銀行ニ供給スルノ豫定デアリマスノデ、融資銀行ガ本法ニ依リ融資ヲ爲シ得ル期間モ、之ニ應ジテ本法施行ノ日ヨリ三年ト致シタイト考ヘマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ希望致シマス

タノデアリマス、政府モ亦此既往ノ實績ニ
鑑ミラレマシタ思フノデアリマスガ、此
度本案ヲ提出セラレマシテ、國家補償ノ下ニ
資金化ヲ實現セントスルコトニ相成タコ
トハ、洵ニ私ト致シマシテハ國民ノ爲ニ喜
トベキコトデアルト考ヘルノデアリマス、
就キマシテ一二疑フ大藏大臣ニ伺テ御説
明ヲ煩シタイト思フノデアリマス、
第一ハ政府ハ果シテ不動産融資ニ付キマ
シテ、債務者個人ヲ目的トシテ居ラル、ノ
デアルカ、或ハ銀行ヲ目的トシテ居ラル、
ノデアルカ、之ヲ伺ヒタインノデアリマス、

勿論本案ヲ拜見シマスルノニ、銀行ニ融通スルヤ
スルト同時ニ、債務者個人ニモ融通スルヤ
ウニ規定サレテアルノデアリマス、是ハ法
文ノ上カラ申シマスレバ沟ニ結構ノコトデ
アルト思フノデアリマスルガ、併ナガラ私
ノ疑ノ存スル所以ノモノハ、今春來ノ今申
シマシタ所ノ政府ノ實行ニ著手サレマシタ
二億圓ニ當ル融資ニ對スル實際ノ成績ヲ見
マルスト云フト、殆ド銀行ニ隠ラレテ居
ノデアリマス、又從來政府ノ爲ス所ヲ見マ
スルト云フト、銀行救濟ト云フコトニ重點
ヲ置カレルヤウニ思フノデアリマス、私ノ
見ル所ヲ以テ致シマスト云フト、銀行ノ救
濟ヲ決シテ不要トハ申シマセヌケレドモ、
今日地方農村ノ不動産ノ資金化ヲ最モ必要
トスルモノハ、個人ガ持ツテ居ル所ノ不動
産ガ非常ナ值下リヲ受ケテ、之ヲ擔保トシ
テ融通ヲサセルコトニ頗ル困難ヲシテ居ル
ト云フ事實ト同時ニ、既ニ其所有セル不動
産ヲ擔保トシテ金融ヲ受ケテ居ル者ハ、銀
行カラ返済ヲ迫ラレルコトガ急ニシテ、頗
ル困難ノ狀態ニ陥ラザルヲ得ナイト云フ實狀ニア
ルト云フコトハ明白ナ事柄デアリマス、故
ニ昭和二年慶ノ際ニ政府ノ執ラレタル如
ク、預金者ヲ助ケルト云フ目的ノ下ニ融資
セラレルナラバ、銀行ニ對シテ此補償法案
ノ重點ヲ置クコトヲ私モ承認致シマスケレ
ドモ、既ニ本案第一條ニ規定シテアリマス
ル如ク、金融ノ疏通ト云フコトヲ目的ト致
シマスナラバ、不動産ヲ擔保ニ提供致シテ
居ル所ノ債務者ヲ救済スルト云フ手段ヲ執
合ニ於テモ、銀行ニ返済スルコトヲ條件ト
致シテ居ルノデアリマスルカラ、債務者ニ
融通ヲ付ケ、債務者ヲ救済スルト云フコト
ハ、債務者ヲ救済スルノミナラズ、廳テハ

此債務者ニ融通ヲ付ケテ居ル所ノ銀行ヲ
モ、併セテ救済スルコトガ出来マスノデ、
所謂一石二鳥ノ利益ヲ擧ゲルコトガ出来ル
ト私ハ思フノデアリマス、斯様ナ意味合ニ
於テ、私ノ希望スル所ハ主トシテ債務者個
人ニ融通ヲ付ケルト云フコトヲ此法案ノ目
的ト致シマシタナラバ、洵ニ本案ノ所謂金
融ノ疏通ト云フ目的ヲ完全ニ達スルコトガ
出来ルノデハアルマイカ、斯様ニ考ヘルノ
デアリマス、斯様ナ希望ノ下ニ、果シテ政
府ハ最初ニ申上げマシタル如ク、此本案融
通ノ目的ノ重點ヲ銀行ニ置カレルカ、或ハ
債務者個人ニ置カレルカ、其點ニ向テ大藏
大臣ノ御意嚮ヲ承リタイト思フノデアリマ
ス

チマセウ、併ナガラ今日ノ此地方農村ノ一般ノ金融ノ逼迫セル状態ト云フモノハ、決シテ昭和二年ノ一部分ノ金融ノ梗塞ニ譲ルモノデハナイノデアリマス、金融界ノ安寧ヲ私ガ申スマデモナク、之ニ人心ノ安定ヲ與ヘルト云フコトガ、金融ヲ滑カニスル重大ナル基本ニナルノデアリマス、故ニ或ハ三割或ハ四割、若シ出來得ベクンバ五割程度ノ補償ヲ政府ガ與ヘルト云フコトヲ本案ニ規定致シマスルナラバ、其效果ハ偉大ナルモノガアルデハアルマイカ、併ナガラ斯様ニ規定致シタカラト云フテ、必シモ政府ハ其損害ヲ受ケルコトハナカラウト思フノデアリマス、何トナレバ不動産ニ融資ヲ致シマスルノデアリマスカラ、多少景氣が回復致シマシテ、サウシテ不動産ノ値上リガアリマスルナラバ、補償額ヲ如何様ニ多ク此法律ノ上ニ規定致シマシテモ、決シテ政府ハソレダケノ損害ヲ受ケルモノデハナイノデアリマスルカラ、補償額ヲ多クスレバスル程、金融ヲ滑カニスルト云フ利益ガアッテモ、政府ハ是方爲ニ損失ヲ多クスルト云フ危険ハ毫モナイト思フノデアリマス、斯様ナ意味合ニ於テ、私ハ此補償額ガ少クハアルマイカ、又他ノ産業組合ニ對スル補償ノ割合ヲ考ヘテ見マンテモ、聊カ釣合ガ取レナイヤウニ思フノデアリマス、政府ノ提案サレマシタル所ノ産業組合ニ對スル政府ノ補償額ハ、三割ニ當テ居ルノデアリマス、然ルニ同一性質ノ此不動産金融ニ對シテ二割ト云フコトハ、如何様ニ考ヘテモ私ハ此比率ガ當ラ得ナイヤウニ思フノデアリマスリ御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。今一點御伺ヲ致シタイ事ハ、信託會社並ニ無盡會社等ノ不動産貸付ニ付テハ、如何様ナ御處置ヲ執ラル、ノデアルカ、此法案例見マスルト云フト、全然信託會社並ニ無盡會社ノ不動産ノ金融ト云フコトニ向テ

ハ、考慮サレテアル跡ヲ見出ス事ガ出來ナイノデアリマス、併ナガラ今日我國ニ於ケル信託會社ハ、御承知ノ如クニ三十幾ツアモノデハナイノデアリマス、金融界ノ梗塞ニ譲ル信託會社ハ、必シモ主トシテ不動産ノ融資ヲ致シマセヌケレドモ、地方ニ於ケル信託會社ハ、適當ナル擔保物ガ無イ爲ニ、大抵ハ普通銀行ト同様ニ不動産ヲ擔保トシテ、貸付ヲ致シテ居ルト云フコトガ現在ノ實情デアリマス、而シテ私ノ調査致シタル所ニ依リマスルト云フト、或ハ多少誤シテ居ルカ知レマセヌケレドモ、大體ハ多クノ過チハナカラウカト確信ヲ致シテ居リマスルガ、信託會社ガ現在不動産ヲ擔保ト致シテ貸付ヲシテ居ル額ハ、一億五千万圓以上ニ上リテ居ルト信ジテ居ルノデアリマス、是ハ今日ノ地方農村ト致シマシテハ、決シテ輕々ニ看過スペカラザル問題デアリマス、最初ノ第一問ニ於テ申上ゲタル如ク、果シテ此不動産融資ト云フコトハ、債務者個人ヲ目標トシテ救濟ヲスルト云フコトガ適當デアルト致シマスルナラバ、普通銀行ニ不動産ヲ擔保ニ提供致シテ居る者ハ、本案ニ依テ十分ナル融資ヲ受け、サウシテ救済ヲサル、コトガ出來ルノニ、同ジク不動産ヲ信託會社ニ擔保ト致シテ居る者ガ、何等ノ恩恵ヲ受ケナイト云フコトハ、是ハ甚ダ不公平ナル取扱デハアルマイカ、最初ニ申上ゲタル如ク、若シ本案ガ銀行ヲ救濟スル、隨テ銀行ノ預金者ヲ救濟スルト云フコトガノデアリマス、ソレカラ第二ハ一億圓ノ政庫ノ補償ハ金額ガ少イ、例へば昭和二年ノ主ナル目的デアリマスルナラバ、比較的預金者ニ危険ヲ與ヘナイ所ノ信託會社ヲ救濟スルト云フコトヲ、本案カラ除外サルト云フコトハ、聊カ道理アルコトヲ私ハ認めマス、併ナガラ主ナル救済ノ對象ガ、不動産ヲ擔保ニ提供致シテ居ル所ノ債務者個人ヲ對象トシ、目標ト致スト云フコトデアリマスルナラバ、信託會社ニ不動産ヲ提供シテ居ル所ノ債務者ニ向シテハ、一顧モ與ヘナリ御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

○國務大臣高橋是清君（拍手）　武田君ノ御質疑ニ對シテ御答ヲ致シマス、先づ第一ガ銀行ヲ救濟スルノガ主ノヤウデアッテ、個人ニ重點ヲ置イテナイト、斯ウ云フ御考デアル、此目的ハ成程手續トシテハ直接銀行ノ固定シテ居ルモノヲ流動サセルト云フノデスカラシテ、手續トシテハ第一ニ銀行ニ掛ル重點ヲ置イテ居ルコトハ、銀行ヨリ不動産ノデアリマス、併シ其結果ハ皆個人ニ行クノデアリマスカラ、ヤハリ單ニ銀行其モノヲ救濟スルト云フノガ目的ニアラズシテ、コトニ結果ハナルノデアリマスカラ、御考ト結果ニ於テハ變ラナイヤウニナルト思フガアリハセヌカ、度々申通リ五億ノ補償スルトカ、或ハ其融通ノ力ヲ付ケルト云フコトニ結果ハナルノデアリマスカラ、御考ノガ目的アリハセヌカ、是ハ甚ダ不公平ナル取扱デハアルマイカ、最初ニ申上ゲタル如ク、若シ本案ガ銀行ヲ救濟スル、ノデアリマス、ソレカラ第二ハ一億圓ノ政庫ノ補償ハ金額ガ少イ、例へば昭和二年ノ主ナル目的デアリマスルナラバ、比較的預金者ニ危険ヲ與ヘナイ所ノ信託會社ヲ救済スルト云フコトヲ、本案カラ除外サルト云フコトハ、聊カ道理アルコトヲ私ハ認めマス、併ナガラ主ナル救済ノ對象ガ、不動産ヲ擔保ニ提供致シテ居ル所ノ債務者個人ヲ對象トシ、目標ト致スト云フコトデアリマスルナラバ、信託會社ニ不動産ヲ提供シテ居ル所ノ債務者ニ向シテハ、一顧モ與ヘナリ御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

○國務大臣高橋是清君（拍手）　武田君ノ御質疑ニ對シテ御答ヲ致シマス、先づ第一ガ銀行ヲ救濟スルノガ主ノヤウデアッテ、個人ニ重點ヲ置イテナイト、斯ウ云フ御考デアル、此目的ハ成程手續トシテハ直接銀行ノ固定シテ居ルモノヲ流動サセルト云フノデスカラシテ、手續トシテハ第一ニ銀行ニ掛ル重點ヲ置イテ居ルコトハ、銀行ヨリ不動産ノデアリマス、併シ其結果ハ皆個人ニ行クノデアリマスカラ、ヤハリ單ニ銀行其モノヲ救濟スルト云フノガ目的ニアラズシテ、コトニ結果ハナルノデアリマスカラ、御考ト結果ニ於テハ變ラナイヤウニナルト思フガアリハセヌカ、度々申通リ五億ノ補償スルトカ、或ハ其融通ノ力ヲ付ケルト云フコトニ結果ハナルノデアリマスカラ、御考ノガ目的アリハセヌカ、是ハ甚ダ不公平ナル取扱デハアルマイカ、最初ニ申上ゲタル如ク、若シ本案ガ銀行ヲ救済スル、ノデアリマス、ソレカラ第二ハ一億圓ノ政庫ノ補償ハ金額ガ少イ、例へば昭和二年ノ主ナル目的デアリマスルナラバ、比較的預金者ニ危険ヲ與ヘナイ所ノ信託會社ヲ救済スルト云フコトヲ、本案カラ除外サルト云フコトハ、聊カ道理アルコトヲ私ハ認めマス、併ナガラ主ナル救済ノ對象ガ、不動産ヲ擔保ニ提供致シテ居ル所ノ債務者個人ヲ對象トシ、目標ト致スト云フコトデアリマスルナラバ、信託會社ニ不動産ヲ提供シテ居ル所ノ債務者ニ向シテハ、一顧モ與ヘナリ御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

(武田徳三郎君登壇)

○武田徳三郎君 大藏大臣ヨリ御説明ヲ承
リマシタガ、詳細ノコトハ何レ委員會ニ於
テ更ニ承ルコト、致シマシテ、私ノ甚ダ懸
念シテ居リマシタ本案ノ目的ガ、銀行救濟
ニ重點ヲ置カル、ノデハアルマイカト豫想
シテ居リマシタ通リノ御答辯ヲ受ケマシタ
ノデ、私ハ甚ダ其點ヲ遺憾ト致シマスル爲
ニ、第一點ノミヲモウ一過御伺ラ致シテ置
キタイト思フノデアリマス、大藏大臣ノ御
説明ニ依リマスルト云フト、銀行ニ融資ヲ
致セバ、廳テソレハ債務者ノ方ニモ廻ルカ
ラシテ、結局債務者ノ救済ニモ相成ル、斯
様ナ御説明デアリマシタ、併ナガラ銀行ニ
融資銀行カラ融通致シマスル所ノ利子ハ、
六分二厘ト云フコトニ相成テ居ルト承知
致シテ居リマス、而シテ期限モ本案實施ノ
時ヨリ十五箇年ト云フコトニナシテ居リマ
スカラ、即チ低利ニシテ長期ノ資金ヲ銀行
ハ融通ヲ受ケルコトガ出來ルノデアリマ
ス、併ナガラ銀行ハ斯様ナ便利ヲ融資銀行
カラ受ケタト致シマシテモ、ソレダケノコ
トヲ其不動産ヲ提供シテ居ル債務者ニ同様
ナ條件デ、低利ニ又長期ノ貸付ニ從來ノ貸
金ヲ變更致スト云フコトデアリマスルナラ
バ、大藏大臣ノ仰シヤル通りデアリマス、
併ナガラ其貸金ハ依然トシテ今日ノ地方ノ
農村ノ實狀ヲ大藏大臣ガ御覽ニナリマスル
ナラバ、非常ニ高イ利子デアリマス、サウ
シテ又期限ハ極メテ短イノデアリマス、不
動産ノ金融ニ拘ラズ、多クハ一箇年位ヲ辨
濟期限トシテ、何時デモ之ニ向テ辨済ヲ
迫ルコトガ出來ルヤウナ、銀行ニ都合ノ好
イ條件ヲ附ケラレテ居ルト云フノガ地方ノ
實狀デアリマス、而シテ近來ノ如ク不動產
ガ値下リニ相成ルト云フコトニナリマス
ト、債務者ニ辨済ヲ迫ルコトガ急デアリマ
ス、唯其提供ナレテ居ル不動產ガ、處分ヲ
致シマシテモ、到底其債務ノ半額モ償ヒ得
ナイト云フヤウナ場合ニ、是非ナク頼ンデ

待ッテ貰フト云フノガ實狀デアリマス、故ニ
八分若クハ九分マデ辨済シ得ル程度ノ不動
產ガアリマスル場合ニ於テハ、遠慮會釋モ
ナク、一滴ノ涙ナクシテ其不動產ヲ處分シ
ツ、アルト云フノガ、今日ノ現狀デアリマ
ニ、第一點ノミヲモウ一過御伺ラ致シテ置
キタイト思フノデアリマス、大藏大臣ノ御
説明ニ依リマスルト云フト、銀行ニ融資ヲ
致セバ、廳テソレハ債務者ノ方ニモ廻ルカ
ラシテ、結局債務者ノ救済ニモ相成ル、斯
様ナ御説明デアリマシタ、併ナガラ銀行ニ
融資銀行カラ融通致シマスル所ノ利子ハ、
六分二厘ト云フコトニ相成テ居ルト承知
致シテ居リマス、而シテ期限モ本案實施ノ
時ヨリ十五箇年ト云フコトニナシテ居リマ
スカラ、即チ低利ニシテ長期ノ資金ヲ銀行
ハ融通ヲ受ケルコトガ出來ルノデアリマ
ス、併ナガラ銀行ハ斯様ナ便利ヲ融資銀行
カラ受ケタト致シマシテモ、ソレダケノコ
トヲ其不動産ヲ提供シテ居ル債務者ニ同様
ナ條件デ、低利ニ又長期ノ貸付ニ從來ノ貸
金ヲ變更致スト云フコトデアリマスルナラ
バ、大藏大臣ノ仰シヤル通りデアリマス、
併ナガラ其貸金ハ依然トシテ今日ノ地方ノ
農村ノ實狀ヲ大藏大臣ガ御覽ニナリマスル
ナラバ、非常ニ高イ利子デアリマス、サウ
シテ又期限ハ極メテ短イノデアリマス、不
動産ノ金融ニ拘ラズ、多クハ一箇年位ヲ辨
濟期限トシテ、何時デモ之ニ向テ辨済ヲ
迫ルコトガ出來ルヤウナ、銀行ニ都合ノ好
イ條件ヲ附ケラレテ居ルト云フノガ地方ノ
實狀デアリマス、而シテ近來ノ如ク不動產
ガ値下リニ相成ルト云フコトニナリマス
ト、債務者ニ辨済ヲ迫ルコトガ急デアリマ
ス、唯其提供ナレテ居ル不動產ガ、處分ヲ
致シマシテモ、到底其債務ノ半額モ償ヒ得
ナイト云フヤウナ場合ニ、是非ナク頼ンデ

モ、少シモ銀行ハ現在ノ状態ヨリ損ハナ
デハアリマセヌカ、而シテ斯様ニ致シテ融
資ヲ受ケタル所ノ債務者ハ、其債務金額ニ
ナリマスルト、吾々ノ期待シテ居ル不動產
融資ト云フモノト、此政府ノ提案セラレタ
ル本案ノ越旨ト云フモノハ、根本ニ於テ非
常ニ相違スル所ノコトニ相成ルノデハアリ
マスマイカ、今日此地方ノ農村ヲ救ハナケ
レバナラヌト云フコトガ、所謂非常對策ノ
一つノ重大ナル意義ニナシテ居ルノデアリ
マス、此場合ニ於テ同ジク融資ヲ致シマス
ナラバ、出來得ルダケ債務者ニ直接此低利
率ヲ得ルヤウナ、洵ニ好マシキ狀態ニナ
シテ長期ナ不動產金融ヲ與ヘマスルナラ
バ、本案ニ規定シテアリマスル通リニ、其
融資ヲ受ケタル所ノ債務者ハ、此規定ニ從
テ當然銀行ニ辨済ヲ致スノデアリマス、或
ハ大藏大臣ハ斯様ナル御考ガアルカモ知レ
ナイ、今日不動產ガ甚シク值下リラシテ居ル
カラ、債務者ニ貸サウトシテモ、債務者ガ銀
行カラ借受ケテ居タダケノ金ヲ貸スコトガ
出來ナイコトニナルカモ知レナイ、サウス
ルト云フト實際行フコトハ出來ナイデアラ
ウ、銀行ナラバ其不動產ノ時價一ペイニ貸
スト云フコトデアルカラ、債務者ニ貸シタ
尙ホ詳細ノコトハ何レ委員會ニ於テ承ルト
シテ、此最モ重大ナル點ニ付テ、重ネテ說
明ヲ御願出來マスナラバ仕合ト存ジマス
(拍手)

(國務大臣高橋是清君登壇)

○國務大臣(高橋是清君) 重ネテノ御尋ニ
スガ、先刻私が御答シタノデ御分リニナル
譯デアリマセウト思ヒマスガ、私ノ言ヒ方
ガ不足シタノデアリマスカ、又重ネテノ御
尋デアリマスガ、畢竟此債務者タル個人ヲ
重點ニ置イテ居ルヤ否ヤト云フコトノ御不
審デアラウト思ヒマス、私ハ形ニ於テハ、
手續ニ於テハ、銀行ヲ先以テ第一ニ相手ニ致
シマスカラ、銀行ニ金ハ行クノデアリマス、
併ナガラ個人タル債務者ハ、其銀行ニ對シ
自分ノ不動產ヲ入レテ金ヲ借りテ居ル、
テ自分ノ不動產ヲ入レテ金ヲ借りテ居ル、
シマスカラ、銀行ニ金ハ行クノデアリマス、
レル、或ハ今日賣ラウトシテモ買手ガナ、
債務ヲ負フテ居リ、處モ出來ズ、困テ居ル
個人トシテハ、此方法ニ依テ肩代リヲス
ルコトガ出來ルノデアリマスカラ、其個人
ニ取テノ便益ハ甚ダキナモノデアッテ、
即チ今日ノ時勢ノ要求スル所ニ適フモノト
信ズルノデアリマス

○議長(秋田清君) 中島彌團次君

(中島彌團次君登壇)

○中島彌團次君 私ハ本案ニ付キマシテ、
高橋大藏大臣ト三土國務大臣ニ質問致シテ
見タイノデアリマス、三土國務大臣ニ聞イテ
見タイト云フ點ハ、ドウ云フ點デアルカラ申
シマシタナラバ、此問題ガ全部ニ瓦リマシ
テ、三土サンノ御答辯ヲ要スルト云フ譯デ
アリマセヌノデ、先年田中内閣當時ニ於ケ
ル大藏大臣ト致シマシテ、特別融通ヲヤラ
レマシタ時ノ當局ハ三土サンデアリマスル
カラ、其點ニ關シテノミ、當時ノ大藏大臣
タル、現在ノ三土國務大臣ニ對シテ、御伺

申シテ見タインデアリマス武田君ノ御質問ニ對シマシテ、高橋大藏大臣ノ御答辯ニキマシテハ、私共モ頗ル不満足ヲ感ズルモノデアリマス、私ガ此不動産融資及損失補償法案ニ付キマシテ、何故之ヲ重大視スルカ、本案ハ非常ニ重大ナルモノデアルト考ヘマス、ドウ云フ譯デ重大ナモノデアルト申シマシタナラバ、今度ノ時局匡救ノ效果方、一ニ懸テ本案ノ運用如何ニアルノデハナイカト考ヘル、高橋大藏大臣ノ昨日ノ御説明ニ依リマシテモ、三年間に六十六億圓ダケノ救濟ヲヤルノダ、是ダケノ金ガ民間ニバラ撒カレルノダ、斯ウ仰シヤイマシタ、果シテ然ラバ其三分ノ一ニ當ル此五億圓ノ金ガ、民間ニ旨ク撒カレルカ、撒カレヌカト云フコトハ、即チ今度ノ救濟問題が殆ド畫餅ニ歸スルカ、大成功ニ終ルカノ重點デアルト考ヘマス、此點カラ考ヘマシテ、此不動産ノ五億ノ貸付ト云フモノガ、三年間にニ旨ク民間ニ浸潤シテ、不動産ノ固定貸方浮キ上シテ、債務者モ金融ガ疏通シ、サウシテ又銀行モ金融ガ滑ラカニナツテ行クト云フヤウナコトニナリマシタナラバ、是ハ大成功デアルト考ヘマス、而シテ前ノ第六十二議會ニ於テ、吾々ガ尊敬スル政友會ノ鬪將島田先生が御説明ニナタ、通貨ノ圓滿ナル疏通ト云フコトニ付キマシテモ、此點ガ非常ニ重大ナル影響ヲ及ボシテ來ハセヌカト考ヘル、斯ウ云フ意味カラ考ヘマスルト、先ツ此五億圓ガドウシテ民間ニ浸潤シテ行クカ、此政府ノ今日提案セラレタルト、此三年間に十六億圓ノ金ヲ民間ニ御橋大藏大臣及三土國務大臣ノ明快ナル御答出来ナイモノデアルカト云フコトヲ研究スルト云フコトガ、私共ノ非常ナル興味ヲ惹ク所デアリマシテ、此點ニ關シマシテ高橋ヲ戴キタインデアリマス、サウ致シマスルト、此三年間に十六億圓ノ金ヲ民間ニ御出シニナルトセラレマシタナラバ、此五億圓ガドウシテ民間ノ中ニ入テ行クカト云

勢ヒ現内閣ノ時局匡救策ニ付キマシテ、聊カ打診ヲシテ見ナケレバ、此問題ガ論ジラレナイ（「鍼醫者デハ分ラナイ」ト呼フ者アリ）此前提ト致シマシテ、此問題ハ非常ナ重大性ヲ帶ビテ居ルト致シマスレバ、先ヅ現内閣ノ政策ト致シマシテ、殊ニ高橋大藏大臣ノ政策ト致シマシテハ、「インフレーション」準備ヲ著々ヤラレツ、アルト云フコトハ、是ハ明ナ話デアリマシテ、金輸出解禁ヲヤッテ居リマスル時ニ於キマシテハ、是ハ濱口前總理大臣及井上前大藏大臣ガ執ラレタ通リデ、「デフレーション」政策デ行ク外ニ途ガナイノデス、併ナガラ金ノ輸出ヲ禁止ヲ致シマシタ今日ニ於テハ、其當時政策ヲ異ニ致シマシテ、相當ナ「インフレーション」ヲヤッテ行カナケレバナラヌト云フコトモ、是亦世間定論デアリマス、此點カラ觀察致シマシタナラバ、高橋大藏大臣ハ、前ノ議會ニ於テ保證發行一億五千万圓ヲ十億圓ニ擴張致シ、ソレカラ兌換券發行税ニ付キマシテモ、五分ヲ三分ニ下ゲマシテ、是レ即チ「インフレーション」ノ準備ヲセラレタノデアリマス、更ニ資本逃避防歟法ヲ實施セラレマシテ、是亦「インフレーション」ニ依テ、逃ゲルベキ所ノ資本ヲ逃ガサナイヤウニスル網ヲ此處ニ張ラレテ居ル、サウシテ最近日本銀行ヲシテ金利ヲ引下ゲシメ、來ル十月ヨリ郵便貯金ノ利子ヲ三分ニ引下ゲマシテ、低金利政策、是亦「インフレーション」政策ノ一つノ準備デアリマシテハ、爲替ノ低落ヲ御希望ニナシテル、ソレカラ爲替ハ御承知ノ通り二十二三、弗ニナリマシテモ、放任ノ状況デアリマステ、寧ロ高橋大藏大臣及政友會ノ人々ニ至リマシテハ、爲替ノ低落ヲ御希望ニナシテ居ルヤウナ方針デアリマス、更ニ此前ノ議會ニ於キマシテ、關稅ノ引上ヲヤラレタ、此點モ一つノ「インフレーション」政策ノ準備ト言ヘマセウ、サウシテ物價ヲ高ク上げテ、一方ニハ金ヲ注イデ購買力ヲ増進サセ

マシテ、茲ニ此經濟界ノ難局打開ヲ企テ
レントンシテ居ル、斯ノ如クニ今申上ゲマシ
タ「インフレーション」政策ノ準備ト云フモ
ノハ、鶴翼ノ陣陣ヲ張テ茲ニ堂々ト出來上ラ
テシマフタノデアリマス、果シテ然ラバ之
ニ注ギ得ル所ノ金ガ下層マデ徹底シテ、是
ガ購買力ヲ刺戟致シ、而シテ物價騰貴ト相
俟チマシテ、是ニ於テ好景氣ヲ起スカ起サ
ヌカト云フ點ニ付キマシテハ、金ガ下層迄
浸ミ渡ルカ、資本ガ海外ニ逃ゲルカ否ヤガ
問題トナツテ來ルノデアリマス、現行ノ資
本逃避防止法ニ付テハ、マダ不十分ナ點ガ
アリマス、外國ヘ品物ヲ無爲替賣ルコト
ニ付テハ取締テハアリマセヌ、是モ昨日
ノ高橋太藏大臣ノ御答辯ニ依リマスト、思
惑賣買ノ爲替ヲ禁ジルトカ何トカ、心配ヲ
シテ居ルト云フコトヲ御考ニナツテ居ラレ
ルヤウデ、必ズヤ無爲替問題ニ付キマシテ
モ御取締ノ方法ヲ御考ニナルデアラウト私
ハ考ヘル、果シテ然ラバ海外ヘ逃ゲル所ノ
資本ガ、是デ止メラレルト、大體見ナケレ
ト申サレテ居リマシテ、正金銀行邊リデモ
サウ言ツテ居リマスガ、是カラ見ミシタナラ
ハ、當業者ニ承ツテ見マスト云フト、非常
ニ能ク出來テ居ル、中々立派ナ法律デアル
ト申サレテ居リマシテ、正金銀行邊リデモ
バイケマセヌ、殊ニ今度ノ資本逃避防止法
ハ、資本ハ逃ゲナイト先づ假定致シマス、
サウスレバ上カラ注ギ込ム所ノ金ガ下マデ
浸潤シテカラ、旨ク日本ノ經濟組織ノ根本
ニ行渡ルカ否ヤト云フコトガ、現内閣ノ成
功スルヤ否ヤ、此經濟政策ガ立派ナル效果
ヲ收メテ、困リ抜イテ居ル所ノ地方ノ農村
民及都會ノ中小商業、其他一般階級ヲ活
底スルコトガ出來ルヤ否ヤト云フコトハ、
是ハ重大ナル問題デアリマシテ、此點ニ付
キマシテハ非常ニ心配致シマシテ、吾々モ
亦大藏大臣及其他ノ國務大臣ニモ十分ナル

説明ヲ聽カント欲スル所デアリマス、ソコ
デ高橋大藏大臣ノ御説明ニ依リマスト、十
六億ノ金ガ三箇年間ニ使ハレルコト、ナッ
テ居リマスガ、八年度、九年度ノ問題ニ付
キマシテハ此處ニ論ジマセヌ、論ジマシテモ
政府ノ方針モ變リマセウシ、又本年度ニ於
ケル金ノ廻リ方ニ依ツテ、經濟界ノ工合モ
達ツテ來マセウカラ、十分ニ此處ニ論ズル
價値ハアリマセヌ、隨テ先ツ第一ニ高橋大
藏大臣ガ昨日説明セラレマシタ十六億ヲ先
づ正當ナルモノト見マシテ、單ニ本年度ダ
ケニドレダケ通貨ガ民間ノ中ニ落チルカ、
此點ニ付キマシテ者察シテ見マスルト、公
債ノ財源ト致シマシテ、既定計畫デ五億二
千九百万圓ヲ見テアルノデアリマス、其内
デ二億五千二百萬圓ガ滿洲事件費トナッテ
居リマシテ、更ニ今度ノ追加豫算デ一億七
千六百万圓トナッテ居リマス、サウナッテ來
マスト、合計七億五百万圓デアリマスルガ、
九千八百万圓ハ是即チ交付公債デアルカ
ラ、之ヲ除ケマスト六億七百万圓ガ今年度
ニ於キマシテ、即チ後七箇月ニ於テは通
貨ノ増發ニナルモノト見ナケレバナリマセ
ヌ、更ニ其外ニ郵便貯金ヲ財源トシタ預金
部ノ低利資金ノ融通ノ中カラ三箇年五億圓、
本年度一億圓、政府補償ノ産業組合ヘノ融資
三箇年一億ノ中デ本年度二千五百万圓、ソ
レカラ農村及中小商工業者關係、預金部資
金元利支拂資金六千五百万圓、其外中小商
工業者ノ產業資金ト致シマシテ三千万圓、
ソレカラ農林省關係及大藏省關係ノ土木事
業ニ關スル預金部カラ出ス金ガ六千九百萬
圓トナッテ居リマス、是等ヲ合セマスルト云
フト、約二億九千四百万圓デアリマシテ、
此二億九千四百万圓ノ中デ一億八千九百万
圓ハ預金部ノ從來ノ餘力カラ出シマスカラ、
預金部ノ持ツテ居ル公債ヲ日銀ニ賣ツテ引受
ケサス分ハ、一億五百万圓デアリマス、果
シテ然ラバ初メノ六億圓ト今度ノ一億圓ガ
日本銀行ノ兌換券ヲ增發サセマシテ、今年

度ニ於ケル民間ニ下ガル所ノ通貨増發を見て宜カラウト思ヒマス、今申上ダマシタ本年度分不動産融資一億圓ト云フ所ノ金ハ、預金部カラ出スノデアッテ、郵便貯金ガ財源デアリマスカラ、議論ノ立方ニ依リマシテハ、郵便貯金ニ依テ民間カラ引上ゲテ、又之ヲ民間ニ返スノダカラ、是ハ殆ド問題ニナラナイデヤナナイカ、通貨増發ニナラヌデヤナイカト云フ議論モアリマセウ、何レニ致シマシテモ民間ニ下ルコトハ事實ニアリマスカラ、是ダケノ金ガ今年度ノ間ニ於テ落チマシタナラバ、相當是ニ於テ經濟界ニ其效果ヲ及ボシテ來ナケレバナラヌ、併ナガラ是ダケノ金ガ果シテ落チルコトガ出来ルデアラウカ否ヤト云フ問題ニ付キマシテ研究致シマスルナラバ、若シ是ガ落チナイトナツテ來マスルト、落チル方法ヲドウ云フ風ニ講ジタラ宜シイカト云フ點ニ論及サレンケレバナリマセヌ、隨テ此五億圓ヲ三箇年ノ間ニ民間ニ落ス、本年度一億圓ダケ民間ニ落スト云フコトハ、是ガ非常ナ重大性ヲ帶ビテ參ルノデアリマシテ、本年度ノ一億圓ニ付テ、果シテ政府ノ遣リ方デ民間ニ落チルヤウニナツテ居ルカト言ヘバ、私共ハ武田君ト同ジヤウニ、是ハ中々落チナイト云フコトヲ疑フノデアリマス、其點ニ付テ先ツ第一ニ、五億圓ト云フモノガ、ドウ云フヤウナ算出ノ根據カラ決定サレタカ、其點ヲ私ハ第一ニ伺シテ見タイ、不動産ノ債權ガ、私共ノ調査スル所ニ依リマスルト、普通銀行ノ所有不動産ノ價格ガ、營業用ノ建物及土地ヲ除キマシテ一億七千万圓アリマス、貯蓄銀行ノ同ジモノガ一億八千万圓アリマス、普通銀行ノ土地建物貸付債權額ガ十四億二千万圓アリマス、貯蓄銀行ノ所有ノモノト合計シマスルト、十六億三千百万圓ト云フコトニナツテ參リマス、合計致シマスルト十四億四千八百万圓デアリマシテ、之ヲ前ノ普通銀行及貯蓄銀行ノ不動産ノ所有ノモノト合計シマスルト、十六億三千百万圓ト云フコトニナツテ參リマス、

併ナガラ此十六億三千百万圓ノモノヲ對象ト致シマシテ貸付ケル譯ニハ行キマセヌ、何トナレバ其中ニ「シンヂケート」銀行ガ十一行アリマス、コンナ資金ノ豊富ナ銀行ガ、不動産ノ債權ヲ有^テ居^タ所ガ、之ニ六分二厘^ニ貸付ケル必要ハアリマセヌカラ、是ハ引イテ見ナケレバナラヌ、其「シンヂケート」銀行ノ不動産擔保ノ貸付高ガ二億二千八百万圓トナツ居ルト致シマスナラバ、之ヲ引キマスルト十四億圓ガ普通銀行ト貯蓄銀行ノ不動産ノ債權デアッテ、此十四億圓デ今回貸付ケル所ノ對象物トナツテ來ルト私ハ考ヘマス、此十四億圓ノ中^ニ、大體何故ニ五億圓ト云フモノニ限定シタノデアルカ、此五億圓ニ限定シタト云フ根據ニ付キマンシテ、私共ガ考ヘテ見マスルノニ、大體銀行數カラ之ヲ通算ヲシテ見マスト云フト、普通銀行ガ七百三十行アルト記憶シテ居リマス、貯蓄銀行カ二百何ボアルト記憶シテ居リマス、合計シマスト九百三十行ニナツテ參リマスケレドモ、其銀行ノ中^ニデ無資格銀行ガ百六十アリマスカラ、五百七十行ガ大體今日ノ貸付ノ對象ニナル銀行デハナイカト私共ハ考ヘルガ、此五百七十行ノ中^ニ貯蓄銀行二百行ハ大體良イト見テ問題ニナラヌ、而シテ、十一ノ「シンヂケート」銀行モ問題ニナラヌ、然ラバ其五百七十行ヨリ二百十一行、即チ貯銀ト「シンヂケート」銀行數トヲ合計シタモノヲ差引ケバ三百六十九行トナリ、前ニ述ベタ九百三十行ノ大體ニ於テ三分ノ一トナルノデ、十四億圓ノ三分ノ一即チ五億圓ノ貸付ヲ行フモノト割出シテ來タノデハナイカト私共想像致シマス

ソレカラモウ一ツ私共ノ聽イテ見タイノハ、何故ニ五億圓ノ二割即チ一億圓ヲ補償スルコトニ定メタノデアルカ、此補償ノ如何ガ、五億圓ノ金ガ民間ニ落チルカ落チヌカニ付キマシテ、重大ナル影響ヲ及ボシテ來マス、是ハ武田君モ私共ト同感デアリマ

スルガ、私共ノ見方ニ依リマスルト云フト
政府ハ十四億圓ヲ對象ニナサテ居ルヤウ
ニ考ヘマスケレドモ、此十四億圓ト云フモ
ノハ、昭和六年末ニ於ケル前述セル銀行ノ
所有ノ不動產擔保ノ債權額デアリマス、所
ガ今日ノ不動產ト云フモノハ、何時銀行ニ
持テ行テ擔保ニ置イタカト云、タナラバ
大部分ハ大正七八年カラ九年、十年、十
一年、十二、十三年ト云フヤウナ好況時代
デアリマシタカラ、隨テ此十四億圓ガ債權
額デアリマスナラバ、擔保額ト云フモノハ
此十四億圓ヨリカ多クナクテハナラナイ、
大體田舎ノ銀行ニ於キマシテハ、鑑定價格
ノ七掛ニ貸シテ居ルト見マシタナラバ、實
際ノ其當時ニ於ケル不動產ノ時價ハ二十億
圓ト見ナケレバイカスト私ハ考ヘマス、二
十億圓ガ對象ノ數字デナケレバナラヌ、此
二十億圓ニ對シテ七割貸ストシマスカラ、
十四億圓ト云フモノガ出テ來タト云フ算用
ニナッテ來ルト私共ハ考ヘル、果シテ然ラ
バ此二十億圓ノモノガ今日何ボニナッテ居
ルカト云フコトヲ調べテ見マシタノニ、田
舍ニ於ケル不動產ノ値下リニ付キマシテ、
田畠其他ニ依テ色々達ヒマスルガ、私ガ調
査研究致シマシタ點ニ付テ申シマスルト、
好況時代ニ於ア一段歩最高八九百圓シテ居
タモノガ、其半分ニナッテ居リマス、五六
百圓ノモノモ其半分ニナッテ居リマスカラ
ハ、大體ニ於キマシテ全部ノ不動產ノ値下
リハ、好況時代即チ此抵當權ヲ設定致シマ
シタ時ニ較ベマシタナラバ、半分ト見ナケ
レバナラヌト私共ハ考ヘマス、半分ト致シ
マスルト十億圓ニナル、斯ウ云フヤウナ算
盤カラ割出シテ見マシタナラバ、實際ニ不
動產ノ金融ヲ圓滑ニシマスニハ、十四億圓
ヲ對象トスベキデナクシテ、擔保權ヲ設定
致シマシタ當時ノ二十億圓ヲ以テ、不動產
融資損失補償ノ對象トスベキモノデアルト
考ヘマス、サウシマスルト其七掛ト見レバ、
今回提案ノ五億圓ノ代リニ十四億圓マデ

期スルコトハ出來ナイト云フコトニナリマス、併シ十四億圓ヲ不動産金融ニ貸付ケルト云フコトハ、是亦無謀ナ話デアリマシテ必ズシモ此十四億圓ハ全部固定債權デ、アキマシテハ、是ハ誰デモハキリト結論ヲ立テ得ルコトハ出來ナイト考ヘマスマイ、隨テドレ丈ヶガ立派ナ債權デアッテ、ドレ丈ヶガ取レナイ債權デアルト云フコトニ付キマシテハ、是ハ誰デモハキリト結論ヲ立テ得ルコトハ出來ナイト考ヘマスマイ、隨テ少ナクトモ補償金額ト云フモノヲ一億圓以上ニシテヤラナケレバナラスト云フ結論ハドウシテモ出テ參リマセウ、今申上ゲマシタ如ク、譬ヘテ申シマスレバ抵當權設定當時ニ千圓シテ居タモノモ、當時七掛デアリマスカラ七百圓シカ貸シテ吳レヌカラソレガ五百圓ニナックタ致シマスト、鑑定價格ガ今度ハ百分ノ百ヲ貸シテ吳レルトシテモ、今度ハ五百圓シカ貸シテ吳レヌカラ二百圓ノ不足ヲシテ參リマスノデ、銀行ノ方ニ於キマシテモ、此一億圓位ノ補償デハ、借リニ來ナインテハナイカト云フコトヲ私ハ非常ニ心配致シマス、少クトモ此補償額ト云フモノハ十四億圓全體ガ、鑑定價格ニ當ルト見マシテモ、其二割ヲ補償スルナラバ即チ十四億圓ノ二割デアリマスカラ、二億八千万圓位ハ補償シテヤラナケレバ、私ハ不動產ノ金融ハ圓滑ニ行カナイト考ヘルノデアリマス、此點ハ私ダケノ愚見デハアリマゼ、當業者ニ就キマシテモ、其他不動產ニ付テ研究シテ居ル人ニ就キマシテモ、私ハ相當ニ研究シテ居リマスガ、一億圓位ノ補償デハ到底此五億圓ノ貸付ト云フモノハ十分ニ勤クモノデハナイト云フ結論ヲ得テ居ル次第デアリマス果シテ是ガ眞ナリトセバ二割ノ補償デハイカヌ、少クトモ是ハ四十五割位ノ見當マデ精儀ヲ上ボサナケレバナラヌコトヘ、今申上ダタ概算ノ數字ニ依リマシテモ明デアルト私ハ考ヘマス此點ニ付キマシテ高橋大藏大臣ハ一億圓バ

カリノ補償デ、ドウシテ此五億ヲ融資ガ消
化サレタト思フノデアリマスカ、此點ニ付
テモウ少シク補償ヲ増シ、今述べタヤウニ
不動産ノ價格ガ半減シテ居ルト云フ點カラ
考ヘマシテ、如何ニ御考ヘニナルカト云フ
點ヲ御尋申シテ見タイ

ソレカラ其次ニ質問シタイノハ、貸付利
率ガ六分二厘ニナツテ居ルトノコトデアリ
マス、預金部ガ五分六厘見當デ、之ヲ勸業
銀行及北海道拓殖銀行、農工銀行ニ貸付ル
コトニナツテ居リマシテ、是等中間銀行ガ
六厘ダケノ利鞘ヲ取リマシテ、銀行若クハ
債務者ニ渡リマスル時ニハ金利ガ六分二厘
ニナツテ來ルノデアリマス、此六分二厘ノ金
利ト云フモノデ、果シテ此五億圓ノ融資ヲ
動力コストガ出來ルカ否ヤ、此點ニ付テ高
橋大藏大臣ニ私ハ伺ッテ見タイ、何故カト
申シマスルト云フト、地方銀行ノ預金八五
分乃至五分五厘ガ最高デアリマス、稀ニハ
六分ノ所モアリマスガ、大體ニ於キマシテ
私が調べマシタ所ニ依リマスルト、地方銀
行ニ對スル普通ノ農村カラ持ッテ來テ居ル
預金ハ五分乃至五分五厘、多イ所デ六分位
ナ見當デアリマスノニ、之ニ對シテ普通銀
行ガ六分二厘ノ金ヲ此中間銀行ガ借りテ來
タト致シマシテモ、預金ノ利率ヨリカ高イ
金利デアリマシタナラバ、普通銀行ノ預金
ノ拂出ハ私ハ出來ナイト考ヘマス、此融資
法ノ目的ハ、高橋大藏大臣モ説明サレマシ
タル如ク、銀行ニ固定シテ居ル不動産債權
ノ固定ヲ解クト同時ニ、其債務者ニモ亦之
ニ對シテ金融ノ圓滑ヲ圖フテヤルノデアリ
マス、斯ウ仰セラレマシタコトカラ見マシ
タナラバ、少クトモ預金ノ「コスト」ヲ割
タ利息デナケレバ、債務者ノ方ニ於キマシ
テモ、銀行ノ方ニ於キマシテモ、私ハ十分
ニ此制度ヲ利用スルコトガ出來ナイダラウ
ト考ヘマス、殊ニ預金ヨリカ安イ利息デ借
リテ参リマシテ、サウシテ之ニ依テ預金
者ノ方ニ預金ヲ拂出シテヤルト云フヤウナ

方法ヲ取テ行クナラバ、田舎ニ於ケル資
金ノ枯渴ガ是ニ於テ救濟セラレルノデハナ
イカ、果シテ然ラバ六分二厘ヲ引下ゲル所
ノ必要ハアルマイデハナイカト云フ點ニ付
キマシテ、私ハ御尋シテ見タイ、サウシマ
スルト云フト、斯ウ云フヤウナ結果ニナツ
テ参リマス、預金部ノ融資餘力ハ一億八千
九百万圓ヨリナインデアッテ、ソレヲ彼方此
方ヘベラ撒イテ使シマッテ、後トノ足ラ
ヌ所ハ預金部ガ持テ居ル公債ヲ日本銀行
ニ賣ッテ、ソレカラ得タ資金デナケレバ出
來ナイモノデアリマスカラ、御承知ノ通り
預金部ハ現在十一億ニ近イ所ノ公債ヲ持
テ居リマスルガ、其中資金化シ得ルモノガ
九億圓ト聞イテ居リマス、此九億圓ノモノ
ヲ日本銀行ニ持タシマシテ日本銀行カラ金
ヲ取ル、サウスレバ公債ノ利廻デアル所ノ
三分六厘ト云フモノガ出テ來マスカラ、五分
六厘ヲ割ッテハイケナイト云フ議論カラ致
シマシテ、中間銀行ノ利鞘ノ六厘ヲ取上げ
ルコトハムツカシイデアリマセウ、ドウシ
テモ中間銀行ハ利鞘ガナケレバ勵キマスマ
イ、果シテ然ラバ此五分六厘ト云フ公債ノ
利廻ヲ割ッテハイカヌカラ、六分二厘ニ定
メタノダト云フ御答辯ガアルカモ知レマセ
ヌケレドモ、郵便貯金ノ利息ハ御承知ノ通
リ、十月カラ三分ニ引下ゲラレマス、サウ
シテ公債ノ市價ハ騰リツ、アリマス、而シ
テは是ダケハ地方ニ於テハ取テ除ケテ動力
ナクナル、此固定ハ解ク方法ガナイカト云
フコトガ問題ニナル、今度ノ不動産融資ハ
六分二厘ノ利子、特融ノ擔保ノ不動産ハ四
分三厘、此固定ハ解ケナイ、是カラ先五年
間ハ解ケナイデアラウト思ヒマス、サウス
ルト地方農村ニ於ケル所ノ此不動産ノ中
ノガ固定貸トシテ解ケナイ、併シ此固定ヲ
解ク方法ハドウシタラ宜シカ、是ハ非常
ニ、統制銀行ト云フ銀行ガ出來テ居リマス
ルガ、其銀行ノ内容及其動力、目的ニ付テ
ハ詳細ナル點ニ付テ承リマセヌカラ、私ハ
此處ニ批評スル所ノ何物ヲモ持テ居リマ
セヌガ、少クトモ從來ノ特別銀行ハ七分二
厘見當デ貸シテ居ル利息ノ所ヘ持テ來テ、
公共團體ニ貸付ルナラバイザ知ラズ、六分
二厘見當ノ利息デ普通銀行ヤ個人ニ貸付ケ
ルコトニナリマスト、一方ハ安イ利息、一
方ハ高イ利息デアッテ、一方ニ於テハ事務
ハ非常ニ嚴格ニヤッテ、鑑定價格モ嚴格ニ

テ見タイ
ソレカラモウ一つノ點ニ付キマシテ、是
ハ特別融通ノ問題ニナツテ來マスガ、特別融
通ニ付キマシテハ、三土國務大臣閣下ハ、
御承知ノ通りニ四分三厘見當ノ利息デ以テ
スルト云フト、斯ウ云フヤウナ結果ニナツ
テ参リマス、預金部ノ融資餘力ハ一億八千
九百万圓ヨリナインデアッテ、ソレヲ彼方此
方ヘベラ撒イテ使シマッテ、後トノ足ラ
ヌ所ハ預金部ガ持テ居ル公債ヲ日本銀行
ニ賣ッテ、ソレカラ得タ資金デナケレバ出
來ナイモノデアリマスカラ、御承知ノ通り
預金部ハ現在十一億ニ近イ所ノ公債ヲ持
テ居リマスルガ、其中資金化シ得ルモノガ
九億圓ト聞イテ居リマス、此九億圓ノモノ
ヲ日本銀行ニ持タシマシテ日本銀行カラ金
ヲ取ル、サウスレバ公債ノ利廻デアル所ノ
三分六厘ト云フモノガ出テ來マスカラ、五分
六厘ヲ割ッテハイケナイト云フ議論カラ致
シマシテ、中間銀行ノ利鞘ノ六厘ヲ取上げ
ルコトハムツカシイデアリマセウ、ドウシ
テモ中間銀行ハ利鞘ガナケレバ勵キマスマ
イ、果シテ然ラバ此五分六厘ト云フ公債ノ
利廻ヲ割ッテハイカヌカラ、六分二厘ニ定
メタノダト云フ御答辯ガアルカモ知レマセ
ヌケレドモ、郵便貯金ノ利息ハ御承知ノ通
リ、十月カラ三分ニ引下ゲラレマス、サウ
シテ公債ノ市價ハ騰リツ、アリマス、而シ
テは是ダケハ地方ニ於テハ取テ除ケテ動力
ナクナル、此固定ハ解ク方法ガナイカト云
フコトガ問題ニナル、今度ノ不動産融資ハ
六分二厘ノ利子、特融ノ擔保ノ不動産ハ四
分三厘、此固定ハ解ケナイ、是カラ先五年
間ハ解ケナイデアラウト思ヒマス、サウス
ルト地方農村ニ於ケル所ノ此不動産ノ中
ノガ固定貸トシテ解ケナイ、併シ此固定ヲ
解ク方法ハドウシタラ宜シカ、是ハ非常
ニ、統制銀行ト云フ銀行ガ出來テ居リマス
ルガ、其銀行ノ内容及其動力、目的ニ付テ
ハ詳細ナル點ニ付テ承リマセヌカラ、私ハ
此處ニ批評スル所ノ何物ヲモ持テ居リマ
セヌガ、少クトモ從來ノ特別銀行ハ七分二
厘見當デ貸シテ居ル利息ノ所ヘ持テ來テ、
公共團體ニ貸付ルナラバイザ知ラズ、六分
二厘見當ノ利息デ普通銀行ヤ個人ニ貸付ケ
ルコトニナリマスト、一方ハ安イ利息、一
方ハ高イ利息デアッテ、一方ニ於テハ事務
ハ非常ニ嚴格ニヤッテ、鑑定價格モ嚴格ニ

テ見タイ
ソレカラモウ一つノ點ニ付キマシテ、是
ハ特別融通ノ問題ニナツテ來マスガ、特別融
通ニ付キマシテハ、三土國務大臣閣下ハ、
御承知ノ通りニ四分三厘見當ノ利息デ以テ
スルト云フト、斯ウ云フヤウナ結果ニナツ
テ参リマス、預金部ノ融資餘力ハ一億八千
九百万圓ヨリナインデアッテ、ソレヲ彼方此
方ヘベラ撒イテ使シマッテ、後トノ足ラ
ヌ所ハ預金部ガ持テ居ル公債ヲ日本銀行
ニ賣ッテ、ソレカラ得タ資金デナケレバ出
來ナイモノデアリマスカラ、御承知ノ通り
預金部ハ現在十一億ニ近イ所ノ公債ヲ持
テ居リマスルガ、其中資金化シ得ルモノガ
九億圓ト聞イテ居リマス、此九億圓ノモノ
ヲ日本銀行ニ持タシマシテ日本銀行カラ金
ヲ取ル、サウスレバ公債ノ利廻デアル所ノ
三分六厘ト云フモノガ出テ來マスカラ、五分
六厘ヲ割ッテハイケナイト云フ議論カラ致
シマシテ、中間銀行ノ利鞘ノ六厘ヲ取上げ
ルコトハムツカシイデアリマセウ、ドウシ
テモ中間銀行ハ利鞘ガナケレバ勵キマスマ
イ、果シテ然ラバ此五分六厘ト云フ公債ノ
利廻ヲ割ッテハイカヌカラ、六分二厘ニ定
メタノダト云フ御答辯ガアルカモ知レマセ
ヌケレドモ、郵便貯金ノ利息ハ御承知ノ通
リ、十月カラ三分ニ引下ゲラレマス、サウ
シテ公債ノ市價ハ騰リツ、アリマス、而シ
テは是ダケハ地方ニ於テハ取テ除ケテ動力
ナクナル、此固定ハ解ク方法ガナイカト云
フコトガ問題ニナル、今度ノ不動産融資ハ
六分二厘ノ利子、特融ノ擔保ノ不動産ハ四
分三厘、此固定ハ解ケナイ、是カラ先五年
間ハ解ケナイデアラウト思ヒマス、サウス
ルト地方農村ニ於ケル所ノ此不動産ノ中
ノガ固定貸トシテ解ケナイ、併シ此固定ヲ
解ク方法ハドウシタラ宜シカ、是ハ非常
ニ、統制銀行ト云フ銀行ガ出來テ居リマス
ルガ、其銀行ノ内容及其動力、目的ニ付テ
ハ詳細ナル點ニ付テ承リマセヌカラ、私ハ
此處ニ批評スル所ノ何物ヲモ持テ居リマ
セヌガ、少クトモ從來ノ特別銀行ハ七分二
厘見當デ貸シテ居ル利息ノ所ヘ持テ來テ、
公共團體ニ貸付ルナラバイザ知ラズ、六分
二厘見當ノ利息デ普通銀行ヤ個人ニ貸付ケ
ルコトニナリマスト、一方ハ安イ利息、一
方ハ高イ利息デアッテ、一方ニ於テハ事務
ハ非常ニ嚴格ニヤッテ、鑑定價格モ嚴格ニ

テ見タイ
ソレカラモウ一つノ點ニ付キマシテ、是
ハ特別融通ノ問題ニナツテ來マスガ、特別融
通ニ付キマシテハ、三土國務大臣閣下ハ、
御承知ノ通りニ四分三厘見當ノ利息デ以テ
スルト云フト、斯ウ云フヤウナ結果ニナツ
テ参リマス、預金部ノ融資餘力ハ一億八千
九百万圓ヨリナインデアッテ、ソレヲ彼方此
方ヘベラ撒イテ使シマッテ、後トノ足ラ
ヌ所ハ預金部ガ持テ居ル公債ヲ日本銀行
ニ賣ッテ、ソレカラ得タ資金デナケレバ出
來ナイモノデアリマスカラ、御承知ノ通り
預金部ハ現在十一億ニ近イ所ノ公債ヲ持
テ居リマスルガ、其中資金化シ得ルモノガ
九億圓ト聞イテ居リマス、此九億圓ノモノ
ヲ日本銀行ニ持タシマシテ日本銀行カラ金
ヲ取ル、サウスレバ公債ノ利廻デアル所ノ
三分六厘ト云フモノガ出テ來マスカラ、五分
六厘ヲ割ッテハイケナイト云フ議論カラ致
シマシテ、中間銀行ノ利鞘ノ六厘ヲ取上げ
ルコトハムツカシイデアリマセウ、ドウシ
テモ中間銀行ハ利鞘ガナケレバ勵キマスマ
イ、果シテ然ラバ此五分六厘ト云フ公債ノ
利廻ヲ割ッテハイカヌカラ、六分二厘ニ定
メタノダト云フ御答辯ガアルカモ知レマセ
ヌケレドモ、郵便貯金ノ利息ハ御承知ノ通
リ、十月カラ三分ニ引下ゲラレマス、サウ
シテ公債ノ市價ハ騰リツ、アリマス、而シ
テは是ダケハ地方ニ於テハ取テ除ケテ動力
ナクナル、此固定ハ解ク方法ガナイカト云
フコトガ問題ニナル、今度ノ不動産融資ハ
六分二厘ノ利子、特融ノ擔保ノ不動産ハ四
分三厘、此固定ハ解ケナイ、是カラ先五年
間ハ解ケナイデアラウト思ヒマス、サウス
ルト地方農村ニ於ケル所ノ此不動産ノ中
ノガ固定貸トシテ解ケナイ、併シ此固定ヲ
解ク方法ハドウシタラ宜シカ、是ハ非常
ニ、統制銀行ト云フ銀行ガ出來テ居リマス
ルガ、其銀行ノ内容及其動力、目的ニ付テ
ハ詳細ナル點ニ付テ承リマセヌカラ、私ハ
此處ニ批評スル所ノ何物ヲモ持テ居リマ
セヌガ、少クトモ從來ノ特別銀行ハ七分二
厘見當デ貸シテ居ル利息ノ所ヘ持テ來テ、
公共團體ニ貸付ルナラバイザ知ラズ、六分
二厘見當ノ利息デ普通銀行ヤ個人ニ貸付ケ
ルコトニナリマスト、一方ハ安イ利息、一
方ハ高イ利息デアッテ、一方ニ於テハ事務
ハ非常ニ嚴格ニヤッテ、鑑定價格モ嚴格ニ

常ニ緩カニヤラナケレバナラス、又百分ノ百、鑑定ノ全額ヲ貸スコトニナレバ、事務ガ非常ニ、此點ニ於テ從來ノ固イ勸業銀行ヤ其他ノ特殊銀行ノヤリ方ヲ素ルト云フコトニナゾテ來マス、此點カラ考ヘマシタナラバ、昭和二年ノ特別融通問題ヤラ、ソレカラ産業組合ニ對スル此度ノ補償ヤラ、ソレカラ本案ノ不動產融資ヤラヲ一緒ニシマシテ、補償銀行ト云フモノヲ造ツテ、之ニ取扱ハサシタ方ガ私ハ宜クハナイカト考ヘル、是等ノ點カラ考ヘマシテ、大藏大臣及三土鐵相ハ如何ニ御考ニナルノデアリマセウカ

ソレカラ現在ノ勸業銀行其他ニヤラセマシタナラバ、此五億圓ガ十分ニ民間ニ浸潤シナイト云フ結果ニナゾテ來マス、ソレハドウ云フ譯カト申シマスト、長野縣ノ一例ヲ藉テ見マシタナラバ、一ツノ或ル長野縣ノ村デ勸業銀行ノ擔保ニ入テ居リマシタ土地ガ、其村ニ於キマシテ是ガ競賣ラント賣レナカツナラバ、其村カラ誰ガ申込ンデ行キマシテモ、他ノ人々ニドレダケノ立派ナ擔保ガアツテモ貸サナイ方針ヲ採ツテ居リマス、恰モ選舉法ノ連座規定ノ如キモノニアリマシテ、一人ガ勸業銀行へ支拂ヘナクナゾタナラバ、全村ガ此責任ヲ負ハナケレバナラヌト云フヤウナ、全ク斯ウ云フヤウナヤリ方デアツタナラバ、到底此五億圓ノ金ハ民間ニ浸潤シテ行カナイト云フコトヲ私共ハ確信スル所ノ結論ニ至ツテ居リマス、斯ウ云フヤウナ從來ノ勸業銀行ノヤリ方、其他特殊銀行ノヤリ方カラ致シマシタナラバ、到底五億圓ドコロカ、一億圓ノ補償一ペイ方漸クニシテ民間ニ潤ウテ行クト云フコトダケデハナイカト云フコトヲ私共ハ心配致シマス(拍手)

ソレカラモウ一ツハ救濟ノ對象ガ何處ニ在ルカ、中小商工業者及小農ニ在ルト致シマスルナラバ、サウ云フ點ニ付キマシテ

私共ハ是等ノ人々へ此選ニ這入ラヌト云
コトヲ心配シテ居ル、殊ニ北海道方面ニ於
テモ斯ウ云フコトガ多々アルト私ハ考ヘマ
スルガ、餘リ言サト差障リガアリマスカラ
止メマスクレドモ、兎モ角モ或ル特殊銀
行デ大口ノ取引ヲ不動産擔保デヤッテ居ル
人ガアリマス、此方面ダケニ此六分二厘ノ
低利ノモノヲ向ケラレテシマヒマシテ、サ
ウシテ他ノ眞ニ救ハレバキ小サイ所ノ擔
保ノ所有者即チ中小農工商業者ハ、是ガ見
捨テラレルノヂヤナイカ、此點ニ付キマシ
テ或ハ政黨ノ有力者ノ壓迫ガナイトモ限ラ
ナイ、色々又地方ノ有力者ノ壓迫モナイト
モ限ラナイ、ソレヲ如何ニシテ御監督ナサ
ルノデアルカ、此點ヲ私共非常ニ懸念ニ考
ヘマシテ、大口ノ所謂有產階級ノ堂々タル
人々ノ不動産擔保ノモノノミガ解決セラレ
マシテ、眞ニ救ハレルベキ中小農工商業者
ハ此中カラ除ケラレルノヂヤナイカト云フ
コトヲ私共痛切ニ心配致シテ居リマス（拍
手）ソレカラモウ一ツハ三土大藏大臣ニ御
尋ヲ申上ゲマスルガ（笑聲）當時ノ三土大藏
大臣ニ申上ゲマスルガ、此普通銀行ニ對シ
マシテ中間銀行ガ相當ニ借錢ヲシテ居リマ
ス、特別融通ノ時ニ當リマシテモ預金ノ支
拂ノ爲ニ六億八千何百万圓ト云フ大金ガ、
是ガ所謂補償ニナシテ民間ニ貸出サレマシ
タケレドモ、實ハ預金ノ支拂ニモナラズシ
テ銀行ガ、日本銀行ノ全ク別ノ貸付ニ付テ
支拂ウタト云フ事實ヲ私共澤山調べテ居リ
マスルガ、果シテ然ラバ此六分二厘ノ低利ヲ
中間銀行ト普通銀行間ニ於ケル別ノ固定シ
タ不良債權ニ振替ヘラレル憂ガアルノデハナ
イカト云フ點ニ付キマシテ、ドウシテ之ヲ御
監督ナサルカ、此處迄御監督ナサルト云フ
コトハ容易ノ事デハナイト私ハ考ヘマス、
ガアリマスカラ、私ハ申上ゲマゼヌガ、此安
利息デ借ヲテ置イテ、他ノ方面ノ債權債

務ヲ消スコトニナリマス、斯ウナッテ來マスト云フト、今迄舉ガマシタ點ヲ觀察致シマシタナラバ、此五億圓ガ民間ニ對シテ十分ニ徹底スルヤウニ此案ガ出來テ居ナイト云フ結論ニ達シマスナラバ、十六億三年間ノ融資ニ依ル所謂此時局救濟ト云フコトハ畫餅ニ歸スルノデハナイカト云フコトヲ私共心配ヲシテ居ル一人デアリマス、由來高橋大藏大臣ノ政策ト云フモノヘ、斯ウ云フヤウナ工合ニ觀察シテ見マスルト云フト一寸御話ヲ止メテ私ノ演説ヲ聽イテ戴キタイ——網ノ目ガ段々破レテ參リマシテ、見越輸入ガ過去ヲデシマウテカラ、關稅ノ改正ヲ第六十二議會ニ於テヤット提出致シタ、昨年ノ十二月ノ十日ニ於キマシテ若槻内閣が倒レ、直ダ一日カ十二日カニ金ノ輸出禁止ヲヤッタ、サウシテ其儘ズト捨て置キマシテ、ソレカラ六月ニナッテヤット關稅ヲ改正シテ見越輸入ヲ防イグ、見越輸入ガ過去ヲデシマッテカラ後ニ、見越輸入防止關稅改正法案ガ出ル、資本ガ逃げテシマップテカラ、資本逃避防止法ガ制定サレルト云フヤウナ、コンナヤリ方デアリマシテ、果シテ此時局ガ救濟サレルデアリマセウカ、私共ハ此點ニ付テ疑ツテ居ル、實際ノコトヲ申上ゲマスナラバ、本年一月政友會内閣ニ於テ、解散ヲセズニ關稅ノ改正、資本逃避防止法ヲ成立セシメテ置イテ、資本ガ逃げナイヤウニシ、更ニ保證準備ノ擴張其他ノ政策ヲ立て、置イテ、後ニ議會ヲ解散致シタナラバ、私ハ國家ノ爲ニドレダケ利益デアタカト考ヘル、本年一月ノ議會解散ト云フコトハ、民政黨ニ損害ヲ與ヘタバカリデナク、日本全體——日本全國民ニ對シマシテ非常ナル損害ヲ與ヘ、經濟のノ匡救ニ付キマシテ之ヲ遲延セシメテ、日本國民ニ損害ヲ與ヘタト云フコトヲ私ハ茲ニ附加テ置ク次第アリマス、以上ニ付キマシテ高橋大藏大臣及三土國務大臣ノ御答辯ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(三土忠造君) 昭和二年ノ特別融資法制定竝ニ其後ニ於ケル運用ニ付キマシテ色々御質問ガアリマシタガ、其當時ニ於キマシテ五億圓ノ補償ヲ致シタノデアリマスガ、其後ニ急激ナル經濟界ノ變動ガ起リ、不動產其他諸物價ノ暴落ガ起リマシタ爲ニ、私共ハ初メ五億圓迄ノ實際ノ補償ハ要ラヌト思ウテ居リマシタケレドモ、今日デハ左様ナ影響ニ依リマシテ、五億圓ノ中デ餘程多額ノ補償ヲセンケレバナラヌ結果ニナツテ居ルト思ヒマス、併シ先刻來ノ御質問ハ、今回ノ不動產肩代リノ補償ニ關スルコトデアリマスカラ、現當局ノ大藏大臣ヨリ御答辯下サル方ガ宜カラウト思ヒマス、又特別融資ノ今尙ホ淺^シテ居ルモノヲ如何ニ處分スルカト云フ御尋デアリマスガ、是モ十年ノ期限デアリマシテ、其期限モマダ餘程残^リテ居リマスシ、銀行ソレ^ノノ状況ニ依テ回収ノ方法モ違フコトデアリマスノデ、其事柄ニ付キマシテモ、私ガ意見ヲ申述べマスクコトハ現當局ニ對シテ越權ノ處置デアルト考ヘマスカラ差控ヘマス(拍手)

〔國務大臣三土忠造君登壇〕

官報號外

考へ様一ツデ議論ハドウニデモ出來ル、或ハ斯様ナ事ハ大キナ力ノ有ル者ノ占有スル所トナフテ、目的トスル中小商工農業者ナドニヘ其恩惠ガ及バナイト云フ弊害モ生ズルデアラウ、其弊害等ハドウシテ監督スルカト言ハレル、成程物ニハ必ズ弊害ガ伴フデス、此弊害ハ成ベク起ラヌヤウニセネバナラヌノデアルケレドモ、因ツタコトニハ何カーツ新シイ事ヲ設ケレバ、必ズソレニ弊害ガ伴フ、其弊害ノ由ヲテ來ル原因ハ様々デアリマセウ、又最後ニ一體前内閣ガ議會ヲ解散シタノガ間違ダ、金ノ再禁止ヲシタナラバ先以テ議會ノ解散ナドヲセズニ、資本逃避防止法ノ制定、若クハ後ニ行ハレタ關稅ノ改正ナドモシテ置イテ、サウンシテ議會ヲ解散シタラ宜カラウ、斯ウ言ハレル、何故ニ前内閣ガ出來タ早々、而モ殆ド共同議會ヲ解散シテ國民ニ孰レガ善イカ惡イカトノ判断ヲサセルコトガ、最モ急務デアタクヤ資本逃避防止法ヲ出シタデ通過サセヌト云フコトハ明ニ分テ居ル、何ヲ措イテモ多數ヲ占メテ居ル所ノ其人々ガ、議會ニ於テ少數デアル所ノ新内閣ガ關稅ノ改正法案此事情ヲ持ヘタモノハ何人デアルカ、而モ此事情ヲ持ヘタモノハ何人デアルカ、而モヤウナ案ナラバ、此非常時局致シマシテハ出サヌ方ガ宜シト云フコトヲ私ハ申上ゲテ置キマス、如何ニ考ヘテモ此五億圓ガ十分ニ民間ニ徹底スルヤウニセナケレバナラヌト私ハ考ヘル

ソレカラ第二ノ點ニ於キマシテ、金利ノ六分二厘ガ高イデハナイカト云フコトヲ私共ガ御問申上ガマシタケレドモ、其點ニ付キマシテハ何等ノ御答ガアリマセヌ、是ガ重大ナル點デアリマシテ、五億圓ニ對スル一億圓ノ補償デアル、二割ガ多イカ少イカト云フコトガ重大ナル點デアタテ、私共ハ少イト考ヘル（發言スル者多シ）政友會ノ方デハガヤ／＼言ツテ才出デ遊バシマスケレドモ、武田君ノ如キハ此點ニ付テ私共ノ意見ニ贊成ヲサレテ居ル、私ノ意見ト同意コトナシ、政友會自身モ此案ニ付テ修正案ガ出タ時ニハ、必ズヤ贊成サレルデアラウト云フコトハ、政友會ノ代表者ノ武田君ノ意見ニ依リマシテ明テアリマス、ソレニ付テ私ハ屢々論旨ヲ繰返シテ問ヒタケレドモ、高橋大藏大臣何等ノ御答ガナイ、モウ少シ親切ニ、丁寧ニ、若シ高橋大藏大臣ノ御答ガナケレバ、堀切政府委員デモ宜ケレバ、大久保銀行局長デモ宜シテ、常ニ高橋大藏大臣ハ、私共ノ間フタコトニ付キマシテハ、親切丁寧ニ之ニ御答シテジマス（拍手）

（中島彌園次君登壇）

○中島彌園次君 高橋大藏大臣ノ答辯ヘ、私共ト致シマシテハ洵ニ不満足デアリマシテ、常ニ高橋大藏大臣ハ、私共ノ間フタコトニ付キマシテハ、兎モ角モ其誠意ヲ缺イ

テ居リマシテ、私共ト致シマシテハ此非常時局ヲ背負フテ居ル所ノ大藏大臣ノ答辯ト致シマシテハ、洵ニ受取レナイ次第デアルト云フコトヲ私ハ申上ゲマス、五億ト云フコトヲ決メタ理由ガ何處ニアルカト云フコトニ付テ、私ハ第一ニ申上ゲタノデアル、ソレニ付キマシテモ何等ノ數字的根據モ示サナケレバ、考ヘ様ニ依ツテハ是ハ浸潤ストモナリ、又考ヘ方ニ依ツテハドウニデモナル、ソンナ考ヘ様ニ依ツテドウニデモナルヤウナ案ナラバ、此非常時局致シマシテハ出サヌ方ガ宜シト云フコトヲ私ハ申上ゲテ置キマス、如何ニ考ヘテモ此五億圓ガ十分ニ民間ニ徹底スルヤウニセナケレバナラヌト私ハ考ヘル

ソレカラ次ニ金ノ輸出禁止ヲ昨年ノ十二月ニヤリマシタコトニ付キマシテ、其原因ハ何人ガヤタノデアルカト云フコトヲ仰セラマシタ、其議論ニ付キマシテハ色々アリマセウ、政友會カラ言ヘバ民政黨ノヤリ方ガ惡カタト言ヒマセウガ、私共カラ見レバ、一部弗賈者流ト通ジテ、此處ニ金ノ再禁止ト云フコトニ付テ策動シテ、ハ色々アリマセウ、政友會カラ言ヘバ民政黨ノヤリ方ガ惡カタト言ヒマセウガ、私共カラ見レバ、一部弗賈者流ト通ジテ、此處ニ金ノ再禁止ト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレニ付テ解散セナクテモ、如何ニ民政黨ガ當時ニ於テ二百八十名ノ絕對多數ヲ有フテ居タト致シマシテモ、金ノ輸出禁止ヲヤッタ此非常時局ノ時ニ於テ、資本逃避防止法ガ出ヤウガ、關稅改正法ガ出ヤウガ、或ハ兌換券ノ保證發行制度ノ改正法ガ出テ來マセウガ、吾々民政黨ハ、國家ノ爲ナラバ之ニ贊成スルニ咎デナインデアリマス（拍手）サウシテ金ノ輸出再禁止ト云フコトヲヤリマシテ、一時ニ好景氣ヲ煽テ置イテ、國民ヲ欺瞞シテ作ツタノガ此絶對多數デアルト云フコトヲ此壇上カラ申シテモ宜イト思フノデアリマス（發言スル者多シ）金輸出禁止ノ結果ハ、ヨリ深刻ナル不景氣ガ現ハレテ來タノデハナイカ、此事ダケモ申上ゲマシテ、後ハ又委員會ニ於テ承認第デアリマス（拍手）

（加藤鋼一君登壇）

○加藤鋼一君 本案ニ對シマシテハ、既ニガ民間ニ浸潤スルカセヌカト云フ點ニ付キマシテハ、時局ノ對策トシテ十六億圓ノ三分ノ一ガ畫餅ニ歸スルカ、成功ニ終ルカノ

一一點ニ懸ルコトデアリマスカラ、私ハ此點ニ付キマシテ十分ニ質シテ見タトイ思ヒマス、此議政壇上ヲ通ジマシテ國民ニ對シテテ居リマシテ、私共ト致シマシテハ此非常時局ヲ背負フテ居ル所ノ大藏大臣ノ答辯ト致シマシテハ、洵ニ受取レナイ次第デアルト云フコトヲ私ハ申上ゲマス、五億ト云フコトヲ決メタ理由ガ何處ニアルカト云フコトニ付テ、私ハ第一ニ申上ゲタノデアル、ソレニ付キマシテモ何等ノ數字的根據モ示サナケレバ、考ヘ様ニ依ツテハ是ハ浸潤ストモナリ、又考ヘ方ニ依ツテハドウニデモナル、ソンナ考ヘ様ニ依ツテドウニデモナルヤウナ案ナラバ、此非常時局致シマシテハ出サヌ方ガ宜シト云フコトヲ私ハ申上ゲテ置キマス、如何ニ考ヘテモ此五億圓ガ十分ニ民間ニ徹底スルヤウニセナケレバナラヌト私ハ考ヘル

ソレカラ次ニ金ノ輸出禁止ヲ昨年ノ十二月ニヤリマシタコトニ付キマシテ、其原因ハ何人ガヤタノデアルカト云フコトヲ仰セラマシタ、其議論ニ付キマシテハ色々アリマセウ、政友會カラ言ヘバ民政黨ノヤリ方ガ惡カタト言ヒマセウガ、私共カラ見レバ、一部弗賈者流ト通ジテ、此處ニ金ノ再禁止ト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレニ付テ解散セナクテモ、如何ニ民政黨ガ當時ニ於テ二百八十名ノ絕對多數ヲ有フテ居タト致シマシテモ、金ノ輸出禁止ヲヤッタ此非常時局ノ時ニ於テ、資本逃避防止法ガ出ヤウガ、關稅改正法ガ出ヤウガ、或ハ兌換券ノ保證發行制度ノ改正法ガ出テ來マセウガ、吾々民政黨ハ、國家ノ爲ナラバ之ニ贊成スルニ咎デナインデアリマス、ソレニ付テ解散セナクテモ、如何ニ民政黨ガ當時ニ於テ二百八十名ノ絕對多數ヲ有フテ居タト致シマシテモ、金ノ輸出禁止ヲヤッタ此非常時局ノ時ニ於テ、資本逃避防止法ガ出ヤウガ、關稅改正法ガ出ヤウガ、或ハ兌換券ノ保證發行制度ノ改正法ガ出テ來マセウガ、吾々民政黨ハ、國家ノ爲ナラバ之ニ贊成スルニ咎デナインデアリマス（拍手）サウシテ金ノ輸出再禁止ト云フコトヲヤリマシテ、一時ニ好景氣ヲ煽テ置イテ、國民ヲ欺瞞シテ作ツタノガ此絶對多數デアルト云フコトヲ此壇上カラ申シテモ宜イト思フノデアリマス（發言スル者多シ）金輸出禁止ノ結果ハ、ヨリ深刻ナル不景氣ガ現ハレテ來タノデハナイカ、此事ダケモ申上ゲマシテ、後ハ又委員會ニ於テ承認第デアリマス（拍手）

（加藤鋼一君登壇）

○加藤鋼一君 本案ニ對シマシテハ、既ニガ民間ニ浸潤スルカセヌカト云フ點ニ付キマシテハ、時局ノ對策トシテ十六億圓ノ三分ノ一ガ畫餅ニ歸スルカ、成功ニ終ルカノ

デ出来ナイノデアリマシテ、資金ノ要ラナ
イ人ニノミ貸與ヘントスルヤウナ順序、態
度、手續ヲ致サナケレバナラヌノデアリマ
スカラ、事實此金ガ運用サレルコトガムヅ
シテ此法案ヲ御出シニナツタ以上ハ、餘程茲
ニ手心ヲ御用ヒニナリマセヌト、其目的ヲ
達スルコトガ困難デアラウト思ビマス、只
今中島君モ申サレマシタヤウニ、十六億三
千万圓ト云フ、銀行ガ持テ居ル不動産ヲ
擔保トシテ貸與ヘマシタ金額ニ對シマシ
テ、五億圓ト云フ低利資金ヲ三年間ニ融通
シヨウト云フノデアリマスガ、十六億三千
万圓ニ對シマシテ、全額ノ金額ヲ融通致シ
マスルナラバ、如何ナル銀行ノ人ガ事務ヲ
執リマシテモ、公平ニ間違ナク行フコトガ
出來マスガ、其中ノ三分ノ一ニモ満タザル
所ノ五億圓ト云フ融資ヲ致サウト致シマス
レバ、自ラ勸業銀行、農工銀行、拓殖銀行
ノ當事者ハ、手心ヲ用ヒナケレバナラヌノ
デアリマス、此手心ヲ用ヒル所ニ運動、情
實、請託ガ行ハレハシナイカト云フコトヲ
憂フル者デアリマスルガ、之ニ對シテ政府
當局ハ、サウ云フ憂ガアル場合ニハ、如何
ナル方法手段ニ依テ之ヲ完全ニ監督サレ
ントスル御考デアルカ、其御考ヲ承リタイ
ト思ヒマス、又只今中島君モ御尋ニナリマ
シタガ、此十六億三千万圓ニ對シマシテ、
三箇年間ニ五億圓ノ融通ヲスル、ソレニ對
シテ一億圓ノ損失補償ヲスルト云フ、此數
字ヲ御考ニナリマシタル根據ヲ承リタイト
思ヒマス、而シテ此五億圓ノ金ニ對シテ一億
圓ト云フ損失補償ハ二割ニ當ルノデアリマ
スガ、是ハ二割ト云フコトニ區切ツテ損失
補償ヲスルトハ明示シテアリマセヌガ、五
億圓ノ所ガ假ニ四億圓シカ運用ガ出來ナク
テモ、損失補償ハ一億圓サレルノデアリ
カ、是ハ二割ト云フ計算ヲ以テサレルノデ
アリマスカ、此點モ承ルコトガ出來レバ仕
合デアリマス、又此法律ノ第一條ニアリマ

スル銀行ト云フ文字ノ中ニハ、休業銀行ハ
加ハルノデアルカ、加ハラヌノデアリマス
ルカ承リタイノデアリマス、諸君、此休業
銀行ガ加ハルカ加ハラヌカト云フコトニ依
テ變ラテ参リマス、假ニ銀行ガ連帶貸出ヲ
シテ居ル場合ガアルノデアリマス、三行、
四行、五行ノ連帶貸出ヲ致シテ居ル場合
ニ於テ、其中ニ一ツノ休業銀行ガ加ハッテ
居ルト云フヤウナ場合ニ於テハ、ヤハリ是
ハ休業銀行トシテ加ハルノデアルカ、加ハ
ラヌノデアルカ、若シサウ云フ場合ニ當リ
マシテ、其休業銀行ガ幸ニ整理ガ出來テ、
再開業ヲスルコトガ出來レバ宜シヨウノデア
リマスガ、其休業銀行ガ不幸ニシテ破綻致
シマシテ、清算ニ移ラナケレバナラヌト云
フヤウナ場合ガ生ジマシタ場合ニハ、之ニ
對シマシテ政府ハ如何ナル考ヲ持テオイ
デニナルノデアリマセウカ、サウ云フ危險
ガアリマスト、勸業銀行デモ、農工銀行デ
モ貸出ヲ手控ヘル、餘程考ヘルヤウナ結果
ニナルト思ヒマスガ、サウ云フ銀行程必要
ガ最モ痛切ニ迫テ居ルト私ハ考ヘルノデ
アリマスガ、政府ハ如何様ニ御考ニナルノ
デアリマセウカ、又一億圓ト云フ損失補償
ハ、ドウ云フ方法ニ依テ割當ニナルノデア
リマセウカ、各府縣ノ府縣別ノ割當及都市
ト町村トノ割當ノ順序、方法、金額ハドウ
云フ計算ノ根據ニ依テオヤリニナルノデア
ルカ承リタイノデアリマス、又此財源ハ預
金部ノ資金ヲ以テ運用スルヤウニナツテ居
リマスガ、此預金部ノ資金ノ主ナルモノハ
郵便貯金デアリマス、郵便貯金ハ昨年ヨリ
本年上半期ニ掛ケマシテハ、全國ノ銀行ガ
非常ニ信用ヲ失墜シタ結果、預金替ヲ致シ
テ、此見込ニ依リマシテ資金ヲ決定サレル
ト云フコトデハ、財源ガ不確實デアルヤウ
ニ考ヘマスガ、若シ預金部ノ資金ガ見込通

リニ増サナカツタ場合ニハ、如何ニ爲サル御
考デアリマセウカ、之ヲ承リタイノデアリ
マス、又今度ノ融資ノ期限ヲ十五箇年以内
ト爲サツタ根據ハ何處ニ在ルノデアリマス
カ、先般ノ低利資金ノ融通ハ明ニ二十箇年以内
トナツテ居リマス、今二十箇年ノ低利資金ヲ
銀行ガ加ハルカコト云フコトニ依
テ變ラテ参リマス、假ニ銀行ガ連帶貸出ヲ
シテ居ル場合ガアルノデアリマス、三行、
四行、五行ノ連帶貸出ヲ致シテ居ル場合
ニ於テ、其中ニ一ツノ休業銀行ガ加ハッテ
居ルト云フヤウナ場合ニ於テハ、ヤハリ是
ハ休業銀行トシテ加ハルノデアルカ、加ハ
ラヌノデアルカ、若シサウ云フ場合ニ當リ
マシテ、其休業銀行ガ幸ニ整理ガ出來テ、
再開業ヲスルコトガ出來レバ宜シヨウノデア
リマス、此委員會ノ運用ヲ過チマシタナラ
ニスカ、大要以上述ペマシタ事ニ付キマシテ、
ガ最モ痛切ニ迫テ居ルト私ハ考ヘルノデ
アリマスガ、政府ハ如何様ニ御考ニナルノ
デアリマセウカ、此委員會ハ如何ナル權限、如何ナル
機構ニ依テ組織サレントスル御考デアリマ
スカ、大要以上述ペマシタ事ニ付キマシテ、
ガアリマスト、勸業銀行デモ、農工銀行デ
モ貸出ヲ手控ヘル、餘程考ヘルヤウナ結果
ニナルト思ヒマスガ、サウ云フ銀行程必要
ガ最モ痛切ニ迫テ居ルト私ハ考ヘルノデ
アリマスガ、政府ハ如何様ニ御考ニナルノ
デアリマセウカ、又一億圓ト云フ損失補償
ハ、ドウ云フ方法ニ依テ割當ニナルノデア
リマセウカ、各府縣ノ府縣別ノ割當及都市
ト町村トノ割當ノ順序、方法、金額ハドウ
云フ計算ノ根據ニ依テオヤリニナルノデア
ルカ承リタイノデアリマス、又此財源ハ預
金部ノ資金ヲ以テ運用スルヤウニナツテ居
リマスガ、此預金部ノ資金ノ主ナルモノハ
郵便貯金デアリマス、郵便貯金ハ昨年ヨリ
本年上半期ニ掛ケマシテハ、全國ノ銀行ガ
非常ニ信用ヲ失墜シタ結果、預金替ヲ致シ
テ、此見込ニ依リマシテ資金ヲ決定サレル
ト云フコトデハ、財源ガ不確實デアルヤウ
ニ考ヘマスガ、若シ預金部ノ資金ガ見込通

リニ増サナカツタ場合ニハ、如何ニ爲サル御
考デアリマセウカ、之ヲ承リタイノデアリ
マス、又今度ノ融資ノ期限ヲ十五箇年以内
ト爲サツタ根據ハ何處ニ在ルノデアリマス
カ、先般ノ低利資金ノ融通ハ明ニ二十箇年以内
トナツテ居リマス、今二十箇年ノ低利資金ヲ
銀行ガ加ハルカコト云フコトニ依
テ變ラテ参リマス、假ニ銀行ガ連帶貸出ヲ
シテ居ル場合ガアルノデアリマス、三行、
四行、五行ノ連帶貸出ヲ致シテ居ル場合
ニ於テ、其中ニ一ツノ休業銀行ガ加ハッテ
居ルト云フヤウナ場合ニ於テハ、ヤハリ是
ハ休業銀行トシテ加ハルノデアルカ、加ハ
ラヌノデアルカ、若シサウ云フ場合ニ當リ
マシテ、其休業銀行ガ幸ニ整理ガ出來テ、
再開業ヲスルコトガ出來レバ宜シヨウノデア
リマス、此委員會ノ運用ヲ過チマシタナラ
ニスカ、大要以上述ペマシタ事ニ付キマシテ、
ガ最モ痛切ニ迫テ居ルト私ハ考ヘルノデ
アリマスガ、政府ハ如何様ニ御考ニナルノ
デアリマセウカ、此委員會ハ如何ナル權限、如何ナル
機構ニ依テ組織サレントスル御考デアリマ
スカ、大要以上述ペマシタ事ニ付キマシテ、
ガアリマスト、勸業銀行デモ、農工銀行デ
モ貸出ヲ手控ヘル、餘程考ヘルヤウナ結果
ニナルト思ヒマスガ、サウ云フ銀行程必要
ガ最モ痛切ニ迫テ居ルト私ハ考ヘルノデ
アリマスガ、政府ハ如何様ニ御考ニナルノ
デアリマセウカ、又一億圓ト云フ損失補償
ハ、ドウ云フ方法ニ依テ割當ニナルノデア
リマセウカ、各府縣ノ府縣別ノ割當及都市
ト町村トノ割當ノ順序、方法、金額ハドウ
云フ計算ノ根據ニ依テオヤリニナルノデア
ルカ承リタイノデアリマス、又此財源ハ預
金部ノ資金ヲ以テ運用スルヤウニナツテ居
リマスガ、此預金部ノ資金ノ主ナルモノハ
郵便貯金デアリマス、郵便貯金ハ昨年ヨリ
本年上半期ニ掛ケマシテハ、全國ノ銀行ガ
非常ニ信用ヲ失墜シタ結果、預金替ヲ致シ
テ、此見込ニ依リマシテ資金ヲ決定サレル
ト云フコトデハ、財源ガ不確實デアルヤウ
ニ考ヘマスガ、若シ預金部ノ資金ガ見込通

トハ郵便貯金カラ出ルノダガ、若シ貯金ガ植エナイト云フ場合ニハドウスルノカト云フヤウナ御尋デアリマシタガ、是ハ先刻モ申サレタル如ク公債證書ガアルカラシテ、已ムヲ得サレバ其公債證書ヲ賣拂シテ資金ヲ拵ヘルト云フコトニ立至ルグラウト思ヒマス

ソレカラ十五年ト期限ヲ決メタ、是モ事務ノ方デハ此根據ガアルノデアリマスカラ、御説明ヲ致セマス

勅令ニ依テ委員ヲ設ケル、是ハ先例モアルコトデアリマシテ、殆ド特融ノ場合ニ於ケル委員ト同ジヤウナ標準ニ依テ、此委員會ハ組織スル積リデアリマス、併シ此事ハマダ閣議ニモ上ヲ居ナイノデアリマスガ、先例モアルコトデアリマシテ、或ハ特融ノ時ノ委員ノヤウナ標準ニ依テ行クコト、私ハ考ヘテ居リマス、ソレダケヲ御答致シマス

○議長(秋田清君) 杉山元治郎君

(杉山元治郎君登壇)

○杉山元治郎君 私ハ第一ノ議案ニ付キマシテ前ノ三人ノ方ト違ラ観野ニ立チマシテ、質疑ヲ致シテ見タイト思フノデアリマス、農村ノ金融ニ付キマシテ是ガ圓滑ヲ圖リマスルコトハ、私共ガ心カラ冀テ居ル問題デアリマス、ナゼカナラバ最早皆様ノ御承知ノヤウニ、一ツノ肥料資金ヲ得タイト思ヒマンテ、之ヲ彼方此方ニ求ヌマシテモ、中々ニ得ラレナイ、偶得タ所ノモノガ途中デ差押ニ遭ヒ、或ハ其資金ガ十分デナカバト云フコトノ爲ニ、農村ニ於テ色々ノ悲劇ガ起シテ居リマスルト云フコトニ付テハ、心カラ冀テ居リマスルガ、併シ農村ニ於キマシテ本當ニ其金融ヲ切實ニ冀テ居リマスル者ガ如何ナル階

級デアルカ、勿論土地ヲ持テオイデナサ
ケレドモ、勤農民ガ特ニ是ガ要求ヲ致シ
テ居ルト考ヘルノデアリマスルガ、斯ウ云
フ意味合カラ考ヘマシテ、又本議會が開カ
レタ精神カラ考ヘマシテ、此不動産金融ノ
問題ガ、今申シマスルヤウナ農村ノ大多數
ノ勤勞農民ニ對シマシテ、ドレダケノ金融
ガ出來ルカドウカ、先刻カラノ質問ニ依テ
大藏大臣ガ答辯致シテ居リマスルコトニ依
テモ明カデアリマスルヤウニ、是ハ主ニ銀
行ノ救濟デアル、其銀行ノ救濟ガ個人ニ浸潤
潤シテ行クノデアル、斯ウ云フヤウナ御話
デアリマスルガ、私ハ假令個人ニ浸潤致シ
マシタト致シマシテモ、是ハ中以上ノ農民
デアフテ、大多數ノ勤勞農民ガ除外サレル
ノデハナイカ、斯ウ云フ意味合ニキマシ
テ、私ハ第一ニ斯ウ云フコトヲ御尋致シテ
見タイト思フノデアリマス、其一つハ、銀
行ガ不動産ヲ抵當トシテ取テ居リマスル
其抵當物ノ中、其借リテ居ル所ノ農民達ノ
階級性ヲ伺ヒタイト云フコトデアリマス、
地主ハドレ位抵當ニ入レテ居ルカ、或ハ自
作農ハドウ云フヤウニ入レテ居ルカ、自作
兼小作農、或ハ小作農ト云フヤウナ階級的
ニ、ドウ云フヤウニ是ガ不動産ガ抵當ニ入
レラレテ、サウンシテ資金ノ融通ヲ得テ居ル
カト云フ問題、其問題ガ明ニサレマスルナル
ラバ、此不動産金融化ノ問題ガ果シテ勤勞
農民ノ爲ニナルモノデアルカ否ヤ、私ハ先
刻申シマシタヤウニ、是ハ銀行ト、尙ホ中
農以上ノ金融デアルト考ヘルノデアリマス
ルガ、尙ホ念ノ爲ニ此點ヲ御伺シタイト思
フノデアリマス、此點ハ大藏富局デモ、或
即チ二割ト云フコトデゴザイマスルガ、此
ハ關係ノアリマスル所ノ農林省ノ――農林
大臣デモ結構デアリマス

ト云フモノガ下ラナイデ居ルデアラウカ
トフ問題、私ハ土地値下リノ問題ノ立場
カラ考ヘテ見タイト思フノデアル、先ニ中
島サンデアリマシタカ御話シニナツテ居
タヤウニ、大正六年、七年頃カラ考ヘルナ
ラバ、土地ノ値段ガ丁度約半額ニナツテ居
ルト云フヤウナ御話デアル、私モ爾カ信ジ
テ居ル、斯ウ云フヤウニ土地ノ値下リヲ致
シテ居ルノデアリマスルガ、今日後ニ於キ
マシテ、此補償融通ヲ致シテ居リマスル期
間ニ於テ、果シテ土地ノ値下リト云フモノ
ガ二割以内、二割デ止ルデアラウカト云フ
問題デアル、或ハ言フデアラウ、景氣ガ好
クナルカラ土地ノ値段ニ於テハ
高過ギル、ダカラ農民諸君ニ、今暫ク買フ
コトヲ待ツ方が宜イデアラウ、斯ウ云フコ
ガ嘗テ自作農創成ヲ致シマスル時ニ、目下
ノ土地ノ問題ニ於テ、土地ノ値段ニ於テハ
ウナ御話ノ方モアタヤウニ思フガ、私共
トヲ申述ベタ時ニ、農林當局竝ニ多クノ方
方ハ、土地ハ下ルモノデハナイ、土地ハ或
ル程度以上ニ増加シナイノデアルケレドモ、
人口ハ増加スルノデアル、ダカラ必然ニ土
地ノ値段ガ上ルノデアルト言ハレタノデア
リマスルケレドモ、私共ハ其時ニ於キマシ
テ、社會状勢ノ變化ニ於テハ土地ハ必ず値
下ルモノデアルト云フコトヲ申シテ、サウ
シテ農民ニモ警告シタノデアル、果シテ社
會状勢ガ變ツテ参リマシタ時ニ、土地ノ値
段ガ大正十一年ヲ限度ト致シマシテ、益
下ツテ参リマシタコトハ、是ハ議論デナク
シテ事實デアル、斯ウ云フヤウナ狀勢カラ
考ヘテ見タ時ニ、私ハ今日ノ社會状勢カラ
制度ガ進行シテ行クデアルカ、斯ウ云フヤ
ウナコトカラ考ヘテ見マス時ニ、又特ニ議
論ジラレヤウト云フヤウナ時期ニ考ヘテ見
マシタナラバ、確ニ土地ハ益、値下ツテ行ク

ノデハナカラウカ、然ラバ土地ガ値下^フテ
参^フテ、二割ノ補償ニ於テハ之ヲ償フコトハ
出来ナイト云フコトガ明ニナ^ッテ参リマシ
タナラバ、先ノ中島サンノ御話ニモアッタ
ガ、銀行ガ營利本位ト致シテ居リマスル關係カラ致シマシテ、其不利益或ハ補償以上
ニ損失スルト云フコトガ明ニナ^ッタナラバ、
假令五億圓ヲ限度ト致シマシテモ、果シテ
貸スデアラウカドウカト云フ問題デアル、
此問題ニ對シマシテハ、既ニ新聞紙上ニ於
テモ、銀行當局ニ於テハ、一億圓^ハ足リ
ナイカラ之ヲ増シテ吳レルカ、乃至ハ其五
億圓ト云フモノヲ三億圓ニシテ貰ヒタイ、
斯ウ云フヤウナ聲モ聞エテ居ルヤウニ思フ
ノデアリマスガ、又此前ノ議會ニ於テ決メ
ラレタ五千万圓ノ融通ノ問題ヲ見マシテモ、
其事實ハ明ニナルト思フ、先ノ御話ノヤウニ
五月ノ末カラ現在ニ至リマスル迄ノアノ不
動產融資ハ、聞ク所ニ依リマスルト云フト、
勸業銀行ガ僅カ百三十萬圓、農工銀行ガ六
百三十萬圓、約七百六十萬圓シカ貸シテ居
ラナイト云フコトデアル、五千万圓ヲ融通
ナルナラバ、是ハ銀行ガ貸シテモ利益ニナラ
ナイ、否ナ危險率ガ多イト云フ所ニ存在ス
ルコトヲ考ヘテ見マシタナラバ、今申シマ
スルヤウニ二割ト云フコトハ是ハドウカ、
私ハ斯ウ云フ意味合ニ於テ、前途ニ於テ此
補償回収ノ期間ニ於テ二割ト云フヤウナ士
地値下リデ宜イデアラウカ、斯ウ云フ見透
シハドウデアルカト云フコトニ付テ伺ヒタ
イノデアリマス

シ法律的ニ是ガイケナイ、普通銀行ト信託會社、無盡ト云フモントガ法律的ニイケナ、私ハ法律上ノ問題ハ能ク存ジナイガ、若シ昨日ノ濱田サンノ言葉ヲ藉リテ申シマスルナラバ、法律的ニハイケナクテモ、若シ是ガ融通スルト云フコトガ、私ガ先程申シタヤウニ、是ハ決シテ私共ノヤウナ勤労農民ニハ爲ニナラヌト考ヘルノデアルガ、多少デモ爲ニナルト致シマシタ時ニ、ソレハ法律ノ問題ハ別ト致シマシテモ、事實上、社會上、經濟上、政治上ノ實際問題ト致シマシテ、是ハ除外スペキモノデハナイデナカト私ハ考ヘルノデアル、此點ニ付テ御意見ヲ伺ヒタインデアル

モウ一つハ利子ノ六分二厘ノ問題デアリマスルガ、此六分二厘——皆様ガ御承知ノヤウニ農業ノ土地利廻ト云フモノガ、最近十箇年ノ狀態ヲ見マシテモ、又最近ノ状勢ヲ御覽ナサイマシテモ、土地利廻ガ約三分ニナルカナラナイカデアルト云フコトハ、是ハ農林當局ナリ、或ハ其方面ノ方ガ明ニ能ク分テ居ル問題デアル、土地ノ利廻ガ三分ニナルカナラナイカト云フ時ニ、其擔保價格ノ六分二厘、若シ之ヲ拂フト致シマシタナラバ、當然ニ此利率が生レテ來ナイ、生レテ來ナイト致シマスルナラバ、隨テ借金ハ殘ツテ行クト云フヤウニ、相變フズ又借金カラ借金ヘト残ツテ行ク、折角融通ヲ付ケテ、サウシテ本當カラ言フナラバ、借金カラ逃レテ行クト云フヤウニスペキモノガ、却テ益、深入リシテ行クト云フヤウナ状态ニナル、加何ニモ六分二厘ト云フナラ安イヤウデアリマスケレドモ、農業經營ノ事實カラ考へテ見マシテ、六分二厘方生レナイ、斯ウ云フコトガ明テアリマスル時ニ、土地ノ不動產ニ對シマシテ、私ハ能ク存ジマセヌガ、農村ノ土地ヲ抵當ト致シマスル者ニ對シマシテ、六分二厘ト云フコトハドウ云フコトデアラウカ、私ハ利廻ガ三分ニナリ、四分ニナラテ居ルト云フコトデア

ルナラバ、三分ナリ、四分ニスルト云フ、農村ノ耕作土地ニ對シマシテハ、サウスベキガ當然デナイカ、斯ウ云フヤウニ私ハ都スルナラバ、是ハ決シテ私共ノヤウナ勤労農民ニ付テ區別ヲスルノガ當然デナイカ、シ是ガ融通スルト云フコトガ、私ガ先程申シタヤウニ、是ハ決シテ私共ノヤウナ勤労農民ニハ爲ニナラヌト考ヘルノデアルガ、多少デモ爲ニナルト致シマシタ時ニ、ソレハ法律ノ問題ハ別ト致シマシテモ、事實上、社會上、經濟上、政治上ノ實際問題ト致シマシテ、是ハ除外スペキモノデハナイデナカト私ハ考ヘルノデアル、此點ニ付テ御意見ヲ伺ヒタインデアル

○議長(秋田清君) 高橋大藏大臣
(國務大臣高橋是清君登壇)

致シマスガ、一寸席ヲ外シテ居リマシタノデ、最初カラ同ヒマセヌデシタガ、地主ニ行シテ小作人ニ其影響ガ及バナイ、關係ガナクナルト云フヤウナコトダト一寸聽取りマシタ、勿論是ハ不動産ノ固定貸ヲ流動化スルノデアリマスルカラ、小作人ニシテ不動産ヲ持テ居ル者ガ、ソレヲ銀行ニ入レテ、宅地ナリ自分ノ住宅地ナリデ金ヲ借りテ居テ、ソレニ付テ居代リヲシタイト云フヤウナ者ハ、小作人ト雖モ出来ルノデアリマスガ、元々不動産ノ無い人ガ信用デ金ヲ借りリタト云フ方ニハ、今度ノ此法案ハ及バナイノデアル、ソレカラ補償ヲ一億トシタノハドウ云フ譯カ、土地ノ値下リ——一時土地ハ大變高クナッタガ、ソレカラ今日ハ段々値ガ下リテ居ル、サウシテ將來ト雖モ土地ガ下ルダラウト云フ御見込ノ下ニ御思ハドウ云フ譯カ、土地ノ値下リ——一時土地ハ大變高クナッタガ、將來土地ガ下ルカ、下ラナイカト云フコトニ付テハ、各考ヲ異ニスルダラウト思ヒマス、私モ自分トシテハ将来——土地ト云フモニ通リモ三通り

モアリマス、食料ヲ作ル所ノ、即チ田畠、或ハ工業地ニ屬スル所ノ土地、商賣地ニ屬スル所ノ土地、住宅地ニ屬スル所ノ土地、是ハ各其性質ニ依テ、將來國富ノ増進ルト云フヤウナ危險ガアタノデアリマス、其危險ヲ除クコトハ、僅カノ金デアリマスルガ、此五千万圓ノ融資ニ依テ實效ヲ擧ゲテ居ル、金融界ノコトハ假令百万、二百万トモ、銀行ノ名ヲ申上ゲルコトモ憚リマスガ、二三縣ノ地方ニ於テハ、寛大ニ廻ル此金ガナカタナラバ、或ハ其地方ニ於テハ、

○議長(秋田清君) 質疑ハ終局致シマシタス——此際一言致シマス、先刻中島彌國次君ノ御演説中、國民ヲ欺瞞シテ得タル多數黨云々ノ言葉ガアタヤウデアリマス、ハキリ致シマセヌ、若シ左様ナ御言葉ガアタト致シマシタナラバ、聊カ是ハ穩當ナラズト考ヘルノデアリマス、議長ト致シマシテハ、速記録ヲ取調べマシタ上相當ノ措置ヲ

執ル考デアリマス——日程第三、右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ニ供シマス

第三

右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○上田孝吉君 兩案ヲ一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス
○議長秋田清君 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長秋田清君 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシク——日程第四乃至第八へ便宜上一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長秋田清君 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第四、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法案、日程第五、産業組合法中改正法律案、日程第六、産業組合中央金庫法中改正法律案、日程第七、製絲業法案、日程第八、米穀需給調節特別會計法中改正法律案、右各案ヲ一括シテ議題ト爲シ、第一讀會ヲ開キマス——農林大臣後藤文夫君

第四

產業組合中央金庫特別融通及損失補償法案(政府提出)

第五

產業組合法中改正法律案(政府提出)

第六

產業組合中央金庫法中改正法律案(政府提出)

第七

製絲業法案(政府提出)

第八

米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)

第九

產業組合中央金庫特別融通及損失補償法案(政府提出)

産業組合中央金庫ヘ所屬信用組合聯合會又ハ所屬信用組合ニ對シ其ノ固定セル債權ヲ資金融シテ金融ノ疏通

ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

第二條 産業組合中央金庫ガ前條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スハ本法施行ノ日ヨリ三年トシ其ノ融通ノ期限ハ本法施行ノ日ヨリ十五年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三條 産業組合中央金庫法第十四條ニ規定スル第十三條第一號ノ規定中貸付年限及償還方法ニ關スルモノ並ニ同法第十四條ニ規定スル第十三條第二號但書ノ規定ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ニハ之ヲ適用セズ

産業組合中央金庫ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融通以外ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ノ額及ノ制限ノ計算上之ヲ算入セズ

第四條 産業組合中央金庫ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲ス爲必要アルトキハ産業組合中央金庫法第十七條第一項ノ制限ニ拘ラズ産業債券ヲ發行スルコトヲ得

産業組合中央金庫法第十三條第二號但書之ヲ爲ス爲發行スル産業債券ノ額ハ産業組合中央金庫法第十三條第一項ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲ス爲必要アルトキハ産業組合中央金庫法第十七條第一項ノ制限ニ拘ラズ産業債券ヲ發行スルコトヲ得

産業組合中央金庫ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融通以外ノ融通ヲ爲ス爲必要アルトキハ産業組合中央金庫法第十七條第一項ノ制限ニ拘ラズ産業債券ヲ發行スルコトヲ得

第五條 政府ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲ス爲産業債券ヲ發行スル場合ニ於テ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲ス爲發行スル産業債券ノ額ハ産業組合中央金庫ガ損失ヲ受ケタルトキハ之ニ對シ三千萬圓ヲ限リ其ノ損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第六條 第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲シタルニ因リテ産業組合中央金庫ガ損失ヲ受ケタルトキハ之ニ對シ三千萬圓ヲ限リ其ノ損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第九條 第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加

受ケタル損失及其ノ額ハ産業組合中央金庫特別融通損失審査會之ヲ決定スルコトヲ得

第二條 産業組合中央金庫特別融通損失審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第五條第一項ノ契約ニ基キ政府ガ産業組合中央金庫ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第四條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第五條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第六條 本法中主務大臣トアルハ農林大臣及大藏大臣トス

第十條 附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ有限責任タルコトヲ得ル組合ハ左ノ各號ノ一一ニ該當スルモノニ限ル

一 前條第四項ノ信用組合ニシテ定款ノ定ムル所ニ依リ同條第一項第二號

ノ定ムル所ニ依リ同條第一項第二號

乃至第四號ノ事業ヲ兼不ザルモノ

ノ定ムル所ニ依リ同條第一項第二號

二 定款ノ定ムル所ニ依リ經濟ニ必要

ノ定ムル所ニ依リ同條第一項第二號

ナル物ノミヲ取扱フ購買組合ニシテ

前條第一項第一號若ハ第二號ノ事業ニ

又ハ同條同項第四號ノ事業中產業ニ

必要ナル設備ヲ利用セシムル事業ヲ

兼不ザルモノ

第六條 第二項ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ二ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ三 本法中地方長官トアルハ區域ガ道府縣ノ區域ヲ超ユル産業組合ニ付テハ之ヲ主務大臣トス

前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一

部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長

官ニ委任スルコトヲ得

第十條ノ八 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ二 保證責任組合ニ在リテハ保證金額ニ關スル規定

第十條ノ三 農事實行組合ハ一定ノ地區内ノ農業者ヲ以テ之ヲ組織シ組合員ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第十條ノ四 蠶絲業組合法第二十條乃至第二十六條及第四十一條ノ規定ハ農事實行組合ニ之ヲ準用ス

第十條ノ五 組合員タル法人ガ其ノ財產ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テハ法人ノ組合員ノ全員ハ其ノ法人ガ産業組合ニ對シ負擔スル一切ノ債務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負擔ス

第十條ノ六 組合員タル法人ハ其ノ組合員ガ脱落シタルトキハ遲滯ナク産業組合ニ之ヲ通知スベシ

第十條ノ七 組合員タル法人ノ組合員ガ前項ノ場合ニ於テハ脱落シタル組合員モ亦其ノ通知ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ八 組合員タル法人ノ産業組合ニ對スル債務ニ付其ノ脱落ノ通知後二箇年間第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ九 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人

ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ十 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人

ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ十一 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人

ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ十二 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人

ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ十三 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人

ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ十四 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人

ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ十五 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人

ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ十六 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人

ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第十條ノ十七 組合員タル法人ニ加入シタ

ル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル法人

ノ業組合ニ對スル債務ニ付テモ亦第

十條ノ五ノ規定ニ依ル責任ヲ負擔ス

第三十一條ノ三 理事ハ少クトモ毎事業年度一回通常總會ヲ開クコトヲ要ス
第三十二條中「第六十條ヲ削ル」
第四十七條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ定款ヲ以テ六箇月ト爲スコトヲ得
第四十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第四十八條ノ二 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款ニ違反シタル組合員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得
第五十條第一項ヲ左ノ如ク改ム
定款ヲ以テ組合ノ存立時期ヲ定メタルト否トヲ問ハズ組合員ハ六箇月前ニ豫告ヲ爲シ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得但シ第四十七條但書ノ規定ニ依リ事業年度ヲ六箇月ト爲シタル組合ニ在リテハ豫告ハ三箇月前ニ之ヲ爲ス
第六十二條ノ二 組合定款ニ定メタル存立時期ノ満了ニ因リテ解散シタル場合ニ於テハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ組合ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ存立時期満了ノ日ヨリ一箇年内ニ認可ヲ申請スルコトヲ要ス
前項ノ繼續ニ同意セザル組合員ハ組合繼續ノ時ニ於テ脱退シタルモノト看做ス
第七十六條第二項中「及購買組合聯合會」ヲ削ル
第七十六條ノ三 道府縣ヲ區域トスル信
用組合聯合會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得
第七十七條第二項ヲ左ノ如ク改ム
同條第三項中「保證責任産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會」ニ改ム
第七十九條第三項ヲ削ル
第八十條ノ二 産業組合聯合會ノ所屬組合及所屬聯合會ノ有スベキ出資口數ハ百口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事

由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ五
百口迄之ヲ増加スルコトヲ得
第四十八條ノ二 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款ニ違反シタル組合員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得
第五十條第一項ヲ左ノ如ク改ム
定款ヲ以テ組合ノ存立時期ヲ定メタルト否トヲ問ハズ組合員ハ六箇月前ニ豫告ヲ爲シ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得但シ第四十七條但書ノ規定ニ依リ事業年度ヲ六箇月ト爲シタル組合ニ在リテハ豫告ハ三箇月前ニ之ヲ爲ス
第六十二條ノ二 組合定款ニ定メタル存立時期ノ満了ニ因リテ解散シタル場合ニ於テハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ組合ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ存立時期満了ノ日ヨリ一箇年内ニ認可ヲ申請スルコトヲ要ス
前項ノ繼續ニ同意セザル組合員ハ組合繼續ノ時ニ於テ脱退シタルモノト看做ス
第七十六條第二項中「及購買組合聯合會」ヲ削ル
第七十六條ノ三 道府縣ヲ區域トスル信
用組合聯合會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得
第七十七條第二項ヲ左ノ如ク改ム
同條第三項中「保證責任産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會」ニ改ム
第七十九條第三項ヲ削ル
第八十條ノ二 産業組合聯合會ノ所屬組合及所屬聯合會ノ有スベキ出資口數ハ百口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事

ニ及第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定
第八十一條中「本章ニ規定アルモノ」ノ下ニ及第十一條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定
但シ第七條中七人以上トアルハ之ヲ二人以上トシ第六十二條第一項第四號中五條乃至第六條ノ二、第七條ニ改ム
附則
第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 本法施行前ニ設立シタル有限責任ノ組合(第二條第一項但書ノ改正規定ニ依リテ組合ヲ除ク)又ハ聯合會ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ三箇年ヲ限リ第二條第一項但書及第七十七條ノ改正規定ニ依ラズ仍從前ノ規定ニ依ル
第三條 前條ノ組合ハ同條ノ期間内ニ總會ニ於テ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テスル決議ニ依リ其ノ組織ヲ變更シ保證責任ノ組合ト爲スコトヲ得
前項ノ組織變更ニ同意セザル組合員ハ前項ノ組織變更ニ同意セザル組合員ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ組織變更ノ時ニ於テ脱退シタルモノト看做ス
第七十六條第二項中「及購買組合聯合會」ノ期間満了ノ日ニ於テ解散ス
第四條 附則第二條ノ組合又ハ聯合會ニシテ同條ノ期間内ニ其ノ組織ヲ變更シテ左ニ掲タル組織ト爲サザルモノハ其ノ期間満了ノ日ニ於テ解散ス
二 聯合會ニ在リテハ保證責任
一 組合ニ在リテハ保證責任又ハ無限責任
第五條 第十條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ産業組合ノ組合員タルコトヲ得ザル法人ニシテ本法施行ノ際現ニ産業組合ノ組合員タルモノハ當分ノ内仍其ノ

第六條 製絲業組合法第二十三條第二項
第一號中「第一號乃至第三號、第十號及第十一號」ヲ「第一號第二號及第四號」ニ改メ同條同項中第二號ヲ削リ第三號ヲ第一號トシ第四號ヲ第三號トス
第七條 製絲業組合法第二十六條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ民法第四十八條及第七十七條中一週間トアルハ之ヲ二週間トス
第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム
第六條 製絲業組合法中央金庫法中改正法律案
第七條中「本法ニ別段ノ規定アルモノ」ノ下ニ及産業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ加フ
第七條中「本法ニ別段ノ規定アルモノ」ノ下ニ及産業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ加フ
第八條第一項中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改ム
第九條中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改ム
第十條中「本法ニ別段ノ規定アルモノ」ノ下ニ及産業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ加フ
第十五條 産業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得
一 國債證券、地方債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入
二 大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト
三 産業組合聯合會又ハ産業組合ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト
前項ノ餘裕金通用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
シ短期貸付ヲ爲スコト
一 組合ニ在リテハ保證責任又ハ無限責任
第五條 製絲業者ノ所爲ニシテ本法ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ處アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得
第六條 主務大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ製絲業者ニ對シ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨検シ若ハ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得
第七條 第十條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ産業組合ノ組合員タルコトヲ得ザル法人ニシテ本法施行ノ際現ニ産業組合ノ組合員タルモノハ當分ノ内仍其ノ

組合員タルコトヲ得此ノ場合ニ於テ之ヲ定ム但シ第二十三條ノ改正規定ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

製絲業法

第六條 製絲業組合法第二十三條第二項
第一號中「第一號乃至第三號、第十號及第十一號」ヲ「第一號第二號及第四號」ニ改メ同條同項中第二號ヲ削リ第三號ヲ第一號トシ第四號ヲ第三號トス
第七條 製絲業組合法第二十六條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ民法第四十八條及第七十七條中一週間トアルハ之ヲ二週間トス
第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム
第六條 製絲業組合法中央金庫法中改正法律案
第七條中「本法ニ別段ノ規定アルモノ」ノ下ニ及産業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ加フ
第七條中「本法ニ別段ノ規定アルモノ」ノ下ニ及産業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ加フ
第八條第一項中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改ム
第九條中「營業稅」ヲ「營業收益稅」ニ改ム
第十條中「本法ニ別段ノ規定アルモノ」ノ下ニ及産業組合法第十條ノ五乃至第十條ノ八ノ規定ヲ加フ
第十五條 産業組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得
一 國債證券、地方債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入
二 大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト
三 産業組合聯合會又ハ産業組合ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト
前項ノ餘裕金通用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
シ短期貸付ヲ爲スコト
一 組合ニ在リテハ保證責任又ハ無限責任
第五條 製絲業者ノ所爲ニシテ本法ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ處アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得
第六條 主務大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ製絲業者ニ對シ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨検シ若ハ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得
第七條 第十條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ産業組合ノ組合員タルコトヲ得ザル法人ニシテ本法施行ノ際現ニ産業組合ノ組合員タルモノハ當分ノ内仍其ノ

第七條 第二條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタル者
二 第三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
三 第四條第二項ノ規定ニ依ル制限又ハ第五條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リタルトキノ處分ニ違反シタル者
四 正當ノ理由ナクシテ第六條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者
第九條 製絲業者正當ノ理由ナクシテ第六條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リタルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
第十條 製絲業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ
第十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ製絲業者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者が法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業行ノ日ヨリ十年間之ヲ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス但シ本法施行ノ日ヨリ十年以内ニ命令ノ定ムル條件ヲ具備シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル者ニ限リ其ノ

期間經過後ト雖モ仍免許ハ其ノ效力ヲ有ス
米穀需給調節特別會計法中改正法律案
稟第4條ノ三中「三億五千万圓」ヲ「四億五
千万圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣後藤文夫君登壇)

○國務大臣(後藤文夫君) 只今議題トナリ
マシタ各法案ニ付キマシテ順次御説明ヲ申
上ゲタイト存ジマス

第一ニ産業組合中央金庫特別融通及損失
補償法案ノ説明ヲ致シマス、現下經濟界ノ
異常ナル不況ノ結果、農村都市ニ於ケル中
小產者ノ主要ナル金融機關ニアリマス、信用
組合及信用組合聯合會ノ貸付ノ中デ、固定
貸付ニナッテ居ルモノガ少クナインデアリ
マス、是ガ爲ニ産業組合ノ活動ヲ阻害シテ、
金融ノ梗塞ヲ來シ、中小產者ノ困憊ガ著シ
イモノガアリマス、故ニ信用組合及信用組
合聯合會ノ固定シテ居ル債權ヲ資金化致シ
マシテ、金融ノ疏通ヲ圖ルコトガ頗る急務
デアルト考ヘタノデアリマス、仍テ此法律
案ヲ提出致シマシテ、産業組合ノ中樞金融
機關デアル産業組合中央金庫ニ低利ノ資金
ヲ融通シマシテ、特別ノ融通ヲサセマシテ、
デアルト考ヘタノデアリマス、
其結果生ズル中央金庫ノ損失ガアッタ場合
ニハ、三千万圓ヲ限度トシテ政府ニ於テ之
ヲ補償スルト云コトニ致シタノデアリマ
ス、其損失ノ決定ヲ公正ナラシムル爲ニ
ハ、勅令ヲ以テ之ヲ爲シ得ルコト、致シタノデア
リマス、以上述ベマシタ如ク本案ノ趣旨ト
スル所ハ、現在ノ梗塞セル中小產者ノ金融
業組合中央金庫ニ對スル補償ハ、公債ノ交

ノ疏通ヲ圖ルコトニアルノデアリマス、資
金ノ融通ノ衝ニ當ツテ居ル産業組合中央金
庫ニ對シマシテハ十分指導監督シテ、本法
ノ運用ニ遺憾ナカラシメタイ考デアリマ
ス、何卒慎重御審議ノ上御協賛ヲ願ヒタイ
ト存ジマス

次ニ産業組合法中改正法律案ノ提出ノ理
由ヲ説明致シマス、産業組合方中小產者ノ
産業及經濟ノ重要ナル機關デアリマスコト
ハ今更申スマデモアリマセス、其機能ヲ充
實シテ、普ク是ガ利用ヲサセルコトハ、現
下ノ經濟界ノ異常ノ不況ニ際シマシテ、中
小產者ガ産業及經濟ノ更生ヲ圖ルガ爲ニハ
必要デアリマスノミナラズ、政府ニ於テ此
度行ヒマスル色々ノ資金ノ供給、其他ノ施
設ヲ徹底セシメマスル上ニ於テモ、此産業
組合ヲ充實サセルト云フコトガ洵ニ緊要デ
アリマス、仍テ茲ニ法律案ヲ提出致シマシ
テ産業組合法ノ改正ヲ致サントスル次第デ
アリマス

其改正ノ要旨ヲ簡單ニ申シマスト、第一
ニハ此際産業組合ノ信用限度ヲ擴張シマシ
テ、資金ノ融通ヲ圓滑ニ致シタイノデアリマ
ス、唯單ニ普通ノ産業組合ニアリマシ
テ、市街地ニ於ケル信用組合及經濟用品ノ
ミヲ取扱フ購買組合、所謂消費組合ト云フ
モノハ少シク事情ガ違ツテ居リマスノデ、
是ハ除外致シマスガ、其外ノ産業組合ハ保
證責任、又ハ無限責任ノ組織ヲ原則ト致サ
ウトスルノデアリマス、聯合會ニ於キマシ
テハ總テ保證責任ノ組織ト致サウト云フノ
デアリマス、現在ノ有限責任ノ組合、又ハ聯
合會ハ今後三年ノ間ニ其組織ヲ變更セシム
用セシムル道ヲ開クガ爲ニ、現ニ農村ニ發達
シテ居リマス農事實行組合ヲ簡易ノ法人
ノ活動ヲ促進シ、農家ヲシテ普ク組合ヲ利
用シマシテ、又養蓄實行組合ヲモ合セテ、
此農事實行組合ヲ養蓄實行組合ガ組合ノ儘

ニ産業組合ノ組合員トナシテ、産業組合ヲ利用スルコトガ出來ルヤウニ致サウトスルノデアリマス、第三ニハ道府縣區域ノ信組合聯合會ノ機能ヲ更ニ擴充致シマスル爲ニ、手形ノ割引ヲ爲シ得ルコトニ致シタノ上改正案ノ要旨デアリマス、十分御審議ノ上御協賛ヲ得タイト存ズル次第デアリマスニ只今申シマシタコトニ關聯シマシテ、産業組合中央金庫法ノ簡單ナ改正案ヲ提出シテ居リマス、産業組合法ノ改正ト俟チマシテ、産業組合中央金庫ノ機能ヲ充實スル爲ニ、同金庫ノ組織者デアル各組合ノ出資口數ノ増加、又餘裕金ノ運用方法ノ擴張、事業年度ノ改正ト云フヤウナ點ニ付キマシテ、改正ノ法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス
次ニ製絲業法案ノ提出ノ理由ヲ申上ダマス、製絲業ハ我國ノ重要產業ノ一つデアリマスルコトハ申スマデモアリマセヌガ、大小ノ企業が亂立シマシテ、就中小規模ノ工場ガ甚ダ多數ヲ占メテ居ルノデアリマス、是等ノ小規模工場ハ、其設備ノ過小ナル結果ト致シマシテ、生産竝ニ販賣上ノ不備ガ少クアリマセヌ、又其資力等ガ十分デナイ爲ニ經營ノ基礎ガ堅實ヲ缺イテ、製品ノ改善ヲ妨ゲル場合ガアリマスルノミナラズ、一朝絲價ノ變動ニ遭ヒマスト、之ニ善處スルノ力ヲ有セザルガ爲ニ、或ハ休業シタリ罷業スルヤウナ工場ガ出マシテ、累々養蠶者ニ及ボシ、又從業ノ職工ニ及ボスト云フコトガ甚ダ少クナイノデアリマス、又時々絲價ガ好轉ヲ致シマスルト云フト、忽チ新設ノ工場ガ出來タリ、副業ノ工場ガ出來タリ致シマシテ、其興廢ガ沟ニ繁キモノガアルノデアリマス、是方爲ニ業界ノ安定ヲ妨げ、累々蠶絲業ノ全般ニ及ボシテ居ルヤウナ事態デアリマシタ、故ニ速ニ此事業ニ於

ケル弊害ヲ矯正スルノ方策ヲ講ズルコトガ蠶絲業ノ健全ナル發達ヲ期スル上ニ極メテ緊要ナコトダト考ヘタノデアリマス、是ガ方策ト致シマシテハ、製絲業ヲ免許事業トナスコトガ最モ適切ダト思フノデアリマス、之ニ依テ製絲業ノ經營ニ一定ノ基準ヲ與ヘマシテ、既存ノ小サナ工場ノ規模ニ付テハ、一定期間内ニ獎勵助長ヲ加ヘテ、是ガ整理ヲ促シマスト共ニ、製絲業ニ對シテハ政府ニ於テ監督取締ヲ加ヘマシテ、尙ホ必要ナ際ニハ統制ヲ加ヘルノ權能ヲ留保シ蠶絲業全般ノ健全ナ發達ノ一端ニ資シタイト云フノデアリマス、製絲業法案ハ右様ノヤウナ諸點ヲ骨子トスルモノデアリマス、是ガ施行ニ依テ製絲業ノ統制ヲ圖リ、蠶絲業ノ健全ナ發達ノ一端ニ資シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛ヲ願ヒタイト存ジマヌ

尚ホ米穀需給調節特別會計法中ノ改正法律案ノ理由ヲ御説明申上げマス、米穀需給調節特別會計ニ於ケル借入金ノ現状ニ鑑ミマス、仍テ今回更ニ一億圓限度ノ擴張ヲ行ハントスルノデアリマシテ、是ガ本案ヲ提出スル所以デアリマス、ドウカ慎重ニ御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ切望致シマス

○議長(秋田清君) 通告ノ順序ニ依リマシテ質疑ヲ許シマス——清家吉次郎君

(清家吉次郎君登壇)

○清家吉次郎君 産業組合ノ效果ヲ擧ゲテ成功スルヤ否ヤハ、其組合ヲ組成スル組合員及之ヲ世話スル役員及立法ニ至ル迄悉ク真剣味ヲ帶ブルヤ否ヤガ決定ヲ興ヘル譯デアリマス(拍手)今向ノ改正ニ付キマシテハ、我國ノ産業組合員ヲシテ或ハ債權ノ保證ヲサセ、遂ニ無限責任ニマデ達シマシタコトハ、其真剣味ヲ與ヘルニ於キマシテ大ナル效果ガ必ズアルモノト信ズルノデアリマス、

日本ノ産業組合ガ必要ニ迫ラレチ起シタモ日本ノ國民ガ、彼等ノ常業トシテ居ル所ノ小麥耕作ノ瘦地ニ於テ農業ヲ營ミ、到底引合ハヌガ故ニ、何トカシテ利益ヲ舉ゲタイト云フ熱望ニ依テ自ラ産業組合ヲ作り、若クハ丁抹ノ國民ガ、彼等ノ常業トシテ居ル所ノ小麥耕作ガ引合ハナクナリ、酪農業ニ轉ジ、茲ニ自ラ産業組合ヲ作リテ五十幾種モアル所ノ澤山ナ産業組合ガ皆無限責任ニナッテ居ル状態ヲ見マシテ、顧ミテ我國ノ産業組合ヲ見マスト實ニ殘念ニ考ヘタノデアリマシタガ、幾分茲ニ眞劍味ヲ添ヘタト云フコトハ此組合ノ爲ニ非常ニ喜ブ次第デアリマス、併ナガラ私ハ組合ヲ組成スル所ノ人心得、其責任ノ自覺竝ニ之ヲ指導シ運用スル所ノ人々ニ對スル事柄ニ付テ、農林省ハ如何様ニシテ之ヲ能ク指導モスレバ管理モシ、監督モシテ行クカ、啻ニ金錢上ノ問題ニ付テハ無限責任ヲ負ハセテ財產ノ全部ハ取上ゲルマデ參テ居リマスガ、組合員ト云フモノニ對シテハ何等ノコトガナイ、是迄ノ通りデアル、茲ニ少々月次ニハ違フテモ差支ハナイ、非常時デアル、非常ノ時ニハ非常ノ事ヲ行シテ然ルベキデアル、從來ノ法的考カラモウツ超脱ヲ致シマシテ、是ハ組合員ハ強制ヲ以テモ入レバキ法ヲ採ルベキデアタ、現ニ商業組合法ノ第九條ニハ、加入セザル者ト雖モ統制ヲ行フコトガ出來ルトナッテ居ル、是ハ農林大臣ヂヤナイ、商工大臣ノ方デ御提案ニナッテ居ルノデアリマセウガ、同ジモノデアリマスカラ一寸モ差支ハナカラウト思フ、今日ノ如ク自由加入ノ法ニ依テ満足ラシテ居ルヤウナラ、到底本當ノ産業組合ハ出來マイト私ハ思フノマセウガ、ソレニ御賛同相成リタイト思ヒマスガ、是ハ御互ニ切磋研磨致シマシテ、拘ハリナシニ、御役人ハ兎角我儘デ、自分ノ面目バカリヲ重ンズルモノダカラシテ、之ヲ改正シヤウトスルト云フト、兎角ニ反対ノ言葉ガ出ルモノデアリマスガ、虚心坦懐、國家ノ爲ニト云フノデ、ドウカ良イ考ガ出

シテ居リマシタケレドモ、是デハ其業務ヲ全員全部ガ之ヲ遵奉スルニ非ザレバ、品ノ良ハ出來ナイ、異ナル蠶種ニ依テ作ラレタト申シマシテモ、苟且ニモ蠶種ヲ買入レテ掃立テ、桑ヤツテ繭ニスレバ、ソレデ宜イコトダト思ヒマスナラバ、ソレハ養蠶業等出来ナカッタノデアリマスガ、此養蠶業等セヌデシタガ、斯様ナコトヲシテ宜シイカ居リマシタガ、午後ニ他ノ會ニ御出ニナックトガ出來ナクナッテ來テ居ルノデアリマシテ、豫算總會ハ放々テ置イテ御出ニナラナカッタノデ、十分ニ御尋スルコトハ林大臣ニ徹底的ニ質問ヲスル積りデ始メテシマシテ、統制アル良イ仕事ヲシテ行クコトガ出來ナクナッテ來テ居ルノデアリマシテ、是ハ六十二議會ニ於キマシテ、後藤農リマスカラシテ、到底此大事ナ蠶絲業ニ對シマシテ、統制アル良イ仕事ヲシテ行クコトハ澤山ナ産業組合ガ皆無限責任ニナッテ居ル状態ヲ見マシテ、顧ミテ我國ノ産業組合ヲ見マスト實ニ殘念ニ考ヘタノデアリマシタガ、幾分茲ニ眞劍味ヲ添ヘタト云フコトハ此組合ノ爲ニ非常ニ喜ブ次第デアリマス、併ナガラ私ハ組合ヲ組成スル所ノ人心得、其責任ノ自覺竝ニ之ヲ指導シ運用スル所ノ人々ニ對スル事柄ニ付テ、農林省ハ如何様ニシテ之ヲ能ク指導モスレバ管理モシ、監督モシテ行クカ、啻ニ金錢上ノ問題ニ付テハ無限責任ヲ負ハセテ財產ノ全部ハ取上ゲルマデ參テ居リマスガ、組合員ト云フモノニ對シテハ何等ノコトガナイ、是迄ノ通りデアル、茲ニ少々月次ニハ違フテモ差支ハナイ、非常時デアル、非常ノ時ニハ非常ノ事ヲ行シテ然ルベキデアル、從來ノ法的考カラモウツ超脱ヲ致シマシテ、是ハ組合員ハ強制ヲ以テモ入レバキ法ヲ採ルベキデアタ、現ニ商業組合法ノ第九條ニハ、加入セザル者ト雖モ統制ヲ行フコトガ出來ルトナッテ居ル、是ハ農林大臣ヂヤナイ、商工大臣ノ方デ御提案ニナッテ居ルノデアリマセウガ、同ジモノデアリマスカラ一寸モ差支ハナカラウト思フ、今日ノ如ク自由加入ノ法ニ依テ満足ラシテ居ルヤウナラ、到底本當ノ産業組合ハ出來マイト私ハ思フノマセウガ、ソレニ御賛同相成リタイト思ヒマスガ、是ハ御互ニ切磋研磨致シマシテ、拘ハリナシニ、御役人ハ兎角我儘デ、自分ノ面目バカリヲ重ンズルモノダカラシテ、之ヲ改正シヤウトスルト云フト、兎角ニ反対ノ言葉ガ出ルモノデアリマスガ、虚心坦懐、國家ノ爲ニト云フノデ、ドウカ良イ考ガ出

シテ居リマシタケレドモ、是デハ其業務ヲ全員全部ガ之ヲ遵奉スルニ非ザレバ、品ノ良ハ出來ナイ、異ナル蠶種ニ依テ作ラレタト申シマシテモ、苟且ニモ蠶種ヲ買入レテ掃立テ、桑ヤツテ繭ニスレバ、ソレデ宜イコトダト思ヒマスナラバ、ソレハ養蠶業等出来ナカッタノデアリマスガ、此養蠶業等セヌデシタガ、斯様ナコトヲシテ宜シイカ居リマシタガ、午後ニ他ノ會ニ御出ニナックトガ出來ナクナッテ來テ居ルノデアリマシテ、豫算總會ハ放々テ置イテ御出ニナラナカッタノデ、十分ニ御尋スルコトハ林大臣ニ徹底的ニ質問ヲスル積りデ始メテシマシテ、統制アル良イ仕事ヲシテ行クコトガ出來ナクナッテ來テ居ルノデアリマシテ、是ハ六十二議會ニ於キマシテ、後藤農リマスカラシテ、到底此大事ナ蠶絲業ニ對シマシテ、統制アル良イ仕事ヲシテ行クコトハ澤山ナ産業組合ガ皆無限責任ニナッテ居ル状態ヲ見マシテ、顧ミテ我國ノ産業組合ヲ見マスト實ニ殘念ニ考ヘタノデアリマシタガ、幾分茲ニ眞劍味ヲ添ヘタト云フコトハ此組合ノ爲ニ非常ニ喜ブ次第デアリマス、併ナガラ私ハ組合ヲ組成スル所ノ人心得、其責任ノ自覺竝ニ之ヲ指導シ運用スル所ノ人々ニ對スル事柄ニ付テ、農林省ハ如何様ニシテ之ヲ能ク指導モスレバ管理モシ、監督モシテ行クカ、啻ニ金錢上ノ問題ニ付テハ無限責任ヲ負ハセテ財產ノ全部ハ取上ゲルマデ參テ居リマスガ、組合員ト云フモノニ對シテハ何等ノコトガナイ、是迄ノ通りデアル、茲ニ少々月次ニハ違フテモ差支ハナイ、非常時デアル、非常ノ時ニハ非常ノ事ヲ行シテ然ルベキデアル、從來ノ法的考カラモウツ超脱ヲ致シマシテ、是ハ組合員ハ強制ヲ以テモ入レバキ法ヲ採ルベキデアタ、現ニ商業組合法ノ第九條ニハ、加入セザル者ト雖モ統制ヲ行フコトガ出來ルトナッテ居ル、是ハ農林大臣ヂヤナイ、商工大臣ノ方デ御提案ニナッテ居ルノデアリマセウガ、同ジモノデアリマスカラ一寸モ差支ハナカラウト思フ、今日ノ如ク自由加入ノ法ニ依テ満足ラシテ居ルヤウナラ、到底本當ノ産業組合ハ出來マイト私ハ思フノマセウガ、ソレニ御賛同相成リタイト思ヒマスガ、是ハ御互ニ切磋研磨致シマシテ、拘ハリナシニ、御役人ハ兎角我儘デ、自分ノ面目バカリヲ重ンズルモノダカラシテ、之ヲ改正シヤウトスルト云フト、兎角ニ反対ノ言葉ガ出ルモノデアリマスガ、虚心坦懐、國家ノ爲ニト云フノデ、ドウカ良イ考ガ出

シテ居リマシタケレドモ、是デハ其業務ヲ全員全部ガ之ヲ遵奉スルニ非ザレバ、品ノ良ハ出來ナイ、異ナル蠶種ニ依テ作ラレタト申シマシテモ、苟且ニモ蠶種ヲ買入レテ掃立テ、桑ヤツテ繭ニスレバ、ソレデ宜イコトダト思ヒマスナラバ、ソレハ養蠶業等出来ナカッタノデアリマスガ、此養蠶業等セヌデシタガ、斯様ナコトヲシテ宜シイカ居リマシタガ、午後ニ他ノ會ニ御出ニナックトガ出來ナクナッテ來テ居ルノデアリマシテ、豫算總會ハ放々テ置イテ御出ニナラナカッタノデ、十分ニ御尋スルコトハ林大臣ニ徹底的ニ質問ヲスル積りデ始メテシマシテ、統制アル良イ仕事ヲシテ行クコトガ出來ナクナッテ來テ居ルノデアリマシテ、是ハ六十二議會ニ於キマシテ、後藤農リマスカラシテ、到底此大事ナ蠶絲業ニ對シマシテ、統制アル良イ仕事ヲシテ行クコトハ澤山ナ産業組合ガ皆無限責任ニナッテ居ル状態ヲ見マシテ、顧ミテ我國ノ産業組合ヲ見マスト實ニ殘念ニ考ヘタノデアリマシタガ、幾分茲ニ眞劍味ヲ添ヘタト云フコトハ此組合ノ爲ニ非常ニ喜ブ次第デアリマス、併ナガラ私ハ組合ヲ組成スル所ノ人心得、其責任ノ自覺竝ニ之ヲ指導シ運用スル所ノ人々ニ對スル事柄ニ付テ、農林省ハ如何様ニシテ之ヲ能ク指導モスレバ管理モシ、監督モシテ行クカ、啻ニ金錢上ノ問題ニ付テハ無限責任ヲ負ハセテ財產ノ全部ハ取上ゲルマデ參テ居リマスガ、組合員ト云フモノニ對シテハ何等ノコトガナイ、是迄ノ通りデアル、茲ニ少々月次ニハ違フテモ差支ハナイ、非常時デアル、非常ノ時ニハ非常ノ事ヲ行シテ然ルベキデアル、從來ノ法的考カラモウツ超脱ヲ致シマシテ、是ハ組合員ハ強制ヲ以テモ入レバキ法ヲ採ルベキデアタ、現ニ商業組合法ノ第九條ニハ、加入セザル者ト雖モ統制ヲ行フコトガ出來ルトナッテ居ル、是ハ農林大臣ヂヤナイ、商工大臣ノ方デ御提案ニナッテ居ルノデアリマセウガ、同ジモノデアリマスカラ一寸モ差支ハナカラウト思フ、今日ノ如ク自由加入ノ法ニ依テ満足ラシテ居ルヤウナラ、到底本當ノ産業組合ハ出來マイト私ハ思フノマセウガ、ソレニ御賛同相成リタイト思ヒマスガ、是ハ御互ニ切磋研磨致シマシテ、拘ハリナシニ、御役人ハ兎角我儘デ、自分ノ面目バカリヲ重ンズルモノダカラシテ、之ヲ改正シヤウトスルト云フト、兎角ニ反対ノ言葉ガ出ルモノデアリマスガ、虚心坦懐、國家ノ爲ニト云フノデ、ドウカ良イ考ガ出

ナイ、何トナレバ當年ノ春以來、繩價ノ變動モ著シイモノデ、四百幾十圓ノ絲方千圓ヲ今日ハ突破スル、サウスレバ繩ノ値段ハ嫌デモ上ラナケレバナラヌ、春繩ニ於テモ良イ繩ハ四十錢以上ニモ當ルベキモノヲ、百匁ニ付テ應急資金ハ僅ニ十六錢出サウト云フコトデアッタシ、今度又秋繩ニ對シテモ十六錢デ宜イト言フ、而モ今日ノ絲ノ値段デ十六錢貨シタラ、何分ノ一二當ルト考ヘラレルノカ、是マデ農林省モ指導監督ノ方法ヲ誤テ居ラシヤル、殊ニ大正十四五年ニ建テタ乾繩装置ナドハ、鐵筋「コンクリート」ノ堂タル倉庫、而モ是ハ用ヒルニ都合ノ惡イモノデアル、金バカリ大分使ハシテ役ニ立タヌモノヲ建テサシテ、多クノ固定資本ヲ被打セテ居ル、而モ其半バノ借金ノ源ハ、農林省方申付ケテ作ッテ居リナガラモ、唯其借金ガアルガ爲ニ非常ナル壓迫ヲソレ等ノ組合ニ加ヘルコトハ——當年ノ春モ或縣ノ乾繩組合ニ對シテハ、増資ヲシナケレバ貸資ナムト威シタ、今頃増資ノ出來ル時カ出來ヌ時デスカ、分リ切ツ時勢テハナイカ、又吾々自身デモ四十万圓借リタイト申込ンダノニ、僅ニ七万圓後トデ貸シタガ、何ト云フコトカ、今回モ十六錢デ、而モ二十萬貫分申込ンデアルニ拘ラズ、僅ニ八万圓貸サムト云フコトヲ通ジテ來テ居ル、是、親切ナ遺リ方デアルカ、又自分ノ任務ヲ盡シテ居ルモノデアルカ、産業組合法ガ今度改正セラレテ、愈々産業組合中央金庫自體ノ任務ヲ行フニ便利ニナッテ來マシテモ、今迄ノ考デハ駄目ヂヤナイカ、惡イ乾繩組合ハ、政府ノ指導宜シキヲ失テ、斯ク惡イ組合ニナッテ來タノデアルカラ、ソレハ心配ラシテ救ハナケレバナラヌ、サウ云フ應急資金ト云フモノハ、繩ノ現物ヲ抵當トシテ納メルモノデアルカラ、ノガ現在デアル、此點ニ於キマシテハ農林大

臣ハ御存知ナイカモ知レナイガ、御手近ノ、而モ農林大臣ノ監督ノ下ニアルノデアルカラ、斯様ナ取扱ヲ爲サシメザルヤウナ工合ニツツーツツデヤナイ、二ツモ三ツモ御注意相成リタイコト、存ジマス(拍手)事柄ガ極メテ眞面目ナ問題デアリマシテ、多ク皆サンノヤウオ工合ニ長廣舌ヲ振フニモ甚ダ不適當デアリマスカラ、簡單ニ僅カツツニツツ一ツツモ御意見ノ如ク沟ニ御同感デ程御尋シタ譯デ、極メテ少ノイノデアリマスガ、委員會デハ若シ私ガ出席スルナラバ澤山ヤリマス、私ハ委員會ニ適當ナ問題ヲ此演壇ニ於テ申述ペヤウトハ考ヘマセヌカラ、是テ降壇致シマス(拍手)

(國務大臣後藤文夫君登壇)

○國務大臣(後藤文夫君) 産業組合ノ法律ヲ改正シテ責任ノ限度ヲ擴張スルコトハ洵ニ宜シイガ、産業組合ノ經營ハ、其經營ニ當ル人ニ依ル、又經營ヲ良クヤルヤウニシナケレバイカヌ、其人ヤ、經營ヲ良クヤラセルト云フコトニ付ア、ドンナ注意ヲ持テ居ルカト云フコトガ第一ノ御尋デアッタヤウデアリマス、是ハモウ至極御同感デアリマス、其爲ニ此度提出シマシタ豫算ノ中ニモ、産業組合ノ幹部ニナル人々ノ養成ニ付テ、又産業組合ノ指導ヤ監督ノコトニ付キマシテ、十分ニ産業組合ノ中央會其他ノ機關ヲ働くセタイト思テ居リマスシ、又各地方廳ニ於キマシテモ、此産業組合ノ指導獎勵ニハ十分ニ力ヲ盡サセタイ、各農村ニ於ケル經濟ノ將來ノ計畫ニ付キマシテモ、刷新サレ改善サレタ組合ト云フモノヲ、十分ニ利用スルヤウニシテ行キタイト云フヤウナ越旨ノ御尋ガアタヤウデアリマス、今日迄産業組合ハ自由ニ入ルコトデ、任意ノ組合トシテ發達シテ來テ居リマス、此際ニ直チニ之ヲ強制的ニ組合ニ加入サセル

コトガ善イカ惡イカト云フコトハ非常ニ考慮ヲ要スル問題デアラウト考ヘテ居リマス、ソレカラ蠶絲業ニ關聯シテ養蠶組合ノ一ツ一一ツツデヤナイ、二ツモ三ツモ御注意相成リタイコト、存ジマス(拍手)事柄ガ極メテ眞面目ナ問題デアリマシテ、多ク皆サンノヤウオ工合ニ長廣舌ヲ振フニモ甚ダ不適當デアリマスカラ、簡單ニ僅カツツニツツ一ツツモ御意見ノ如ク沟ニ御同感デ程御尋シタ譯デ、極メテ少ノイノデアリマスガ、委員會デハ若シ私ガ出席スルナラバ澤山ヤリマス、私ハ委員會ニ適當ナ問題ヲ此演壇ニ於テ申述ペヤウトハ考ヘマセヌカラ、是テ降壇致シマス(拍手)

(國務大臣後藤文夫君登壇)

○國務大臣(後藤文夫君) 産業組合ノ法律ヲ改正シテ責任ノ限度ヲ擴張スルコトハ洵ニ宜シイガ、産業組合ノ經營ハ、其經營ニ當ル人ニ依ル、又經營ヲ良クヤルヤウニシナケレバイカヌ、其人ヤ、經營ヲ良クヤラセルト云フコトニ付ア、ドンナ注意ヲ持テ居ルカト云フコトガ第一ノ御尋デアッタヤウデアリマス、是ハモウ至極御同感デアリマス、其爲ニ此度提出シマシタ豫算ノ中ニモ、産業組合ノ幹部ニナル人々ノ養成ニ付テ、又産業組合ノ指導ヤ監督ノコトニ付キマシテ、十分ニ産業組合ノ中央會其他ノ機關ヲ働くセタイト思テ居リマスシ、又各

○清家吉次郎君 大體農林大臣モ御同意デアリマシテ、先づ朝令暮改ヲ忌ム位ノ點ヲ御心配ニナッテ居リマスガ、ソンナコトハ問題ニナリマセヌ、昨日作ッタモノヲ今日

○議長(秋田清君) 加藤知正君
(加藤知正君登壇)

私ハ只今御提案ニナリマンス、ソレカラ蠶絲業ニ付キマシテ、數項ノ質問ヲ

ニツツ一ツツモ御意見ノ如ク沟ニ御同感デ

ニ入ルヤウニサセナケレバ、養蠶組合ニ依

ル養蠶ノ統制ト云フコトハ中々行ハレヌデ

ハナイカ、是モ御意見ノ如ク沟ニ御同感デ

モウ少シ十分ニ普及サセ、徹底的ニ此組合

ニ致ス方ガ宜シイ、其爲ニ免許制度ヲ設

ケルノデアルト云フ御説明ガアッタノデア

リマス、諸君モ御承知ノ如ク、今日マデハコトガ、果シテ適當デアルカドウカト云フ

コトニ付キマシテハ、能ク考究ヲシナケレバナラヌト思ヒマス、又篤ト御意見ヲ伺フ

機會モアラウカト存ジマス、デ色々良イ案ガアッタナラバ、虚心坦懐ニ政府ノ當局モ

贊成ヲスルガ宜シイデハナイカ、是モ至極御同感デアリマス、適切ナ妥當ナ良イ案ガ

アリマス時ニ、吾々ノ想ヒ及バヌコトガアリマスナラバ、之ニ御賛同スルコトニハ決

シテ考ヘマセヌ、ソレカラ最後ニ中央金庫ノコトニ付テ、色々御批評ガアリマ

シタヤウデアリマス、中央金庫ノ運用ニ付テハ吾々モ十分ニ注意シ、十分ニ監督シテ

参リタイト思テ居ル次第デアリマス

(清家吉次郎君登壇)

アリマシテ、先づ朝令暮改ヲ忌ム位ノ點ヲ御心配ニナッテ居リマスガ、ソンナコトハ

問題ニナリマセヌ、昨日作ッタモノヲ今日

キハ、一年ヤ二年乃至三年ヤ五年遲レタ所

カト云フコトヲ私ハ伺テ見タイト思フノ

デアリマス、御承知ノ如ク此免許制度ノ如

キハ、一年ヤ二年乃至三年ヤ五年遲レタ所

カト云フコトヲ

蠶絲業者ノ救濟ニモ相成ルノデアリマス、然ルニ是等ニ關スル法律案ナドハ更ニ御出シニナラズシテ、一年ヤ二年乃至三年ヤ五年遲レタ處デ大シタ差支ノナイ、謂ハゞ不急ノ法律案、此不急ノ法律案ヲ特ニ此臨時議會ニ御出シニナツタ云フ御理由ハ、一體何處ニアルノデアリマセウカ、先刻ノ御説明ダケデハ吾々了承シ兼ヌルノデアリマスカラ、此點ニ付テ農林大臣ヨリ今少シク詳細ニ、吾々ノ疑問ノ解ケルヤウニ御説明ヲ戴キタイノデアリマス

絲場ガ、殆ド二百釜ノ製絲場ト等シイ所ノ立派ナ成績ヲ擧ゲテ居ルト云ハレテ居ルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ關係カラ考ヘテ見マスルト、規模ノ大小、釜數ノ多少ト云フヤウナコトヨリモ、寧ロ其經營ノ如何、資本ノ如何ト云フコトガ、重大ナル所ノ關係ヲ持テ居ルノデアリマシテ、假令小製絲場ト申シマシテモ、資本サヘ充實致シテ、經營其人ヲ得マシタナラバ、必ズヤ立派ナル成績ヲ擧ゲルモノト吾々ハ之ヲ確信シテ居ルノデアリマス、左様ナ次第デアリマスルカラシテ、之ヲ百五十釜ト限定スルト云フヤウナコトハ、寧ロ是ハ小製絲場ヲ倒シテ、サウシテ大製絲場ヲ助成スルヤウナコトニ相成ルノデアリマシテ、大製絲家ハ之ヲ歡迎スルカモ知レマセヌガ、併ナガラ小製絲家ガ倒レタ結果ハドウナルノデゴザイマセウカ、今日マデ我國ノ蠶絲業ガ發達致シマシタノハ、大製絲場モ大ニ與テ力アルコトハ言フ迄モ、ザイマセヌケレドモ、併ナガラ小製絲場ノ力モ亦之ヲ無視スルコトハ出來ナイノデアリマスルガ故ニ、此點ニ於キマシテ農林大臣ハ如何様ナ御考デゴザイマセウカ、是ハ容易ナラザル所ノ問題デアルト思フノデアリマスルニ依テ、此標準釜數ト云フコトニ付テハ篤ト御考慮ヲ御願セナケレバナラヌノデアリマシテ、其釜數ノ制限如何ニ依テハ吾々ハ之ニ反對セナケレバナラヌト云フコトヲ茲ニ申上ゲテ置キタインデアリマス

ナケレバナラヌノデアリマス、若シ百五
釜デナケレバナラヌト云フコトニナリマス
レバ、既存ノ製絲工場ヘドウ云フ風ニナル
ノデゴザイマセウカ、勿論此附則ヲ拜見致
シマスルト、十年間ノ餘裕ヲ與ヘアルノ
デアリマス、此十年間ニ於キマシテ、既存
ノ製絲工場、百五十釜以下ノ製絲工場ガ、
ソレノ發展致シマシテ、皆百五十釜以上
ニナリ、資本モ亦充實致シマスナラバ文句
ハゴザイマセヌ、所ガ十年後ニ及ビマシテ
モ意ノ如ク資本ノ用意モ出來ズ、又釜數モ
法規ノ命ズル釜數ニ達セヌト云フコトニナ
リマスレバ、片端カラ廢業ヲセナケレバナ
ラヌト云フコトニナルト考ヘルノデアリマ
スルガ、此様ナ場合ニ於キマシテ、政府ハ
此既存工場ニ對シテドウ云フ御取扱ヲナサ
ル御考デアルカ、此事ニ付キマシテモ農林
大臣ヨリ篤ト御説明ヲ伺ッテ置キタイト思
フノデアリマス

文モ實施費用、運用費用ト云フモノガ計上セラレテ居ラナイ、ソレデ此蠶絲業組合法ノ十分ナル所ノ運用ガ出来、其働く期スルコトが出来ルト云フ御考デアリマセウカ、若シ出来ナイト云フ御考デアリマスナラバ、何故ニ此臨時議會ニ御提案ニナラナカッタカ、其費用ノ御要求ヲナサラナカッタカト云フコトヲ、吾々ハ疑問ニ思フノデアリマス、併シ其必要ヲ認メテ居テモ、此度ノ追加豫算ニ計上スルコトガ出来ナカッタト言ハルカドウカ、現ニ此組合法ニ據リ出来タ所ノ組合團體其モノハ、今日如何ナル狀態ニアリマスルカ、上ニ政府ノ助成金ナク、下ニ未ダ出来タバカリデアルカラ義務金ノ納付モナイ、即チ一文ノ運用資金モナイト云フ狀態デアル、油ガ無クシテ車ハ運轉致シマセヌ、一文モナイ此組合ニ活動ヲ望ムト云フコトハ、木ニ縁テ魚ヲ求メルヨリモ甚シイ註文デアルト考ヘルノデアリマス、故ニ若シ農林大臣ニシテ此場合ニ蠶絲業組合ニ屬スル各團體ヲシテ、十二分ノ活動ヲ爲サシメヨウト云フ御考デアリマスナラバ、此度ノ議會ニ十分ノ費用ヲ御要求アツテ然ルベキデアルノニ、何故御要求ナサラナカッタノデアルカ、私ハ之ヲ一ツ御尋申上げタイノデアリマス

更ニ御尋申上ゲタイト思フノハ、滯貿生絲ノ處分方法デアル、吾々多年ノ希望ヲ御容レニナリマシテ、一括、政府ガ之ヲ御買上ニナリマシタト云フコトハ、深ク感謝スル所デアリマス、昨今絲價ガ斯ノ如ク暴騰致シタト云フコトモ、色々ノ原因ハアルデアリマセウガ、一括是ガ處分ヲセラレタト云フコトモ、大ナル關係ヲ有テ居ルコトハ今更言フ迄モナイノデアリマス、所ガ此處分方法デアリマス、之ニ付テハドウ云フ御考ヲ有テオイデニナルノデアリマス

カ、第二次臨時議會ノ際、農林大臣ノ御說明中ニモアダノデアリマスルガ、當分是爲ニハ無償交付ヲスルト云フ御説明ガアッタノデアリマス、吾々ハ之ヲ御尤ノ次第ト承^シタノデアリマス、所ガ其後此事ニ付キマシテ、ドウ云フ御研究ガ著キマシタカ、又如何様ナ御調査ガ出來マシタカ、ソレヲ伺^シテ見タノデアリマス
尙ホ私ハ農林大臣ニ此際特ニ御願ヲ致シタイ事ガアル、ソレハ外デモアリマセヌ、日本ノ蠶絲業ハ殆ど行詰リノ狀態、殊ニ生絲ノ大部分ハ亞米利加ノミヲ目指シテ賣出ス所ノモノデアリマシテ、一朝有事ノ場合ニハ吾々國民トシテ非常ナル心配ヲセナケレバナラヌト云フコトハ言フ迄モナイ話デアリマス、故ニ亞米利加以外ニ新販路ヲ開拓スルト云フコトハ緊要ノ事デアリ、又今日ノ絹織物以外ニ其新用途ヲ發見スルト云ニスルト云フコトガ最モ理想的デアルト云フコトヲ唱ヘテ居ルノデアリマス、諸君、緊急ナルモノガアルノデアリマス、此時ニ際シマシテ、或人ハ生絲ヲ「ロープ」ノ原料スル所ノ「ロープ」ハ一年ニ約三万噸デアルト云フコトデザイマス、而シテ世界ニ於テ年々消費スル所ノ「ロープ」ノ高ハドノ位デアルカト云フト、二十分噸カラデアルト云フ話デコザイマス、所ガ「ロープ」ハ諸君モ御承知ノ通り大抵ハ麻デアルノテアリマス、麻デ捨ヘル所ノ「ロープ」ハ、海外ヨリ之ヲ輸入致シテ居ルノデアリマシテ、某氏ノ研究ニ依リマスト云フト、麻ノ「ロープ」ヨリモ「シルク」即チ生絲ノ「ロープ」ノ方が遙ニ優^シテ居ル、強力モ優^シテ居レバ、伸力モ優^シテ居ル、斯ウ云フヤウナ次第デアリマスカラシテ、日本ノ生絲ヲバ之ヲ「ローピング」ノ原料ニスルト云フコトハ、即チ一面ニ於テ新用途ヲ開拓スルコトニナルノデア

リマスガ、併シ其價格ノ點が如何デアラウ
カ、又水ニ對スル腐蝕ノ點ガ如何デアリマ
セウカ、是等ニ疑問ガ大ニアルコト故此場
合滯貨生絲ヲバ是等ノ試驗用ニ供シテ、大
的ニ試驗研究セシメラレタイト思フノデ
アリマス、勿論此事ハ農林大臣ハ疾クニ御
承知ノコト、考ヘルノデアリマスガ、若シ
幸ニシテ「シリク・ロープ」ナルモノガ、「マ
ニラ」「ロープ」ヨリモ遙ニ優シテ居ルト云
フコトニナリマスレバ、是ゾ即チ我ガ蠶絲
業ノ前途ニ、一大光明ヲ與ヘルコトニ相成
ルノデアリマス、彼ノ二十万捆ノ生絲ヲ噸
數ニ直シテ見レバ、僅ニ六千噸ニ當ルノデ
コザイマシテ、三万噸ノ「ロープ」ノ中、六
千噸ダケノ「ロープ」ガ生絲ヲ用ヒルト云フ
コトニナシタバカリデモ、直チニ滯貨生絲ノ
處分ガ立派ニ出來ルコトニ相成ルノデゴザ
イマスカラ、萬一試驗研究ノ結果此事ガ事
實ニ於テ現ハル、ト云フコトニナレバ、日
本ノ現在ノ蠶絲ノ產額ヲ倍額シテモ尙且ツ
足ラヌコトニナリマスルカラ、何ヲ措イテ
モ是等ノ試驗研究ダケハセナケレバナラヌ
ト考ヘルノデアリマス(拍手)此點ニ於キマ
シテ農林大臣ハ如何様ニ御考デアリマセウ
カ、冀クハ大藏當局トモ御相談ノ上デ、一
日モ速ニ是等ニ關スル所ノ試驗研究ノ途ヲ
開カル、ヤウニ、此際私ハ農林大臣ニ希望
スルト共ニ、大臣ノ御意見ノ存スル所ヲ伺
テ置キタインデアリマス、尙ホ色々質問致
シタイ事モアリマスケレドモ、私ノ質問ハ
是ダケニ止メテ置キマス

ノデアリマス、而シテ製絲業力亂立シマシタ爲ニ、一朝此生絲ノ暴落等ノ際ニ、規模ノ小サナモノガ頻々ト廢業ヲシテ、蠶絲業界全體ニ非常ナ迷惑ヲ及ボシタ云フ事實ヲ、吾々ハ近イ過去ニ澤山見テ居ルノデアリマス、今日ノヤウナ事態ニアッテハ免許制度ヲ立テ、製絲業ノ規模ヲ統制シテ行クノガ便利デアルト考ヘタノデアリマス、手ドウシテモ矢張手ヲ著ケナケレバナラヌ問題ノ中ノ一つデアル事ヲ、此際實行シテ参リタイト云フ風ニ考ヘテ居ル譯デアリマス

マスガ、只今ノ所デハサウハ認メテ居リマセヌ
ソレカラ滯貨生絲ノ處分ニ付テハドウ云
フ考ヲ持^テ居ルカ、是ハモウ重ネテ申ス
マデモアリマセヌ、アノ滯貨生絲ハ、從來
ノ生絲消費ノ市場へハ絶對ニ出サナイ、法
律デ決メシタ通りデ、是ハ嚴重ニ守^テ
行キタイト思^テ居リマス、唯從來ノ消費
ノ領域以外ノ方途ニ付テ研究スルコトハ、
是モ十分ニ致シタイ考デアリマス、唯、今
日迄ノ所何分多數ノ俵數ノモノデアリマシ
テ、是ガ賣買ノ契約ヲ結ビ、之ヲ引取ヲス
ルト云フノニ中々手數ガ掛^チテ居ルノデア
リマス、昨今漸^ク之ヲ終^タヤウナ譯デアリ
マス、御承知ノ通り生絲需要増進調査會ト
云フモノヲ法律デ設ケルコトニナ^チテ居リ
マス、此調査會デ只今御話ノヤウナ事柄モ
十分ニ調査研究ヲシテ行キタイ考デ居ルノ
デアリマス、今御話ノ「ローブ」ノ問題ナド
ハ非常ニ興味ノアル問題デアルト考ヘテ居
リマス、十分ニ研究ヲ致ス積リデ居リマ
ス
○議長(秋田清君) 松本忠雄君
○松本忠雄君 (松本忠雄君登壇)
○加藤知正君 農林大臣ノ御答辯ニ付テ更
ニ御尋^フシナケレバナラヌ事ガアリマスル
ケレドモ、何レ委員會ニ譲リマシテ、私ノ
質問ハ是デ打切りマス
斯

ノルモノニアリマセバカト云フコトニ付テ
吾々ノ見ル所ニ依レバ、此製絲業法ナルモ
ノハ、唯單ニ器械製絲業ヲ官僚ノ支配下ニ
置クト云フ以外ニハ、何等ノ目的モ意味モ
ナイノニアリマス、即チ器械製絲業ノ開設
ノ免許、免許ノ取消、若クハ統制上必要ナ
ルベキ所ノ命令ヲ、政府ガ之ニ向テ下ス
コトガ出來ルト云フヤウナ、總テノ器械製
絲業ヲ官僚ノ支配下ニ置ク、ソレダケデア
リマス、吾々ノ信ズル所ト政府ノ考トハ、
其點ニ付テ多クノ距離ガアルヤウニ思ハレ
ルノニアリマス、政府ハ製絲業ノ統制
養蠶製絲業ノ統制ト云フコトヲ強調セラレ
マスルガ、斯ノ如ク器械製絲業ヲ官僚ノ
支配下ニ置クコトガ、即チ蠶絲業ノ統制デ
アルト言ハル、ナラバ、吾々ノ目指ス所ト
ハ頗ル其距離ガ遠イノニアリマス、尠クト
モ吾々ノ信ズル所ニ依レバ、蠶絲業ヲ統制ト
スルト云フノニハ、蠶ヲ飼フ爲ノ桑園、其
桑園カラ採ル所ノ桑ニ依テ飼ヒ得ル所ノ養
蠶、其養蠶カラ採リ得ル所ノ繭、其繭ヨリ
取り得ル所ノ絲ノ量、ソレ等ノモノヲ總テ
見詰メテ、更ニ其絲ノ世界的ノ需要量ト云
フモノヲ見詰メテ、此間ニ何等カノ統制ト
連絡ヲ取ルコト、是ガ即チ蠶絲業ノ統制デ
ナケレバナラナイト思フノニアリマス、然
ルニ政府ハ養蠶ニ對スル所ノ問題ハ之ヲ總
テ後日ニ譲リ、蠶絲ノ統制ニ關スル問題ヲ
之ヲ只今ハ提案セズ、更ニ生絲ノ販賣統制
ノ問題ニ付テモ之ヲ閑却シテ、唯單ニ器械
生絲ニ對シテ斯ノ如キ法制ヲ設ケルコトガ
是ガ蠶絲業ノ統制デアル、而シテ之ニ依テ
先刻舉ゲタヤウナ三ツノ重大ナル目的ヲ達ス
セラル、ト云フナラバ、政府ハ其目的ヲ達スル
スルコト、畢竟難キニ陷ルノデハナイカト思
フノニアリマス、言ハ美ニシテ、標榜スル
所ハ洵ニ結構デアリマスケレドモ、他日吾
吾ハ此政府ノ期待スルヤウナ目的ヲ達スル
コトハ、頗ル困難デハナカラウカト思フノ
デアリマス、是レ私ガ第一點トシテ政府ニ
尋ネタイ所デアリマス
更ニ第二點トシテハ、先刻加藤君ヨリモ
既ニ其點ニ及ボサレタノニアリマスガ、其
蠶絲業ノ統制トシテ吾々ノ主張シテ居ル所

ノ、或ハ蠶絲ノ統制、或ハ販賣統制、其他養
蠶ニ關スル所ノ統制等ノ問題ハ、イツ如何
ナル機會ニ之ヲ議會ニ提案セントスル。デ
アルカ、如何ニシテ之ヲ實施セントスルノ
デアルカト云フコトニ付テ御尋ヲ致シタイ
ノデアリマス、是等ノ點ニ及バズシテ、唯
單ニ製絲業ヲ官僚ノ支配下ニ置ク、其結果
ハ蠶ヲ飼^フテ採ル繭、其繭カラ紡グ所ノ絲、
其絲ヲ造ル所ノ製絲工場ハ、今後ニ於ケル
所ノ新設ヲ阻害スル所ノ結果トナル、而モ
一方ニ於テハ養蠶ニ對シテハ、政府ハ依然
トシテ獎勵ノ方針ヲ執ラレテ居ルヤウデア
リマス、今度出サレタ所ノ豫算案ヲ見テモ、
桑園ノ改植ニ對シテハ一段當リ十五圓ノ補
助金ヲヤルト云フ所ノ政府ノ豫算デアリマ
ス、之ニ反シテ桑園ノ整理ニ對シテハ一段
圓デアリマス、即チ桑園ノ改植ニ對シテハ、
一段十五圓ノ補助金ヲ與ヘラル、ト云フコト
ハ、政府ガ依然トシテ養蠶業ヲ獎勵セラル
ル所ノ精神ノ現レデアルト謂ハナケレバナ
ラヌノデアリマス、一方ニハ養蠶ヲ獎勵シ
ナガラ、其養蠶家ガ蠶ヲ飼^フテ採ル所ノ繭、
其繭ヲ處理スペキ所ノ製絲工場ニ對シテハ、
面倒臭ニ所ノ法制ヲ作ッテ、其新設ヲ妨ゲ
ルヤウナ法律ヲ作ルコトガ、廳テ養蠶家ニ
對スル所ノ壓迫トナリハシナイカト云フコ
トヲ、吾々ハ憂ヘザルヲ得ナイノデアリマ
ス、此點ニ對スル所ノ政府ノ所見ハ果シテ
如何デアリマセウカト云フコトヲ伺ヒタイ
ノデアリマス

バ、此法律ノ結果トシテ、技術員ヲ全國ノ各府縣ニ配置セラル、御意見デゴザイマス、其技術員ノ配置ニ付テハ、如何ナル所ノ方針ニ依ラレルノデアルカ、例へバ長野縣ノ如クハ九百ノ製絲工場ヲ有^テ居ル所ノ縣ト、三十、四十ノ製絲工場ヨリ有^{タナ}イ所ノ縣トノ間ノ其技術員ノ配置ト云フコトハ、如何ナル標準ニ依ラレルノデアルカト云フコトヲ、此場合承^テ置キタイノデアリマス
更ニ第五ノ點トシテ——最後ノ點トシテ承リタイコトハ、本法ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メルコトニナ^フテ居リマスガ、其施行ノ期日ハ何時カラト云フ所ノ御腹案デアリマスカト云フコトヲ承リタイノデアリマス、此點ニ付テ政府カラ御答辯ヲ煩シタイト思ヒマス(拍手)
○議長(秋田清君) 後藤農林大臣
(國務大臣後藤文夫君登壇)
○國務大臣(後藤文夫君) 製絲業ノ免許制度ヲ設ケルト云フコトニ依テ、生絲ノ規格ノ統一、製品ノ品質ノ向上、其他蠶絲業全體ニヤ^テ、非常ニ有效ナ有利ナ結果ヲ齎スト云フヤウナ目的ガ、十分ニ達セラル、カドウカト云フヤウナコトニ付テハ、輸出業ノ免許制度ノミニ^テ、今御話ノヤウナ目的ガ全部達セラル、——完全ニ達セラルルトハ申シマセヌ、既ニ此品質ノ向上、規格ノ統一ト云フヤウナコトニ付テハ、輸出生絲ノ検査制度ノ如キガ最モ有效ニ効イテ居ルノデアリマス、製絲業ノ免許制度ハヤハリ蠶絲業全體ヲ合理的ニシ、統制アルモノニスル一端ノ施設トシテ實行シヨウトルモノナノデアリマス、尙ホ製絲業ノ免許以外ノ蠶絲業統制ノ大キナ問題ヲダウ考ヘテ居ルカ、何時ヤル積リカト云フヤウナ御話デアリマスガ、是ハ何レモ重大ナ問題デアリマス、只今モ考究ヲシテ居リマス、成ベク速ニ、出來得レバ順次、確信アル成案ヲ得タモノカラ實行ヲ致シテ 参リタイト思テ居リマス
○議長(秋田清君) 後藤農林大臣
(國務大臣後藤文夫君登壇)
○國務大臣(後藤文夫君) 製絲業ノ免許制度ヲ設ケルト云フコトニ依テ、生絲ノ規格ノ統一、製品ノ品質ノ向上、其他蠶絲業全體ニヤ^テ、非常ニ有效ナ有利ナ結果ヲ齎スト云フヤウナ目的ガ、十分ニ達セラル、カドウカト云フヤウナコトニ付テハ、輸出業ノ免許制度ノミニ^テ、今御話ノヤウナ目的ガ全部達セラル、——完全ニ達セラルルトハ申シマセヌ、既ニ此品質ノ向上、規格ノ統一ト云フヤウナコトニ付テハ、輸出生絲ノ検査制度ノ如キガ最モ有效ニ効イテ居ルノデアリマス、製絲業ノ免許制度ハヤハリ蠶絲業全體ヲ合理的ニシ、統制アルモノニスル一端ノ施設トシテ實行シヨウトルモノナノデアリマス、尙ホ製絲業ノ免許以外ノ蠶絲業統制ノ大キナ問題ヲダウ考ヘテ居ルカ、何時ヤル積リカト云フヤウナ御話デアリマスガ、是ハ何レモ重大ナ問題デアリマス、只今モ考究ヲシテ居リマス、成ベク速ニ、出來得レバ順次、確信アル成案ヲ得タモノカラ實行ヲ致シテ 参リタイト思テ居リマス

リヲ取ラウト云フヤウナ考ハ毛頭ゴザイマ
セヌ、十月一日カラ施行致シマスノニハ、
多少ノ準備ガ要リマス、之ニ必要ナ人ハ前
以テ配置シテ参ラナケレバナラヌノデアリ
マス、左様御承知ヲ願ヒタウゴザイマス

○議長(秋田清君) 河野一郎君

(河野一郎君登壇)
○河野一郎君 私ハ政府ガ今回提案致シマ
シタル米穀特別會計法中改正法律案ニ對シ
テ、其眞意ガ如何ナル點ニアルカト云フコ
トニ付テ重大ナル疑義ヲ持ツ者ニアリマ
ス、即チ現下ノ對策ト致シマシテ、國民ノ
購買力ヲ旺盛ナラシムルコトガ最モ重點デ
アルト信ジテ居リマス、更ニ之ヲ農村ニ付
テ申シマスナラバ、農產物ノ價格ヲ引上げ
テ農民所得ヲ増加セシメ、農村ヲ振興セシメ
延イテハ刻下ノ財界ヲ建直スニ最モ重大ナ
ル關係ガアルト信ジテ居リマス、最ニ之ヲ
米價ニ付テ考ヘマスナラバ、米ノ根本對策
ハ何トシテモ米價ノ吊上ゲニナケレバナラ
ヌト信ジテ居リマス、然ルニ今回政府ヨリ
提案サレマシタル所ノ改正案ニ依リマス
ナラバ、其何レノ點ヲ見マスルモ、米價ヲ
現在ノ價格ヨリ引上ゲントスル何モノモナ
イノデアリマス、即チ現在ノ米價ヲ以テ、
現下ノ農村ガ救濟セラレルト御考ヘニナ
ナラバ、私ハ重大ナル錯誤ガアルト信ズル
者ニアリマス、更ニ私ノ率直ニ申上ゲマ
ス、私ヲシテ率直ニ言ハシムルナラバ、農
產物ノ價格ヲ引上ゲル、實ニ米價織價ヲ引
上ガル、此一大方策ガ現在ノ農村救濟ノ根
幹デアリテ、單ナル土木、農業土木デアル、
各般ノ今回ノ臨時議會ニ提案ニアリマシタ
ル所ノ局臣救策ノ如キハ、其未デマシタ
ハ信ジテ居リマス、現在農民ノ要望スル
所ノ米價竝ニ織價ヲ相當價格ニ引上ゲテ、
農家ノ經濟ヲ根本的ニ建設ス、農民ガ安ジ
テ米ヲ作^テ食フコトガ出來ル、蠶^テ作^テ
アリマス(拍手)其意味ニ於キマシテ私ハ
ドウシテモ今回提案ニアリマシタル米穀法
中改正法律案、此法律案ニドノ點カラ見マ

シテモ米價ノ吊上ノ一點ニ付テ、御考ヘニ
コトヲ苦シム者ニアリマス、右申シマシタ
ルコトヲ前提ト致シマシテ、私ハ左ノ諸點
ニ付テ、農林大臣ニ特ニ御伺シテ見タイノ
デアリマス

最近ノ我國農村ノ實情ヲ見マスルニ、
全農村ノ要望スル所ハ米ノ專賣制度ノ確立
デアリマス、一刻モ速ニ專賣制度ヲ確定シ
テ、米價ヲ安定セシメテ、農村經濟ノ基調
ヲ確立シテ、農家經濟ヲ今日ノ不安ヨリ安
定セシメテ貴ヒタイト云フコトガ要望デア
リマス、是ガ眞ノ農民ノ聲デアリマス、然
ルニ政府ハ便々トシテ何等ノ根本の對策
ヲ確立セズ、即チ毫モ米專賣制度ノ確立ヲ
セザル理由如何ト云フノガ先づ第一點デア
リマス

更ニ第二ノ點デアリマス、現在ノ米穀法
ニ依リマスルト、率勢米價ヲ基準ト致シマ
シテ、之ニ基イテ米ノ買上若クヘ賣却ヲ致
スノデアリマス、然ルニ率勢米價ニ依リマ
スナラバ、私が今茲ニ諄々シク申上ゲル迄
モナク、全農村ハ非常ナ緊迫ヲ受ケルコト
ハ申ス迄モナインデアリマス、現在ノ率勢
米價、即チ二十圓何ガシノ價格ヲ以テ、
人モ現在ノ農村ガ安ジテ生活ヲ確立スルコ
トノ出來ル公正ナル米價ナリト信ズル者ハ
ナインデアリマス、然ルニ此點ニハ何等觸
レズシテ、率勢米價ノ改正ヲセズシテ、單
ニ米ノ買上資金デアル米穀法ノ借入限度ヲ
擴張シテ、何處ニ農村ガ救濟セラレマセウ
カ、真ニ米價ヲ引上ゲテ農村ヲ救濟セント
スナラバ、須ク率勢米價ヲ撤廢シテ、率
勢米價ニ依ル所ノ現行米穀法ノ根本ヲ改正
シテ、然ル後ニ借入限度ノ擴張ヲセナケレ
バナラヌト信ズル者ニアリマス(拍手)此點
ニ對スル政府ノ所見ヲ伺ヒタイノデアリマ
ス

○國務大臣(後藤文夫君) 米ノ專賣ノ制度
ヲ何故早クヤナカニ、米穀需給特別會計
ノ資金ダケヲ增加シタノデヘシヤウガナイ
デアリマス(成ベク御高聲ニ)ト呼フ者ア
リ米專賣ノ制度ハ多年論議セラレテ居
ル所デアリマス、吾々モ此前ノ臨時議會ニ
前内閣以來ノ方針ニ依リマシテ米穀法ヲ設
置シテ、米ノ根本政策ノ研究ヲ致スコトニ
ナフテ居リマス、折角今研究ヲ續ケテ居リマ
ス、唯米ノ專賣ト云フコトハ、非常ニ大キ
シテ、之ニ基イテ米ノ買上若クヘ賣却ヲ致
スノデアリマス、是ハ單リ米ノ價格ノ問
題ニ止ラズシテ、日本ノ國家社會ノ全般ニ
及ボス影響ガ頗ル大キイコトデアリマス、
専賣ニ至ラザル他ノ徹底的ナ或種ノ制度ニ
付キマシテモ、相當ノ政策アリマス、其仕組
ヲ考ヘタ後ニ、其運用ガドウ行カト云フ
コトヲ見極メナケレバ、容易ニ之ヲ實行シ
テ宜シト云フ現行米穀法ニハ達シ兼ネルノデア
リマス、左様ナ次第デ、其根本策ヲ此議會
ニ提出^ト致サナカ^ト譯デアリマス、現在
在ノ米穀法ノ率勢米價デハ、米ノ値ヲ十分
ニ吊上ゲルト云フ譯ニハ行カヌデハナ
カ、其共リデアリマス、率勢米價ハ特ニ米
ノ値ヲ吊上ゲルト云フヤウニ出来テ居リマ
セヌ、米ノ値ノ餘リ酷ク下ルコトヲ防ギ
又米ノ値ノ餘リ高クナリ過ギルコトヲ防
シテ、然ル後ニ借入限度ノ擴張ヲセナケレ
バナラヌト信ズル者ニアリマス(拍手)此點
ニ對スル政府ノ所見ヲ伺ヒタイノデアリマ
ス

○國務大臣(後藤文夫君) 先程申上ゲマシ
タヤウニ、率勢米價ニ付キマシテヘ、尙ホ
之ニ加ヘテ考フルヘキ生産費、生計費ト云
フ問題が殘シテ居リマス、之ヲ加ヘタ上デ
尙且只今ノ率勢米價ノ立方ガ、米穀需要ニ
應ジテ適正ナ價格ヲ保タシメルノニ不足デ
アルカドウカ(不足ダ)ト呼フ者アリト云
フコトヲ考ヘナケレバナラヌト思ヒマス、
吾々ガ今日憂ヘテ居リマスル所ハ、只今ノ
米價ト云フコトヨリモ、此出來秋ノ米價ノ
問題デアリマス、生産費等ノ調査ハ出來秋前
ニハ凡ソ見當ガ付クコトニナフテ居リマス、
ノデアリマス

現在ノ農村救濟ヲ建直スノニ、ドノ位ノ米
價ヲ以テ最モ適當ナリト御考ニナルカ、更
ニ碎イテ申シマスナラバ、今回ノ一億圓ノ
モノヲ加味シテ、此率勢米價ト云フモノヲ

限度擴張ヲ爲サレマシタル其資金ヲ以テ、
米ノ値段ヲドノ程度ニ安定セシメヤウト爲
サルノ値段ヲドノ程度ニ安定セシメヤウト爲
サル御答辯ヲ御願スル次第デアリマス(拍手)
○國務大臣(後藤文夫君登壇)
(國務大臣後藤文夫君登壇)
○國務大臣(後藤文夫君登壇)
○國務大臣(後藤文夫君登壇)

本當ニ効カシテ見テ、尙ホ其運用ガ實情ニ
適セザルヤ否ヤト云フコトヲ判断スルニ
ハ、マダ今日其時機ニ達シテ居ラヌト思
テ居ルノデアリマス
ソレカラ第三ニ、米價ハ一體何程デアリマシタ
ガ、一般ノ物價、其他色々ノ關係ヲ考慮シ
テ、米價ヲ適當デアルト云フ
デアリマス(成ベク御高聲ニ)ト呼フ者ア
リ米專賣ノ制度ハ多年論議セラレテ居
ル所デアリマス、吾々モ此前ノ臨時議會ニ
前内閣以來ノ方針ニ依リマシテ米穀法ヲ設
置シテ、米ノ根本政策ノ研究ヲ致スコトニ
ナフテ居リマス、折角今研究ヲ續ケテ居リマ
ス、唯米ノ專賣ト云フコトハ、非常ニ大キ
シテ、之ニ基イテ米ノ買上若クヘ賣却ヲ致
スノデアリマス、是ハ單リ米ノ價格ノ問
題ニ止ラズシテ、日本ノ國家社會ノ全般ニ
及ボス影響ガ頗ル大キイコトデアリマス、
専賣ニ至ラザル他ノ徹底的ナ或種ノ制度ニ
付キマシテモ、相當ノ政策アリマス、其仕組
ヲ考ヘタ後ニ、其運用ガドウ行カト云フ
コトヲ見極メナケレバ、容易ニ之ヲ實行シ
テ宜シト云フ現行米穀法ニハ達シ兼ネルノデア
リマス、左様ナ次第デ、其根本策ヲ此議會
ニ提出^ト致サナカ^ト譯デアリマス、現在
在ノ米穀法ノ率勢米價デハ、米ノ値ヲ十分
ニ吊上ゲルト云フ譯ニハ行カヌデハナ
カ、其共リデアリマス、率勢米價ハ特ニ米
ノ値ヲ吊上ゲルト云フヤウニ出来テ居リマ
セヌ、米ノ値ノ餘リ酷ク下ルコトヲ防ギ
又米ノ値ノ餘リ高クナリ過ギルコトヲ防
シテ、然ル後ニ借入限度ノ擴張ヲセナケレ
バナラヌト信ズル者ニアリマス(拍手)此點
ニ對スル政府ノ所見ヲ伺ヒタイノデアリマ
ス

○國務大臣(後藤文夫君) 先程申上ゲマシ
タヤウニ、率勢米價ニ付キマシテヘ、尙ホ
之ニ加ヘテ考フルヘキ生産費、生計費ト云
フ問題が殘シテ居リマス、之ヲ加ヘタ上デ
尙且只今ノ率勢米價ノ立方ガ、米穀需要ニ
應ジテ適正ナ價格ヲ保タシメルノニ不足デ
アルカドウカ(不足ダ)ト呼フ者アリト云
フコトヲ考ヘナケレバナラヌト思ヒマス、
吾々ガ今日憂ヘテ居リマスル所ハ、只今ノ
米價ト云フコトヨリモ、此出來秋ノ米價ノ
問題デアリマス、生産費等ノ調査ハ出來秋前
ニハ凡ソ見當ガ付クコトニナフテ居リマス、
ノデアリマス

現在ノ農村救濟ヲ建直スノニ、ドノ位ノ米
價ヲ以テ最モ適當ナリト御考ニナルカ、更
ニ碎イテ申シマスナラバ、今回ノ一億圓ノ
モノヲ加味シテ、此率勢米價ト云フモノヲ

○議長(秋田清君) 栗原彦三郎君

○栗原彦三郎君
案ニ付キマシテ、先刻來同僚諸君ノ熱心ナ
ル御質問ニ依リマシテ、可ナリ要領ヲ得て居
リマスル點モアリマス、又吾々ノ間ハント
スル所ヲ、同僚諸君ガ既ニ御問ニナフテ下
ヌタ點モアリマスルガ故ニ、私ハ極ク簡
單ニ本案ニ關聯致シマスル所ノ、二三ノ事
項ニ付テ御尋ヲ致シマシテ、細目的ナ質疑
諸案ハ應急的ノモノデアシテ、他ニ根本的
ノ對策ナルモノヲ御提出ニナル考デアルマス
カ否ヤト云フコトガ第一點デアリマス、昨
日以來總理大臣、大藏大臣、其他閣僚諸公
ノ御申述ベニナチ居ル所ヲ拜聽致シマス
ルト、僅々二箇月間ニ作所タ案デアシテ十分行
デハナイ、或ハ又今後七箇月間ニ之ヲ實行
スルモノ、ミデアシテ、根本のノモノニ對
シテハ更ニ提案セラレルモノ、ヤウニモ聞
エルシ、或ハ又他ニ徹底的ノ案ヲ御出シニ
ナラナイヤウニモ聞エルノデアリマスルカ
ラ、此點ニ關シマシテハ、果シテ政府ハ昨
日以來御提案ニナリマシタ一切ノ農村匡救
案、或ハ中小商工業者ニ對スル匡救案以外ノ
モノニ御提出ニナルノデアルカ、或ハ是レ
以外ニ所謂非常時ニ對スル對策ナルモノ、
諸案ハ御提出ニナラナイノデアルカ、即チ
今期議會デナク、次ノ通常議會ニ御提出ニ
ナル御考デアルノカ、或ハ御提出ニナラナ
イ御考デアルノカ、此點ヲ明瞭ニ御伺申シ
タインデアリマス、此點ハ總理大臣ヨリ御
答辯ヲ御願致シマス

第二ニ御伺致シタインハ、主トシテ非常
時ニ對スル農村匡救策中、所謂農村ノ負債
整理案ナルモノガ、果シテ農村ノ如何ナル
階級ニ屬スル人ヲ匡救スルコトニ重點ヲ置
カレタノデアルカ、或ハ地主階級デアルカ、
或ハ中產階級デアルカ、或ハ貧農階級デ
アリマスカ、此點ヲ明瞭ニシテ置ク必要ガ
アルト思ヒマス、昨日以來各大臣ノ御演説
ヲ拜聽致シテ居リマシテモ、此カ明瞭ヲ缺
クノミナラズ、或ハ或ル法案ハ地主ヲ救濟
スルコトニ重點ヲ置クガ如クニモ見エ、又

或ルモノハ中產階級或ハ小地主ノ懸濶ス
ル如クニモ見エ、其場々ノ説明ガ大分異
テ居リマシテ、政府ノ本當ノ信念ノアル所
ガ吾々ニハ分ラナインデアリマス、此故ニ
此點ニ關シマシテハ明瞭ニ御答辯ガ願ヒタ
イノデアリマス、是ハ單ニ農村、或ハ農村
負債整理ト云フ點バカリデハナク、中小商
工業者ノ救濟ニモ關シテ居ルノデアリマス
カラ、商工大臣及農林大臣ノ御兩公カラ御
答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス
更ニ大體御提出ニナフテ居ル所ノ諸案ヲ
通讀致シテ見マスルト、政府ハ政府自身ガ
主體トナフテ農村及中小商工業者更生ノ爲
ニ努力シナケレバナラナイ、農村及中小商
工業者更生ノ爲ニ途ヲ講ジナケレバナラナ
イノドウラズ、其勞ヲ厭テ、或ハ組合、
或ハ町村等ニ重負擔ヲ轉嫁サセタト云フ
憾ハナカドウカト云フコトデアリマス、
私共ハ昨日來色々ノ御説明ニ依テ見マシ
テモドウモ此疑ヲ益深クスルバカリデア
リマシテ、本當ニ政府自身ガ眞剣ニナフテ、
眞裸ニナフテ街頭ニ飛出スト云フ意氣込
以テ此非當時匡救ノ實ヲ擧ガヨウトスル誠
意ヲ見ルコトガ出來ナイ、是モ組合ヲ作ル、
或ハ銀行カラ貸出ヲサセル、或ハ是ハ町村
ニ責任ヲ負ハセル、是ハ府縣ニ責任ヲ負ハ
セルト云フヤウナ合德アリマシテ、政府
自ラガ大ナル責任ヲ負ヒ、大ナル覺悟ヲ以
テニニ當ルト云フ事ガ少シモ見出サレナイ
コトハ、政府ノ爲ニ甚ダ惜ムノデアリマ
ス

澤山ナ組合ヲ御作リニナツテ、ソレ等ノ組合ト云フ
更ニモウ一點御尋シヨウト致シマスルコ
トハ、是等ノ諸案ニ依テ或ハ産業組合、或
ハ農村負債整理組合、或ハ何々組合ト云フ
御願致シタインデアリマス
合ヲ主體ト致シマシテ、所謂非常時匡救ノ
策ヲ御立テニナツテ居ルノデアリマスルガ、
地方農村ニ於テハ勿論ノコト、或ハ産業
都市等ニ於テモ、其仕事ノ性質上カラ言
テ、組合ニ加入スルコトノ出來ナイ者ガ澤
山アリマス、例へバ織物業ガ盛ンデアル地
方等ニ於キマシテハ、非常ニ其仕事方一部分
的ニ分レテ居ルテ或ハ絲撚ノ作業デアルト
カ、或ハ整理デアルトカ、加工デアルトカ、
或ハ其下職デアルトカ云フ、所謂一般下職
ト云フヤウナモノガ、本當ハ産業上ノ重要
ナル働キヲ成シテ居ルニ拘ラズ、是等ノ者
ハ獨立シタ産業組合ノ會員トナルコトガ出
來ナイ者ガ多イノデアリマス、又農村ニ於
キマシテモ、此整理組合員ニナルコトノ出
來ナイ人ガ、必ズ相當ニアルト思フ、ソレ
ハ何デアルカト言ヘバ、例ヘバ農山村等ニ
至リマスルト、大正七、八年頃借りタ借金
リマセヌガ故ニ、財產ニ或ハ九倍、十倍ス
ル所ノ大ナル負債ヲ有テ居ル人が入テ來
ルト、連帶責任デアル所ノ他ノ組合員ガ迷
惑スルト云フノデ、ソレ等ノ人々入ルコト
ヲ或ハ嫌フカモ知レナインデアリマス、サ
ウ云フ場合及其他所謂勤勞農民等ニ於キマ
シテモ、此組合ニ入ルコトノ出來ナイ者ガ
相當アラウト思フノデアリマスルガ、政府
ハ果シテ是等組合ニ入ルコトノ出來ナイ
切ノ人々ニ對シテハ、之ヲ見殺シニシヨウ
トスルノデアリマスルカ、或ハ別ニ方策ヲ
立て、是等ヲ救濟シヨウツルノデアル
カ、御伺致シタインデアリマス
次ニ御伺申シタインハ、只今米價問題ニ
付テ十分ニ同僚諸君カラ御尋ガアリマシタ
ガ、私ノ更ニ御伺申上ゲタイノハ、只今農
林大臣ハ、秋頃ニナルマデニハ相當ニ考ガ
著クダラウト云フヤウナ御答辯ヲナサレテ
居リマシタガ、最早出來秋ハ直ぐ近付イテ

其間ニ、全國的豐作ニ依リマシテ米バ下ル
一方デアリマス、朝鮮モ先日來旱ノ害ニ依
テ多少減收スルノデハナイカト云フヤウニ
言ハレテ居リマシタガ、吾々ノ接受致シテ
居リマスル報告ニ依リマスルト、相當豐作
デアルト云フ、臺灣モ其通りデアリマス、
又満洲米モ相當ニ出来ルノデアリマスル
ガ、アナタハ今色々ノコトヲ考ヘテ居ルト
云フコトデ、今日只今此臨時議會ニ一切ノ
法案ヲ御出シニナラナイデ、唯考ヘテ居ラ
レタバカリデ、此出來秋ニ對シテアナタノ
抱負經綸ヲ實行スルコトが出來マスカ、是
レ私ガアナタニ伺ハントスル所ノコトデア
リマス、更ニモウ一點製絲業法ニ付テ御伺
致シテ置キタイノハ、此問題ニ付キマシテ
ハ吾々ノ先生デアリ、私共ノ先輩トモ尊敬
シテ居リマスル加藤君竝ニ松本君等ガ十分
ナル御質問ヲ試ミマシタガ故ニ、私ハ唯一
點御聽キ申上ゲルノデアリマス、諸君、製
絲家ノ釜數ヲ百五十釜以上ト大體ニ於テ決
メル御考デアルト云フヤウナコトデアリマ
スルガ、吾々養蠶家ノ立場カラ考ヘマスル
ト、繭ガ愈、出來タ、蛆が出、或ハ蛾が出
ルヤウニナリ、モウ捨て、置ケナイト云フ
時ニ、農民ガ所謂困居リマスル時ニ、
真先ニ買ヒニ來テ吳レル者ハ誰デアルカ、
大キナ資本ヲ擁シテ居ル製絲業者、マダ二
月分モ、半年分モ、一年分モノ繭ヲ抱ヘテ
居ル大キナ會社ハ急イデ買ヒニ來ハ致シマ
セヌ、小サナ製絲業者ガ急イデ買ヒニ參リ
マシテ、他ノ人ガ二十五掛デ買フモノナラ
バ、二十六掛デ買ヒ、七掛デ買フ、釜ニ入
レル繭ヲ持タナイ此小サナ製絲業者コソ本
當ノ農民養蠶家ノ味方デアリマス、此農民
養蠶家ノ味方デアリマスル、小サナ製絲業者
ヲ盡キ征伐シテシマシテ、果シテ
是デ養蠶家ガ助カルデアリマセウカドウデ
アリマセウカ、此點ヲ御伺致シタイノデア
リマス、以上大體私ノ御尋致サウトスル所
ハ盡キタノデアリマスルガ、昨日來各大臣
ノ御演説等ヲ拜聽シテ居リ、又提案セラレ

